CZ-4-3
1200404246535

第四十三回国会制定法

会期｛昭和三十七年十二月二十四日から
　　　昭和三十八年七月六日まで｝

参議院法制局

第四十三回国会制定法

会期（昭和三十七年十二月二十四日から
　　　昭和三十八年七月六日まで）

参議院法制局

凡例

一、本書は、第四十三回国会（常会）（昭和三十七年十二月二十四日から 昭和三十八年七月六日まで）を通過成立した法律百六十七件（閣法 百五十八件 衆法 七件 参法 二件）——昭和三八年法律第二号から同第一六八号まで——を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、索引及び本文の題名の下に「（衆法）」または、「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員または、参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものである。

CZ
4
3

320.91
Sa594ke

国立国会図書館
38.10.24

624678

目次

法律第二号　昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭和三十八年二月十六日公布）……一

法律第三号　地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭和三十八年二月二十七日公布）（衆法）……二

法律第四号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）（衆法）……二

法律第五号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）……四

法律第六号　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）……六

法律第七号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）……二八

法律第八号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）……三八

法律第九号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年二月二十八日公布）……三九

法律第十号　警察法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月一日公布）……四〇

法律第十一号　木船再保険法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月五日公布）……四〇

法律第十二号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月六日公布）……四一

法律第十三号　昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭和三十八年三月十四日公布）……四一

法律第十四号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年三月十五日公布）……四三

法律第十五号　印紙税法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月十五日公布）……四六

法律第十六号　船舶安全法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月十五日公布）……四六

法律第十七号　酒税法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月十八日公布）……四七

法律第十八号　特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭和三十八年三月十八日公布）……四八

法律第十九号　医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十日公布）……四八

法律第二十号　中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十日公布）……四九

法律第二十一号　北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十日公布）……四九

法律第二十二号　プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十日公布）……四九
法律第二十三号　狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十二日公布）……五〇
法律第二十四号　産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十三日公布）……五四
法律第二十五号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十五日公布）……五五
法律第二十六号　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十五日公布）……五五
法律第二十七号　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭和三十八年三月二十五日公布）……五六
法律第二十八号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年三月二十七日公布）……五七
法律第二十九号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年三月二十七日公布）……五八
法律第三十号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年三月二十七日公布）……六一
法律第三十一号　商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十七日公布）……六三
法律第三十二号　電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十八日公布）……六三
法律第三十三号　炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十九日公布）……六三
法律第三十四号　雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月二十九日公布）……六九
法律第三十五号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）（衆法）……七〇
法律第三十六号　東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭和三十八年三月三十日公布）……七一
法律第三十七号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七三
法律第三十八号　日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七三
法律第三十九号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七三
法律第四十号　石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七五
法律第四十一号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七五
法律第四十二号　産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七五

法律第四十三号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七六
法律第四十四号　経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七六
法律第四十五号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七七
法律第四十六号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七八
法律第四十七号　通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……七九
法律第四十八号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八一
法律第四十九号　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八二
法律第五十号　国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八七
法律第五十一号　私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八七
法律第五十二号　日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八九
法律第五十三号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……八九
法律第五十四号　農業改良助長法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十日公布）……九〇
法律第五十五号　林業信用基金法（昭和三十八年三月三十日公布）……九一
法律第五十六号　森林組合合併助成法（昭和三十八年三月三十日公布）……九九
法律第五十七号　電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭和三十八年三月三十日公布）……一〇〇
法律第五十八号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一〇一
法律第五十九号　厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一〇二
法律第六十号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一〇三
法律第六十一号　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年三月三十一日公布）……一〇四
法律第六十二号　国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一〇七
法律第六十三号　外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一一四
法律第六十四号　中小企業近代化促進法（昭和三十八年三月三十一日公布）……一一五
法律第六十五号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一一九
法律第六十六号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一四四
法律第六十七号　法人税法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一七二
法律第六十八号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一七三
法律第六十九号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一八八

法律第七十号　漁港法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一八九
法律第七十一号　中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年三月三十一日公布）……一九〇
法律第七十二号　中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年三月三十一日公布）……一九四
法律第七十三号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……一九六
法律第七十四号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……一九九
法律第七十五号　土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……二〇四
法律第七十六号　オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……二〇五
法律第七十七号　農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……二〇六
法律第七十八号　金属鉱物探鉱融資事業団法（昭和三十八年四月一日公布）……二〇六
法律第七十九号　住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……二一二
法律第八十号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月一日公布）……二一四
法律第八十一号　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日公布）……二四八
法律第八十二号　電波法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月四日公布）……二五三
法律第八十三号　船舶職員法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月四日公布）……二五五
法律第八十四号　日本航空株式会社法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月四日公布）……二五八
法律第八十五号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月五日公布）……二五九
法律第八十六号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月十日公布）……二五九
法律第八十七号　農薬取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月十一日公布）……二五九
法律第八十八号　消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月十五日公布）……二六三
法律第八十九号　消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月十五日公布）……二七三
法律第九十号　道路交通法の一部を改正する法律（昭和三十八年四月十五日公布）……二七五
法律第九十一号　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年五月十六日公布）……二八〇
法律第九十二号　屋外広告物法の一部を改正する法律（昭和三十八年五月二十四日公布）……二八一
法律第九十三号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年五月二十四日公布）……二八二
法律第九十四号　砂防法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月一日公布）（参法）……二八三

法律第九十五号　計量法施行法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月一日公布）……二八四
法律第九十六号　地方財政法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月七日公布）……二八五
法律第九十七号　石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年六月七日公布）……二八六
法律第九十八号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月七日公布）……二九六
法律第九十九号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月八日公布）……二九九
法律第百号　日本原子力船開発事業団法（昭和三十八年六月八日公布）……三三五
法律第百一号　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年六月十日公布）……三四一
法律第百二号　総理府設置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年六月十一日公布）……三四六
法律第百三号　港湾整備促進法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月十二日公布）……三四七
法律第百四号　港域法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月十二日公布）……三四七
法律第百五号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月十五日公布）……三四九
法律第百六号　行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十日公布）……三四九
法律第百七号　観光基本法（昭和三十八年六月二十日公布）（衆法）……三五〇
法律第百八号　麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十一日公布）……三五三
法律第百九号　輸出硫安売掛金経理臨時措置法（昭和三十八年六月二十一日公布）……三六六
法律第百十号　外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十一日公布）……三六七
法律第百十一号　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十二日公布）（衆法）……三六八
法律第百十二号　地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十四日公布）……三六九
法律第百十三号　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十七日公布）……三七〇
法律第百十四号　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十七日公布）……三七三
法律第百十五号　公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十八年六月二十七日公布）……三七七
法律第百十六号　金属鉱業等安定臨時措置法（昭和三十八年七月一日公布）……三八一
法律第百十七号　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月一日公布）……三八四
法律第百十八号　海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十八年七月一日公布）……三八五
法律第百十九号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年七月三日公布）……三八八

法律第百二十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月三日公布）……三八九
法律第百二十一号　職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月八日公布）……四〇八
法律第百二十二号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月八日公布）……四一二
法律第百二十三号　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年七月八日公布）……四一三
法律第百二十四号　海外移住事業団法（昭和三十八年七月八日公布）……四一三
法律第百二十五号　商業登記法（昭和三十八年七月九日公布）……四二三
法律第百二十六号　商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和三十八年七月九日公布）……四三五
法律第百二十七号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十日公布）……四五六
法律第百二十八号　地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十日公布）……四五七
法律第百二十九号　近畿圏整備法（昭和三十八年七月十日公布）……四六二
法律第百三十号　明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法（昭和三十八年七月十日公布）……四六七
法律第百三十一号　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十日公布）……四六七
法律第百三十二号　昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭和三十八年七月十日公布）……四六八
法律第百三十三号　老人福祉法（昭和三十八年七月十一日公布）……四六九
法律第百三十四号　新住宅市街地開発法（昭和三十八年七月十一日公布）……四七九
法律第百三十五号　薬事法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十二日公布）（参法）……四九三
法律第百三十六号　ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十二日公布）……四九五
法律第百三十七号　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭和三十八年七月十二日公布）……四九五
法律第百三十八号　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年七月十二日公布）……四九六
法律第百三十九号　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十二日公布）……五〇〇
法律第百四十号　公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十二日公布）……五〇一
法律第百四十一号　港則法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十二日公布）……五〇六

法律第百四十二号　政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十三日公布）……五〇七
法律第百四十三号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十五日公布）……五〇八
法律第百四十四号　電力用炭代金精算株式会社法（昭和三十八年七月十五日公布）……五一一
法律第百四十五号　石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭和三十八年七月十五日公布）……五一六
法律第百四十六号　石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十五日公布）……五一七
法律第百四十七号　中小企業指導法（昭和三十八年七月十五日公布）……五一八
法律第百四十八号　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十五日公布）……五二五
法律第百四十九号　道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十五日公布）……五二六
法律第百五十号　国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十六日公布）……五三〇
法律第百五十一号　建築基準法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十六日公布）……五三六
法律第百五十二号　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年七月十六日公布）……五三八
法律第百五十三号　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月十九日公布）……五五一
法律第百五十四号　中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日公布）……五六三
法律第百五十五号　中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭和三十八年七月二十日公布）……五六八
法律第百五十六号　中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月二十日公布）……五六九
法律第百五十七号　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月二十日公布）……五七一
法律第百五十八号　関越自動車道建設法（昭和三十八年七月二十日公布）（衆法）……五七二
法律第百五十九号　採石法の一部を改正する法律（昭和三十八年七月二十二日公布）……五七三
法律第百六十号　金融緊急措置令を廃止する法律（昭和三十八年七月二十二日公布）……五七三
法律第百六十一号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年七月二十四日公布）……五七五
法律第百六十二号　失業保険法の一部を改正する法律（昭和三十八年八月一日公布）……五七七
法律第百六十三号　船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十八年八月一日公布）……五八九
法律第百六十四号　重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年八月一日公布）……五九二

法律第百六十五号　沿岸漁業等振興法（昭和三十八年八月一日公布）……五九三

法律第百六十六号　産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年八月一日公布）……五九六

法律第百六十七号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年八月二日公布）……五九八

法律第百六十八号　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年八月三日公布）……五九九

件名索引（五十音順）

（注）○印は、第四十三回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△あへん法（昭二九—法七一）の一部改正（昭三八—法一〇八）とあるのは、昭和三十八年法律第百八号（麻薬取締法等の一部を改正する法律）によつて、あへん法（昭二九—法七一）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六・法一二）……四一

△あへん法（昭二九—法七一）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六四

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法六）……六

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二—法一五四）の一部改正（昭三八—法六）……一五

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六—法一七六）の一部改正（昭三八—法六）……一九

○印紙税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五・法一五）……四六

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法三四）……七〇

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法五五）……九八

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法六六）……一七三

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法七八）……三一

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法八八）……二七三

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法九七）……二九五

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法一二四）……四二一

△印紙税法（明三二—法五四）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四

○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法一九）……四八

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六〇）……一〇三

△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭三八—法一六）……四七

△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一

（え）

○沿岸漁業等振興法（昭三八・八・一・法一六五）……五九三

（お）

○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭三八・三・二五・法二七）……五六

○オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七六）……二〇五

○屋外広告物法の一部を改正する法律（昭三八・五・二四・法九二）……二八一

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・一五・法一〇五）……三四九

○恩給法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一三）……三七〇

△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭三八—法

一一三）……三七〇
△恩給法等の一部を改正する法律（昭三三－法一二四）の一部改正（昭三八－法一一三）……三七一

（か）

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四五）……七七
△科学技術庁設置法（昭三一－法四九）の一部改正（昭三八－法一〇〇）……三四一
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四六）……七八
△外務省設置法（昭二六－法二八三）の一部改正（昭三八－法一二四）……四二二
○外貨公債の発行に関する法律（昭三八・三・三一・法六三）……一一四
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六八）……一七三
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・五・二四・法九三）……二八二
○観光基本法（昭三八・六・二〇・法一〇七）（衆法）……三五〇
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・六・二一・法一一〇）……三六七
△外国保険事業者に関する法律（昭二四－法一八四）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四五
○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一・法一一七）……三八四
○海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八・七・一・法一一八）……三八五
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二二）……四一二
○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二三）……四一三
○海外移住事業団法（昭三八・七・八・法一二四）……四一三
○関越自動車道建設法（昭三八・七・二〇・法一五八）（衆法）……五七二
△火薬類取締法（昭二五－法一四九）の一部改正（昭三八－法二三）……五三
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六－法一四三）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四七
△会社更生法（昭二七－法一七二）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五〇
△関税法（昭二九－法六一）の一部改正（昭三八－法六八）……一七七
△株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九－法一一〇）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五三
△海岸法（昭三一－法一〇一）の一部改正（昭三八－法九九）……三三四
△関税暫定措置法（昭三五－法三六）の一部改正（昭三八－法六八）……一七七
△果樹農業振興特別措置法（昭三六－法一五）の一部改正（昭三八－法三九）……七四

（き）

○漁港法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法七〇）……一八九
○金属鉱物探鉱融資事業団法（昭三八・四・一・法七八）……二〇六
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八・四・一・法八一）……二四八
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・二〇・法一〇六）……三四九
△行政管理庁設置法（昭二三－法七七）の一部改正（昭三八－法七八）……二二一
△行政管理庁設置法（昭二三－法七七）の一部改正（昭三八－法一〇〇）……三四一
△行政管理庁設置法（昭二三－法七七）の一部改正（昭三八－法一二四）……四二二
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一四）……三七三
○金属鉱業等安定臨時措置法（昭三八・七・一・法一一六）……三八一
○近畿圏整備法（昭三八・七・一〇・法一二九）……四六二
○金融緊急措置令を廃止する法律（昭三八・七・二二・法一五九）……五七三
△供託法（明三二－法一五）の一部改正（昭三八－法一二六）……四三七
△緊急失業対策法（昭二四－法八九）の一部改正（昭三八－法一二一）……四〇九
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四－政二九一）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四五
△企業合理化促進法（昭二七－法五）の一部改正（昭三八－法一四七）……五二四
△漁船損害補償法（昭二七－法二八）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四九
△機械工業振興臨時措置法（昭三一－法一五四）の一部改正（昭三八－法六五）……一四三
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一－法一七七）の一部改正（昭三八－法一一三）……三七一
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三－法一二六）の一部改正（昭三八－法一一四）……三七四

（く）

△宮内庁法（昭二二－法七〇）の一部改正（昭三八－法一〇二）……三四六
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五－法六一）の一部改正（昭三八－法八〇）……二四六

（け）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法九）……三九
○警察法の一部を改正する法律（昭三八・三・一・法一〇）……四〇
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四四）……七六
○計量法施行法の一部を改正する法律（昭三八・六・一・法九五）……二八四
○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭三八・七・一二・法一三八）……四九六
○建築基準法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六・法一五一）……五三六
△健康保険法（大一一－法七〇）の一部改正（昭三八－法六二）……一〇八
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭一九－法四）の一部改正（昭三八－法一五九）……五七三
△建設省設置法（昭二三－法一一三）の一部改正（昭三八－法一三四）……四九二
△建設省設置法（昭二三－法一一三）の一部改正（昭三八－法一五二）……五五〇
△結核予防法（昭二六－法九六）の一部改正（昭三八－法一六八）……六〇八
△建設機械抵当法（昭二九－法九七）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五五
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七－法一五〇）の一部改正（昭三八－法七一）……一九三
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七－法一五〇）の一部改正（昭三八－法一三三）……四七九
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七－法一五〇）の一部改正（昭三八－法一六二）……五八七

（こ）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法四）（衆法）……二
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部

を改正する法律（昭三八・三・一五・法一四）……四二
○雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九・法三四）……六九
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三五）（衆法）……七
○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四三）……七六
○国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五〇）……八七
○厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法五九）……一〇三
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三八―法六一）……一〇七
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七六
△厚生省設置法（昭二四―法一五一）の一部改正（昭三八―法一六八）……六〇八
△厚生省設置法の一部を改正する法律（昭三七―法一二三）の一部改正（昭三八―法五九）……一〇三
△国立光明寮設置法（昭二三―法一六二）の一部改正（昭三八―法五九）……一〇三
○国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六二）……一〇七
△国民健康保険法（昭三三―法一九二）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六九）……一八八
○港湾整備促進法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二・法一〇三）……三四七
○港域法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二・法一〇四）……三四七
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八・六・二二・法一一一）（衆法）……三六八
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八―法　）の一部改正（昭三八―法一三九）……五〇一
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一五）……三七七
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一―法一三四）の一部改正（昭三八―法六二）……一〇八
○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭三八・七・一二・法一三七）……四九五
○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一四〇）……五〇一
○港則法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一四一）……五〇六
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六・法一五〇）……五三〇
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三八・七・一九・法一五三）……五五一
△工場抵当法（明三八―法五四）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五
△工場抵当法（明三八―法五四）の一部改正（昭三八―法一四九）……五二九
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
△国民貯蓄組合法（昭一六―法六四）廃止（昭三八―法六六）……一六八
△厚生保険特別会計法（昭一九―法一〇）の一部改正（昭三八―法一一四）……三七七
△国会法（昭二二―法七九）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭三八―法一五二）……五五〇
△国家行政組織法（昭二三―法一二〇）の一部改正（昭三八―法六〇）……一〇四
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七七
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三八―法一二九）……四六六

△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭三八―法七九）……二一三
△国有財産特別措置法（昭二七―法二一九）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七八
△国家公務員等退職手当法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三八―法一六二）……五八四
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一―法八二）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四七
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三八―法一五八）……五七二
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三八―法四）……三
△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇
△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三二―法一二九）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇
△国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）の一部改正（昭三八―法五九）……一〇三
△国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）の一部改正（昭三八―法六二）……一〇九
△国家公務員共済組合法（昭三三―法一二八）の一部改正（昭三八―法一六三）……五九二
△国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六―法一五二）の一部改正（昭三八―法一一四）……三七五
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三―法一二九）の一部改正（昭三八―法六二）……一一四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三―法一二九）の一部改正（昭三八―法一一四）……三七五
△国民健康保険法施行法（昭三三―法一九三）の一部改正（昭三八―法六二）……一〇八
△鉱工業技術研究組合法（昭三六―法八一）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法八）……三八
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・二三・法二四）……五四
△産業投資特別会計法（昭二八―法一二二）の一部改正（昭三八―法一八）……四八
△産業投資特別会計法（昭二八―法一二二）の一部改正（昭三八―法六三）……一一五
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三八・三・二五・法二五）……五五
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四二）……七五
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七三）……一九六
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七―法九三）の一部改正（昭三八―法七三）……一九七
○砂防法の一部を改正する法律（昭三八・六・一・法九四）（参法）……二八三
○採石法の一部を改正する法律（昭三八・七・二二・法一六〇）……五七三
○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭三八・八・一・法一六六）……五九六
△裁判所職員臨時措置法（昭二六―法二九九）の一部改正（昭三八―法一一二）……三六八
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三八―法七九）……二一四
△財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭三五―法四六）の一部改正（昭三八―法一一四）……四三二

改題―「海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律」

（し）

○昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三八・二・一六・法二）……一
○昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三八・三・一四・法一三）……四一
○酒税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一八・法一七）……四七
△酒税法等の一部を改正する法律（昭三七―法四七）の一部改正（昭三八―法一七）……四七
○狩猟法の一部を改正する法律（昭三八・三・二二・法二三）……五〇
改題―「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法二八）……五七
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法二九）……五八
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法三〇）……六一
○商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・二七・法三一）……六三
○私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五一）……八七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五三）……八九
○森林組合合併助成法（昭三八・三・三〇・法五六）……九九
○所得税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六六）……一四四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法七八）……二一一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四五
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法九七）……二九六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一五三）……五六二
○住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七九）……二一三
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三八・四・一〇・法八六）……二五九
△自治省設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
○消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五・法八八）……二六三
△消防法（昭二三―法一八六）の一部改正（昭三八―法九〇）……二七九
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

（昭三八・四・一五・法八九）……二七三
△消防組織法（昭二二―法二二六）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一―法一〇七）の一部改正（昭三八―法八九）……二七四
○職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二一）……四〇八
○商業登記法（昭三八・七・九・法一二五）……四三三
○商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭三八・七・九・法一二六）……四三五
○昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三八・七・一〇・法一三二）……四六八
○新住宅市街地開発法（昭三八・七・一一・法一三四）……四七九
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五七）……五七一
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・七・二四・法一六一）……五七五
○失業保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六二）……五七七
○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六四）……五九二
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・八・二・法一六七）……五九八

△商事非訟事件印紙法（明二三―法六六）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三五
△商法（明三二―法四八）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三七
△住宅組合法（大一〇―法六六）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三七
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三八
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三八―法一五五）……五六八
△失業保険特別会計法（昭二二―法一五七）の一部改正（昭三八―法一六二）……五八四
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四一
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三八―法一〇八）……三六五
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三―法一二九）の一部改正（昭三八―法一六八）……六〇七
△消費生活協同組合法（昭二三―法二〇〇）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四二
△社会教育法（昭二四―法二〇七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七六
△身体障害者福祉法（昭二四―法二八三）の一部改正（昭三八―法一六八）……六〇八
△商品取引所法（昭二五―法二三九）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四六
△社会福祉事業法（昭二六―法四五）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七七
△宗教法人法（昭二六―法一二六）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四六
△自動車抵当法（昭二六―法一八七）の一部改正（昭三八―法一四九）……五三〇
△信用金庫法（昭二六―法二三八）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四七
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四八

△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭二八－法七）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五一
△私立学校教職員共済組合法（昭二八－法二四五）の一部改正（昭三八－法六二）……一一四
△自作農維持創設資金融通法（昭三〇－法一六五）の一部改正（昭三八－法三九）……七四
改題－「自作農維持資金融通法」
△砂利採取法（昭三一－法一）の一部改正（昭三八－法一六〇）……五七四
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三一－法一三三）の一部改正（昭三八－法一一四）……三七四
△昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭三一－法一四九）の一部改正（昭三八－法一一三）……三七一
△銃砲刀剣類等所持取締法（昭三三－法六）の一部改正（昭三八－法一二三）……五三
△職業訓練法（昭三三－法一三三）の一部改正（昭三八－法一二一）……四一二
△四国地方開発促進法（昭三五－法六三）の一部改正（昭三八－法一二九）……四六六
△児童扶養手当法（昭三六－法二三八）の一部改正（昭三八－法一五〇）……五三二
△社会福祉施設職員退職手当共済法（昭三六－法一五五）の一部改正（昭三八－法一三三）……四七八
△自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭三七－法一四五）の一部改正（昭三八－法一四九）……五三〇

（す）

△水産業協同組合法（昭二三－法二四二）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四三
△水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭三七－法一五五）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五五

（せ）

○船舶安全法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五・法一六）……四六
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四〇）……七五
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四一）……七五
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八・三・三一・法六一）……一〇四
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七四）……一九九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七－法一二七）の一部改正（昭三八－法一六八）……六〇九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八－法一八一）の一部改正（昭三八－法七四）……二〇三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八－法一八一）の一部改正（昭三八－法一一三）……三七二
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭三〇－法一四四）の一部改正（昭三八－法七四）……二〇三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八－法七四）の一部改正（昭三八－法一一四）……三七七
○船舶職員法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八三）……二五五
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭三八・六・七・法九七）……二八六
○政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一三・法一四二）……五〇七
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四三）……五〇八
△石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三七－法九四）の一部改正（昭三八－法一四三）……五二一

○石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭三八・七・一五・法一四五）……五一六
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四六）……五一七
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四八）……五二五
○船員保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六三）……五八九
△船員保険法（昭一四－法七三）の一部改正（昭三八－法六二）……一〇八
○戦傷病者特別援護法（昭三八・八・三・法一六八）（衆法）……五九九
△生活保護法（昭二一－法一七）の一部改正（昭三八－法一三三）……四七七
△精神衛生法（昭二五－法一二三）の一部改正（昭三八－法一〇八）……三六五
△戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律（昭三〇－法一五八）廃止（昭三八－法一六八）……六〇六

（そ）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六五）……一一九
△租税特別措置法（昭三二－法二六）の一部改正（昭三八－法一〇二）……三四五
△租税特別措置法（昭三二－法二六）の一部改正（昭三八－法一〇八）……三六六
△租税特別措置法（昭三二－法二六）の一部改正（昭三八－法一二四）……四二一
△租税特別措置法（昭三二－法二六）の一部改正（昭三八－法一三四）……四九三
△租税特別措置法（昭三二－法二六）の一部改正（昭三八－法一六八）……六一〇
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・四・五・法八五）……二五九
○総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・一一・法一〇二）……三四六
△総理府設置法（昭二四－法一二七）の一部改正（昭三八－法一〇七）……三五二
△総理府設置法（昭二四－法一二七）の一部改正（昭三八－法一二九）……四六六
△総理府設置法（昭二四－法一二七）の一部改正（昭三八－法一五四）……五六七
△総理府設置法（昭二四－法一二七）の一部改正（昭三八－法一五八）……五七三
△総理府設置法（昭二四－法一二七）の一部改正（昭三八－法一六五）……五九五
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三－法一九三）の一部改正（昭三八－法一二六）……四四二

（た）

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九・法三三）……六三
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四－法一九九）の一部改正（昭三八－法一二一）……四一二
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四－法一九九）の一部改正（昭三八－法一六二）……五八五
△大麻取締法（昭二三－法一二四）の一部改正（昭三八－法一〇八）……三六四
△たばこ専売法（昭二四－法一一一）の一部改正（昭三八－法八〇）……二四六
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭三二－法九四）の一部改正（昭三八－法八〇）……二四七
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭三二－法九四）の一部改正（昭三八－法一二六）……四五五

（ち）

○地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・二・二七・法三）（衆法）……二
○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二〇）……四九
○地方交付税法等の一部を改正する法律

（昭三八・三・三〇・法四九）……八二
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法二三）……五三
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四六
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法九六）……二八五
△地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭三七—法五九）の一部改正（昭三八—法四九）……八六
○中小企業近代化促進法（昭三八・三・三一・法六四）……一一五
○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法七一）……一九〇
改題—「中小企業近代化資金助成法」
△中小企業振興資金等助成法（昭三一—法一一五）の一部改正（昭三八—法六五）……一四三
○中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八・三・三一・法七二）……一九四
○地方税法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法八〇）……二一四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法五五）……九八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七一）……一九三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七八）……二一一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七九）……二一四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法八八）……二七二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法九七）……二九六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一二四）……四二一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一五二）……五五〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一五三）……五六三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇八
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・五・一六・法九一）……二八〇
○地方財政法の一部を改正する法律（昭三八・六・七・法九六）……二八五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四六
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一一二）……三七〇
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三八・六・八・法九九）……二九九
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三八—法五四）……九〇
○中小企業投資育成株式会社法（昭三八・六・一〇・法一〇一）……三四一
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七五
○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三八・六・二四・法一一二）……三六九
△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一二八）……四五七
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七—法一五三）の一部改正（昭三八—法六二）……一一四
○中小企業指導法（昭三八・七・一五・法一四七）……五一八
○中小企業基本法（昭三八・七・二〇・法一五四）……五六三
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五五）……五六八
△中小企業等協同組合法（昭二四—法一八一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四四
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五六）……五六九
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法四七）……八〇
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法六四）……一一九
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法七一）……一九三
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法七二）……一九五
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法一〇一）……三四五
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方公務員法の一部を改正する法律（昭三八—法　）の一部改正（昭三八—法一三九）……五〇一
△地方公営企業労働関係法（昭二七—法二八九）の一部改正（昭三八—法一一二）……三七〇
△中小企業金融公庫法（昭二八—法一三八）の一部改正（昭三八—法一〇一）……三四五
△中小企業金融公庫法（昭二八—法一三八）の一部改正（昭三八—法一五五）……五六八
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法七八）……二一一
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一一二）……三七〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一二四）……四二一
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一—法一六二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△中小企業団体の組織に関する法律（昭三二—法一八五）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五四
△中小企業団体の組織に関する法律（昭三二—法一八五）の一部改正（昭三八—法一五五）……五六八
△地すべり等防止法（昭三三—法三〇）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△治水特別会計法（昭三五—法四〇）の一部改正（昭三八—法九四）……二八三
△中小企業業種別振興臨時措置法（昭三五—法七一）の一部改正（昭三八—法六四）……一一八
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法六二）……一一〇
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法一六三）……五九二

（つ）

○通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四七）……七九

△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三八―法一四三）……五二一

（て）

○電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・二八・法三二）……六二
○電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭三八・三・三〇・法五七）……一〇〇
○電波法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八二）……二五三
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一三一）……四六七
○電力用炭代金精算株式会社法（昭三八・七・一五・法一四四）……五二一
△鉄道抵当法（明三八―法五三）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五
△鉄道抵当法（明三八―法五三）の一部改正（昭三八―法一四九）……五二九
△抵当証券法（昭六―法一五）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法五）……四
○特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八・三・一八・法一八）……四八
○東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三八・三・三〇・法三六）……七一
○土地区画整理法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七五）……二〇四
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九三
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五・法九〇）……二七五
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・三・法一一九）……三八八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三八―法一四二）……五〇七
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二―法一五三）の一部改正（昭三八―法五）……六
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四九）……五二六
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法七八）……二二一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法九七）……二九五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三二
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一五二）……五四九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一五三）……五六二
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三八―法九九）……三三二
△ドイツ財産管理令（昭二五―政二五二）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五

△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三八―法一五二）……五五〇
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三八―法八一）……二五二
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△道路交通事業抵当法（昭二七―法二〇四）の一部改正（昭三八―法一四九）……五三〇
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△特定多目的ダム法（昭三二―法三五）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭三八―法八一）……二五三

（な）

△内閣法（昭二二―法五）の一部改正（昭三八―法一〇二）……三四六
△内閣法制局設置法（昭二七―法二五二）の一部改正（昭三八―法一〇二）……三四六

（に）

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三七）……七二
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三八）……七二
○日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五二）……八九
○日本航空株式会社法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八四）……二五八
○日本原子力船開発事業団法（昭三八・六・八・法一〇〇）……三三五
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四七
△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七八
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九―法一八八）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四七
△日本住宅公団法（昭三〇―法五三）の一部改正（昭三八―法七九）……二一三
△日本住宅公団法（昭三〇―法五三）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九三
△日本海外移住振興株式会社法（昭三〇―法一三九）廃止（昭三八―法一二四）……四二〇
△日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭三六―法九六）の一部改正（昭三八―法一一七）……三八四

（の）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三九）……七三
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五四）……九〇
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七七）……二〇六
○農薬取締法の一部を改正する法律（昭三八・四・一一・法八七）……二五九
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三八・七・三・法一二〇）……三八九
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三八―法九九）……三三二
△農業災害補償法（昭二二―法一八五）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四〇
△農林中央金庫法（大一二―法四二）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三八
△農村負債整理組合法（昭八―法二一）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三八
△農業共済再保険特別会計法（昭一九―法一一）の一部改正（昭三八―法一二〇）……四〇七
△農業協同組合法（昭二二―法一三二）

の一部改正（昭三八—法一二六）……四三九
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三八—法二三）……五三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三八—法五五）……九八
△農業共済基金法（昭二七—法二〇二）の一部改正（昭三八—法一二〇）……四〇七
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三八—法一三四）……四九二
（は）
○ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三六）……四九五
（ひ）
△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三六
（ふ）
○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二二）……四九
○不動産の鑑定評価に関する法律（昭三八・七・一六・法一五二）……五三八
△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三七
△分収造林特別措置法（昭三三—法五七）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
（へ）
△閉鎖機関令（昭二二—勅七四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四一
（ほ）
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法七）……二八
○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二一）……四九
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・二五・法二六）……五五
○法人税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六七）……一七三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法五五）……九八
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法七八）……三二一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四五
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法八八）……二七三
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法九七）……二九六
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法一二四）……四二一
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△法人税法（昭二二—法二八）の一部改正（昭三八—法一五三）……五六二
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一二七）……四五六
△保険業法（昭一四—法四一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三九
△法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭二一—法二四）の一部改正（昭三八—法九九）……三三二
△保健所法（昭二二—法一〇一）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八—法六四）の一部改正（昭三八—法七九）……二一四
（ま）
○麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二一・法一〇八）……三五三

（み）
△民事訴訟法（明二三—法二九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△民法（明二九—法八九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三六
△民法施行法（明三一—法一一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇〇
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇九
△未帰還者に関する特別措置法（昭三四—法七）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇〇
△水資源開発促進法（昭三六—法二一七）の一部改正（昭三八—法一二九）……四六七
（め）
○明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法（昭三八・七・一〇・法一三〇）……四六七
（も）
○木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八・三・五・法一一）……四〇
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法五八）……一〇一
△木船再保険特別会計法（昭二八—法七七）の一部改正（昭三八—法一一）……四一
（や）
○薬事法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三五）（参法）……四九三
（ゆ）
○輸出硫安売掛金経理臨時措置法（昭三八・六・二一・法一〇九）……三六六
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三九）……五〇〇
△郵便振替貯金法（昭二三—法六〇）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四六
△輸出入取引法（昭二七—法二九九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五一
△有線電気通信法（昭二八—法九六）の一部改正（昭三八—法一四〇）……五〇五
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九—法一五四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五三
（り）
○林業信用基金法（昭三八・三・三〇・法五五）……九一
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三八・六・七・法九八）……二九六
△立木に関する法律（明四二—法二二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
（ろ）
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四八）……八一
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三八—法三三）……六八
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三八—法一二一）……四二一
○老人福祉法（昭三八・七・一一・法一三三）……四六九
△労働金庫法（昭二八—法二二七）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五二
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一—法一二六）の一部改正（昭三八—法三三）……六九

部門別索引

（注）一、第四十三回国会を通過成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

二、○印は、同国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によつて改廃された法令を示す。

例えば、

△宮内庁法（昭二二―法七〇）の一部改正（昭三八―法一〇二）とあるのは、昭和三十八年法律第百二号（総理府設置法等の一部を改正する法律）によつて、宮内庁法（昭二二―法七〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲　法

○地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・二・二七・法三）（衆法）……二

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四三）……七六

△宮内庁法（昭二二―法七〇）の一部改正（昭三八―法一〇二）……三四六

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七七

第二　国　会

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法四）（衆法）……二

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三五）（衆法）……七〇

△国会法（昭二二―法七九）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇

△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三八―法四）……三

△国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭三二―法一二八）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇

△国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭三二―法一二九）の一部改正（昭三八―法三五）……七〇

第三　行政一般

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法五）……

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法六）……六

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三一―法一五四）の一部を改正（昭三八―法六）……一五

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三六―法一七六）の一部改正（昭三八―法六）……一九

○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・一五・法一四）……四二

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四四）……七六

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四五）……七七

△科学技術庁設置法（昭三一―法四九）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四一

○総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・一一・法一〇二）……三四六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三八—法一〇七）……三五二
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三八—法一二九）……四六六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三八—法一五四）……五六七
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三八—法一五八）……五七三
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三八—法一六五）……五九五
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・一〇・法一〇六）……三四九
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三八—法七八）……二一一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一
△行政管理庁設置法（昭二三—法七七）の一部改正（昭三八—法一二四）……四三一
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八・六・二二・法一一一）（衆法）……三六八
△国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八—法　　）の一部改正（昭三八—法一三九）……五〇一
○恩給法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一三）……三七〇
△恩給法の一部を改正する法律（昭二八—法一五五）の一部改正（昭三八—法一一三）……三七〇
△恩給法等の一部を改正する法律（昭三三—法一二四）の一部改正（昭三八—法一一三）……三七一
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一四）……三七三
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭三八・六・二七・法一一五）……三七七
△公共企業体職員等共済組合法（昭三一—法一三四）の一部改正（昭三八—法六二）……一〇八
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・三・法一一九）……三八八
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四—法二五二）の一部改正（昭三八—法一四二）……五〇七
△特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三二—法一五三）の一部改正（昭三八—法五）……六

△内閣法（昭二二—法五）の一部改正（昭三八—法一〇二）……三四六
△国家行政組織法（昭二三—法一二〇）の一部改正（昭三八—法六〇）……一〇四
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭二七—法九三）の一部改正（昭三八—法七三）……一九七
△内閣法制局設置法（昭二七—法二五二）の一部改正（昭三八—法一〇二）……三四六
△国家公務員等退職手当法（昭二八—法一八二）の一部改正（昭三八—法一六二）……五八四
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三二—法一三三）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七四
△昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭三一—法一四九）の一部改正（昭三八—法一一三）……三七一
△旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭三一—法一七七）の一部改正（昭三八—法一一三）……三七一
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭三三—法一二六）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七四
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三八—法五九）……一〇三
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三八—法六二）……一〇九
△国家公務員共済組合法（昭三三—法一二八）の一部改正（昭三八—法一六二）……五九二
△国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭三六—法一五二）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七五
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭三八—法六二）……一一四
△国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三三—法一二九）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七五

第四　地方制度

○昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三八・三・一四・法一三）……一
○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四九）……八二
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法二三）……五三
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四六
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三八—法九六）……二八五
△地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭三七—法五九）の一部改正（昭三八—法四九）……八六
○地方税法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法八〇）……二一四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法五五）……九八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七一）……一九三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七八）……二一一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法七九）……二一四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法八八）……二七二
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法九七）……二九六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一二四）……四三一
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七七
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一五二）……五五〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一五三）……五六三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇八
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三八・四・一〇・法八六）……二五九
△自治省設置法（昭二七—法二六一）の一部改正（昭三八—法八八）……二七二
○地方財政法の一部を改正する法律（昭三八・六・七・法九六）……二八五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四六
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一一二）……三七〇
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三八・六・八・法九九）……二九九
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部

改正（昭三八—法五四）……九〇
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七五
○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三八・六・二四・法一一二）……三六九
△地方公営企業法（昭二七—法二九二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一二八）……四五七
△地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七—法一五三）の一部改正（昭三八—法六二）……一一四
○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭三八・七・一二・法一三七）……四九五
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△地方公務員法の一部を改正する法律（昭三八—法　　）の一部改正（昭三八—法一三九）……五〇一
△日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七—法一一九）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四七
△日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二九—法一一八）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四七
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法七八）……三一一
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一一二）……三七〇
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三八—法一二四）……四二一
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一—法八二）の一部改正（昭三八—法一四七）……五二四
△地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一—法一六二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法六二）……一一〇
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△地方公務員共済組合法（昭三七—法一五二）の一部改正（昭三八—法一六三）……五九二

第五　司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法八）……三八
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法九）……三九
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三八・三・二五・法二五）……五五
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・五・二四・法九三）……二八二
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一二七）……四五六
△裁判所職員臨時措置法（昭二六—法二九九）の一部改正（昭三八—法一一一）……三六八

第六　民事法

○商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・二七・法三一）……六二

○電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・二八・法三二）……六二
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・四・五・法八五）……二五九
○商業登記法（昭三八・七・九・法一二五）……四二三
○商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭三八・七・九・法一二六）……四三五
△民事訴訟法（明二三—法二九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△商事非訟事件印紙法（明二三—法六六）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三五
△民法（明二九—法八九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三六
△民法施行法（明三一—法一一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△非訟事件手続法（明三一—法一四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三六
△供託法（明三二—法一五）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三七
△不動産登記法（明三二—法二四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三七
△商法（明三二—法四八）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三七
△鉄道抵当法（明三八—法五三）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△鉄道抵当法（明三八—法五三）の一部改正（昭三八—法一四九）……五二九
△工場抵当法（明三八—法五四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△工場抵当法（明三八—法五四）の一部改正（昭三八—法一四九）……五二九
△立木に関する法律（明四二—法二二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△抵当証券法（昭六—法一五）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△自動車抵当法（昭二六—法一八七）の一部改正（昭三八—法一四九）……五三〇
△会社更生法（昭二七—法一七二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五〇
△道路交通事業抵当法（昭二七—法二〇四）の一部改正（昭三八—法一四九）……五三〇
△建設機械抵当法（昭二九—法九七）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭三二—法九四）の一部改正（昭三八—法八〇）……二四七
△滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭三二—法九四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五

第七　刑事法

○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭三八・七・一二・法一三八）……四九六
△経済関係罰則の整備に関する法律（昭一九—法四）の一部改正（昭三八—法一五九）……五七三

第八　警察・消防

○警察法の一部を改正する法律（昭三八・三・一・法一〇）……四〇
○消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五・法八八）……二六三
△消防法（昭二三—法一八六）の一部改正（昭三八—法九〇）……二七九
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五・法八九）……二七三
△消防組織法（昭二二—法二二六）の一部改正（昭三八—法八八）……二七二
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一—法一〇七）の一部改正（昭三八—法八八）……二七二
△消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭三一—法一〇七）の一部改正（昭三八—法八九）……二七四
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三

八・四・一五・法九〇）……二七五

△銃砲刀剣類等所持取締法（昭三三—法六）の一部改正（昭三八—法一二三）……五三
△自動車の保管場所の確保に関する法律（昭三七—法一四五）の一部改正（昭三八—法一四九）……五三〇

第九　教育・文化

○私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五一）……八七
○日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五二）……八九
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法五八）……一〇一
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六九）……一八八
○オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七六）……二〇五

△社会教育法（昭二四—法二〇七）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△宗教法人法（昭二六—法一二六）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四六
△私立学校教職員共済組合法（昭二八—法二四五）の一部改正（昭三八—法六二）……二〇四

第一〇　厚生

○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法一九）……四八
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・二五・法二六）……五五
○国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五〇）……八七
○厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法五九）……一〇三

△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三八—法六一）……一〇七
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
△厚生省設置法（昭二四—法一五一）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇八
△厚生省設置法の一部を改正する法律（昭三七—法一一三）の一部改正（昭三八—法五九）……一〇三
△国立光明寮設置法（昭二三—法一六二）の一部改正（昭三八—法五九）……一〇三
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八・三・三一・法六一）……一〇四
○国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六二）……一〇七
△国民健康保険法（昭三三—法一九二）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七四）……一九九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭二七—法一二七）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇九
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八—法一八一）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二八—法一八一）の一部改正（昭三八—法一一三）……三七二
△戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭三〇—法一四四）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇三
△戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八—法七四）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七七
○麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二一・法一〇八）……三五三
○老人福祉法（昭三八・七・一一・法一三三）……四六九
○薬事法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三五）（参法）……四九三
○ばい煙の排出の規制等に関する法律の一

部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三六）……四九五
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六・法一五〇）……五三〇
△児童扶養手当法（昭三六—法二三八）の一部改正（昭三八—法一五〇）……五三三
○戦傷病者特別援護法（昭三八・八・三・法一六八）（衆法）……五九九

△健康保険法（大一一—法七〇）の一部改正（昭三八—法六二）……一〇八
△厚生保険特別会計法（昭一九—法一〇）の一部改正（昭三八—法一一四）……三七七
△生活保護法（昭二一—法一七）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七七
△保健所法（昭二二—法一〇一）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三—法一二九）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三—法一二九）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇七
△消費生活協同組合法（昭二三—法二〇〇）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四二
△大麻取締法（昭二三—法一二四）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六四
△身体障害者福祉法（昭二四—法二八三）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七六
△身体障害者福祉法（昭二四—法二八三）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇八
△精神衛生法（昭二五—法一二三）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六五
△社会福祉事業法（昭二六—法四五）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七七
△結核予防法（昭二六—法九六）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇八
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇〇
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八—法一六一）の一部改正（昭三八—法一六八）……六〇九
△あへん法（昭二九—法七一）の一部改正（昭三八—法一〇八）……三六四
△戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律（昭三〇—法一五八）廃止（昭三八—法一六八）……六〇六
△国民健康保険法施行法（昭三三—法一九三）の一部改正（昭三八—法六二）……一〇八
△未帰還者に関する特別措置法（昭三四—法七）の一部改正（昭三八—法七四）……二〇〇
△社会福祉施設職員退職手当共済法（昭三六—法一五五）の一部改正（昭三八—法一三三）……四七八

第一一　労働

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九・法三三）……六三
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四—法一九九）の一部改正（昭三八—法一二一）……四一二
△炭鉱離職者臨時措置法（昭三四—法一九九）の一部改正（昭三八—法一六二）……五八五
○雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九・法三四）……六九
○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四八）……八一
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三八—法三三）……六八
△労働省設置法（昭二四—法一六二）の一部改正（昭三八—法一二一）……四一一
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・五・一六・法九一）……二八〇
○職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二一）……四〇八
△緊急失業対策法（昭二四—法八九）の一部改正（昭三八—法一二一）……四〇九

○政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一三・法一四二）……五〇七
○失業保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六二）……五七七
△失業保険特別会計法（昭二二―法一五七）の一部改正（昭三八―法一六二）……五八四
△地方公営企業労働関係法（昭二七―法二八九）の一部改正（昭三八―法一一二）……三七〇
△労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一―法一二六）の一部改正（昭三八―法三三）……六九
△職業訓練法（昭三三―法一三三）の一部改正（昭三八―法一一二）……四一三

第一二　財政

○東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三八・三・三〇・法三六）……七一
○外貨公債の発行に関する法律（昭三八・三・三一・法六三）……一一四
○中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八・三・三一・法七二）……一九四
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・一五・法一〇五）……三四九
○明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法（昭三八・七・一〇・法一三〇）……四六七
△法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭二一―法二四）の一部改正（昭三八―法九九）……三三二
△国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭二五―法六一）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四六
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭三八―法七九）……二一三
△国有財産特別措置法（昭二七―法二一九）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七八

第一三　租税・専売

○昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三八・二・一六・法二）……一
○印紙税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五・法一五）……四六
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法三四）……七〇
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法六六）……一七三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法七八）……二二一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法九七）……二九五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
○酒税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一八・法一七）……四七
△酒税法等の一部を改正する法律（昭三七―法四七）の一部改正（昭三八―法一七）……四七
○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭三八・三・二五・法二七）……五六
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法二八）……五七
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法二九）……五八
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七・法三〇）……六一
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六五）……一一九
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三八―法一〇一）……三四五
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三八―法一〇八）……三六六
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九三
△租税特別措置法（昭三二―法二六）の一部改正（昭三八―法一六八）……六一〇
○所得税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六六）……一四四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法七八）……二二一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四五
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法九七）……二九六
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三八―法一五三）……五六二
○法人税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六七）……一七三
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法七八）……二二一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四五
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法八八）……二七二
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法九七）……二九六
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三八―法一五三）……五六二
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六八）……一七三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・七・二四・法一六一）……五七五
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・八・二・法一六七）……五九八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法五五）……九八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法七八）……二二一

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法八八）……二七三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法九七）……二九五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一〇〇）……三四〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一五二）……五四九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三八―法一五三）……五六二
△たばこ専売法（昭二四―法一一一）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四六
△株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二六―法一四三）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四七
△酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭二八―法七）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五一
△関税法（昭二九―法六一）の一部改正（昭三八―法六八）……一七七
△入場税法（昭二九―法九六）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七八
△株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭二九―法一一〇）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五三
△関税暫定措置法（昭三五―法三六）の一部改正（昭三八―法六八）……一七七

第一四　金融

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二一）……四九
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・二三・法二四）……五四
△産業投資特別会計法（昭二八―法一二二）の一部改正（昭三八―法一八）……四八
△産業投資特別会計法（昭二八―法一二二）の一部改正（昭三八―法六三）……一一五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三七）……七二
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三八）……七二
○住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七九）……二一三
△住宅金融公庫法（昭二五―法一五六）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・六・二一・法一一〇）……三六七
△外国保険事業者に関する法律（昭二四―法一八四）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四五
○金融緊急措置令を廃止する法律（昭三八・七・二二・法一五九）……五七三

△保険業法（昭一四―法四一）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三九
△国民貯蓄組合法（昭一六―法六四）廃止（昭三八―法六六）……一六八
△証券取引法（昭二三―法二五）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四一
△損害保険料率算出団体に関する法律（昭二三―法一九三）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四二
△信用金庫法（昭二六―法二三八）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四七
△産業労働者住宅資金融通法（昭二八―法六三）の一部改正（昭三八―法七九）……二一四
△労働金庫法（昭二八―法二二七）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五三

第一五　産業一般

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六・法一二）……四一
○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二〇）……四九
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五三）……八九
○中小企業近代化促進法（昭三八・三・三一・法六四）……一一五
○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法七一）……一九〇
　改題―「中小企業近代化資金助成法」
△中小企業振興資金等助成法（昭三一―法一一五）の一部改正（昭三八―法六五）……一四三
○計量法施行法の一部を改正する法律（昭三八・六・一・法九五）……二八四
○日本原子力船開発事業団法（昭三八・六・八・法一〇〇）……三三五
○中小企業投資育成株式会社法（昭三八・六・一〇・法一〇一）……三四一
○中小企業指導法（昭三八・七・一五・法一四七）……五一八
○中小企業基本法（昭三八・七・二〇・法一五四）……五六三
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五五）……五六八
△中小企業等協同組合法（昭二四―法一八一）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四四
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五六）……五六九
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇・法一五七）……五七一

△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三八
△商工組合中央金庫法（昭一一―法一四）の一部改正（昭三八―法一五五）……五六八
△閉鎖機関令（昭二二―勅七四）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四一
△公認会計士法（昭二三―法一〇三）の一部改正（昭三八―法一五二）……五五〇
△旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭二四―政二九一）の一部改正（昭三八―法一二六）……四四五
△企業合理化促進法（昭二七―法五）の一部改正（昭三八―法一四七）……五二四
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三八―法一〇一）……三四五
△中小企業金融公庫法（昭二八―法一三八）の一部改正（昭三八―法一五五）……五六八
△中小企業団体の組織に関する法律（昭三二―法一八五）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五四
△中小企業団体の組織に関する法律（昭三二―法一八五）の一部改正（昭三八―法一五五）……五六八
△中小企業業種別振興臨時措置法（昭三五―法七一）の一部改正（昭三八―法六四）……一一八

第一六　農林・水産

○狩猟法の一部を改正する法律（昭三八・三・二二・法二三）……五〇
　改題―「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法三九）……七二
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法五四）……九〇
○林業信用基金法（昭三八・三・三〇・法五五）……九一
○森林組合合併助成法（昭三八・三・三〇・法五六）……九九
○漁港法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法七〇）……一八九
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法七七）……二〇六
○農薬取締法の一部を改正する法律（昭三八・四・一一・法八七）……二五九
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三八・七・三・法一二〇）……三八九

△農業災害補償法（昭二二—法一八五）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△農業災害補償法（昭二二—法一八五）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四〇
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二二）……四一三
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇・法一三一）……四六七
○昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三八・七・一〇・法一三二）……四六八
○沿岸漁業等振興法（昭三八・八・一・法一六五）……五九三

△農林中央金庫法（大一二—法四二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三八
△農村負債整理組合法（昭八—法二一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三八
△農業共済再保険特別会計法（昭一九—法一一）の一部改正（昭三八—法一二〇）……四〇七
△農業協同組合法（昭二二—法一三二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四三九
△水産業協同組合法（昭二三—法二四二）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四三
△水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭三七—法一五五）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三八—法二三）……五三
△農林省設置法（昭二四—法一五三）の一部改正（昭三八—法五五）……九八
△土地改良法（昭二四—法一九五）の一部改正（昭三八—法九九）……三三三
△森林法（昭二六—法二四九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四八
△漁船損害補償法（昭二七—法二八）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四九
△農業共済基金法（昭二七—法二〇二）の一部改正（昭三八—法一二〇）……四〇七
△農地法（昭二七—法二二九）の一部改正（昭三八—法一三四）……四九二
△輸出水産業の振興に関する法律（昭二九—法一五四）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五三
△自作農維持創設資金融通法（昭三〇—法一六五）の一部改正（昭三八—法三九）……七四
　改題—「自作農維持資金融通法」
△分収造林特別措置法（昭三三—法五七）の一部改正（昭三八—法九九）……三三四
△果樹農業振興特別措置法（昭三六—法一五）の一部改正（昭三八—法三九）……七四

第一七　商　工

○特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八・三・一八・法一八）……四八
○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇・法二二）……四九
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四〇）……七五
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四一）……七五
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四二）……七五
○通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四七）……七九
△通商産業省設置法（昭二七—法二七五）の一部改正（昭三八—法一四三）……五二一
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法四七）……八〇
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法六四）……一一九
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法七一）……一九三
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）

の一部改正（昭三八—法七二）……一九五
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—法一〇一）……三四五
△中小企業庁設置法（昭二三—法八三）の一部改正（昭三八—一四七）……五二四
○金属鉱物探鉱融資事業団法（昭三八・四・一・法七八）……二〇六
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭三八・六・七・法九七）……二八六
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三八・六・七・法九八）……二九六
○輸出硫安売掛金経理臨時措置法（昭三八・六・二一・法一〇九）……三六六
○金属鉱業等安定臨時措置法（昭三八・七・一・法一一六）……三八一
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四三）……五〇八
△石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三七—法九四）の一部改正（昭三八—法一四三）……五一一
○電力用炭代金精算株式会社法（昭三八・七・一五・法一四四）……五一一
○石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭三八・七・一五・法一四五）……五一六
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四六）……五一七
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三八・七・一九・法一五三）……五五一
○採石法の一部を改正する法律（昭三八・七・二二・法一六〇）……五七三
○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六四）……五九二
○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭三八・八・一・法一六六）……五九六

△火薬類取締法（昭二五—法一四九）の一部改正（昭三八—法二三）……五三
△商品取引所法（昭二五—法二三九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四四六
△輸出入取引法（昭二七—法二九九）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五一
△砂利採取法（昭三一—法一）の一部改正（昭三八—法一六〇）……五七四
△機械工業振興臨時措置法（昭三一—法一五四）の一部改正（昭三八—法六五）……一四三
△鉱工業技術研究組合法（昭三六—法八一）の一部改正（昭三八—法一二六）……四五五

第一八　運　輸

○木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八・三・五・法一一）……四〇
○船舶安全法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五・法一六）……四六
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一・法六〇）……一〇三
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭三八—法一六）……四七
△運輸省設置法（昭二四—法一五七）の一部改正（昭三八—法一〇〇）……三四一
○船舶職員法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八三）……二五五
○日本航空株式会社法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八四）……二五八
○港湾整備促進法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二・法一〇三）……三四七
○港域法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二・法一〇四）……三四七
○観光基本法（昭三八・六・二〇・法一〇七）（衆法）……三五〇
○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一・法一一七）……三八四
○海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八・七・一・法一一八）……三八五
○港則法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一四一）……五〇六
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四九）……五二六

○船員保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一・法一六三）……五八九
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三八―法六二）……一〇八
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△木船再保険特別会計法（昭二八―法七七）の一部改正（昭三八―法一一）……四一
△日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭三六―法九六）の一部改正（昭三八―法一一七）……三八四

第一九　郵　　政

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・八・法一二三）……四一三
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一三九）……五〇〇
△郵便振替貯金法（昭二三―法六〇）の一部改正（昭三八―法八〇）……二四六

第二〇　電気通信

○電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭三八・三・三〇・法五七）……一〇〇
○電波法の一部を改正する法律（昭三八・四・四・法八二）……二五三
○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二・法一四〇）……五〇一
△有線電気通信法（昭二八―法九六）の一部改正（昭三八―法一四〇）……五〇五

第二一　建　　設

○土地区画整理法の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七五）……二〇四
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九三
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八・四・一・法八一）……二四八
○屋外広告物法の一部を改正する法律（昭三八・五・二四・法九二）……二八一
○砂防法の一部を改正する法律（昭三八・六・一・法九四）（参法）……二八三
○近畿圏整備法（昭三八・七・一〇・法一二九）……四六二
○新住宅市街地開発法（昭三八・七・一一・法一三四）……四七九
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五・法一四八）……五二五
○建築基準法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六・法一五一）……五三六
○不動産の鑑定評価に関する法律（昭三八・七・一六・法一五二）……五三八
○関越自動車道建設法（昭三八・七・二〇・法一五八）（衆法）……五七二
△都市計画法（大八―法三六）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
△住宅組合法（大一〇―法六六）の一部改正（昭三八―法一二六）……四三七
△公有水面埋立法（大一〇―法五七）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九二
△建設省設置法（昭二三―法一一三）の一部改正（昭三八―法一五二）……五五〇
△国土総合開発法（昭二五―法二〇五）の一部改正（昭三八―法一二九）……四六六
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三八―法一五二）……五五〇
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三八―法八一）……二五二
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三八―法九九）……三三三
△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八―法六四）の一部改正（昭三八―法七九）……二一四

△日本住宅公団法（昭三〇―法五三）の一部改正（昭三八―法七九）……二一三
△日本住宅公団法（昭三〇―法五三）の一部改正（昭三八―法一三四）……四九三
△道路整備特別措置法（昭三一―法七）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△海岸法（昭三一―法一〇一）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△特定多目的ダム法（昭三二―法三五）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△高速自動車国道法（昭三二―法七九）の一部改正（昭三八―法一五八）……五七二
△地すべり等防止法（昭三三―法三〇）の一部改正（昭三八―法九九）……三三四
△道路整備特別会計法（昭三三―法三五）の一部改正（昭三八―法八一）……二五三
△治水特別会計法（昭三五―法四〇）の一部改正（昭三八―法九四）……二八三
△四国地方開発促進法（昭三五―法六三）の一部改正（昭三八―法一二九）……四六六
△水資源開発促進法（昭三六―法二一七）の一部改正（昭三八―法一二九）……四六七
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭三八―法七一）……一九三
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭三八―法一三三）……四七九
△激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭三七―法一五〇）の一部改正（昭三八―法一六二）……五八七

第二二　外　　事

○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇・法四六）……七八
△外務省設置法（昭二六―法二八三）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一・法七三）……一九六
○海外移住事業団法（昭三八・七・八・法一二四）……四一三
△ドイツ財産管理令（昭二五―政二五二）の一部改正（昭三八―法一二六）……四五五
△日本海外移住振興株式会社法（昭三〇―法一三九）廃止（昭三八―法一二四）……四二〇
△財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭三五―法四六）の一部改正（昭三八―法一二四）……四二一
　改題―「海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律」

第二三　国　　防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八・法七）……二八

法律第二号（昭三八・二・一六）

◎昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

1　米穀の生産者が、その生産した昭和三十七年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十七年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十八年二月二十八日までに政府に売り渡した場合には、当該生産者の昭和三十七年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一　昭和三十七年十月一日までに売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、八百円

二　昭和三十七年十月二日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三　昭和三十七年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四　昭和三十七年十月二十一日から同月三十一日（北海道において生産される米穀については、同年十一月五日）までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五　昭和三十七年十一月一日（北海道において生産される米穀については、同月六日）から昭和三十八年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

2　前項の場合において、同項第一号から第四号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百八十円とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第三号（昭三八・二・二七）

◎地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（衆法）

（市及び指定都市の市長選挙の場合の特例）

第一条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百六十三号）の規定により行なわれる市長の選挙について公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条第一項第四号の規定を適用する場合においては、当該市長の選挙については、同項同号中「一千二百枚」とあるのは「二千四百枚」と、「四千五百枚」とあるのは「一万二千枚」とする。

（新都市の市長選挙の場合の特例）

第二条　市の合併の特例に関する法律（昭和三十七年法律第百十八号）第二条第二項に規定する新都市で政令で指定するものの設置による市長の選挙について公職選挙法第百四十四条第一項第四号の規定を適用する場合においては、当該市長の選挙については、同項同号中「一千二百枚」とあるのは「一万二千枚」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭三八・二・二八）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（衆法）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項に後段として次のように加える。

これらの期日前一月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は衆議院の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

第十一条の二第二項中「期日現在」の下に「（同項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は衆議院の解散による任期終了の日現在）」を加える。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第二条　国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三万二千七百円」を「三万五千九百円」に改める。

第三条第一項に後段として次のように加える。

国会議員の秘書でこれらの期日前一月以内に退職し、又は死亡した者（当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第五条又は第五条の二第一項の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

第三条第二項中「期日現在」の下に「（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在。以下次条第二項において同じ。）」を加える。

第四条第一項各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日（その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。）、六月十五日」に改め、同項に後段として次のように加える。

国会議員の秘書でこれらの期日前一月以内に退職し、又は死亡した者（当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び次条の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

第四条第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「十二月十五日」を「三月十五日」に、「百分の二百」を「三分の二」に改め、同項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十八」に改め、同項第三号中「百分の七・五」を「百分の九」に改める。

第五条中「六月一日」を「三月一日から三月十四日までの間、六月一日」に、「六月十五日」を「三月十五日、六月十五日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2　昭和三十七年十二月十五日において改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「旧給料法」という。）の規定に基づいて支払われた国会議員の秘書の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律（以下「新給料法」という。）の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、新給料法の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を新給料法の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

3　昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて各議院の議長、副議長及び議員に支払われた歳費及び期末手当又は旧給料法の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費及び期末手当又は新給料法の規定（前項の規定を含む。以下同じ。）による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。この場合において、旧給料法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち新給料法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、新給料法の規定により支

給されることとなる期末手当の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第五号（昭三八・二・二八）

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十八万五千円」を「十九万円」に改める。

第四条第二項中「六千円」を「六千二百円」に改める。

第七条の二中「期末手当の額は、俸給月額に」を「期末手当の支給については、」に、「例により一定の割合を乗じて得た額とする。」を「例による。」に改める。

第七条の三中「通勤手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第七条の四を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二六〇、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一九〇、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣官房長官 総理府総務長官 内閣法制局長官 宮内庁長官	一六〇、〇〇〇円
政務次官 内閣官房副長官 総理府総務副長官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員長 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 侍従長	一四〇、〇〇〇円
式部官長	一一八、〇〇〇円
公正取引委員会委員 土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	一〇八、〇〇〇円

別表第二

官職名	俸給月額	
大使	五号俸	一六〇、〇〇〇円
	四号俸	一四〇、〇〇〇円
	三号俸	一一八、〇〇〇円
	二号俸	一〇八、〇〇〇円
	一号俸	九八、〇〇〇円
公使	四号俸	一四〇、〇〇〇円
	三号俸	一一八、〇〇〇円
	二号俸	一〇八、〇〇〇円
	一号俸	九八、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額	
秘書官	八号俸	七五、九〇〇円
	七号俸	六八、五〇〇円
	六号俸	六一、一〇〇円
	五号俸	五五、一〇〇円
	四号俸	四八、七〇〇円
	三号俸	四二、三〇〇円
	二号俸	三五、九〇〇円
	一号俸	三一、四〇〇円

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2　改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十七年十月

一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「、改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」と」を削る。

（内閣総理・各省大臣署名）

* * *

法律第六号（昭三八・二・二八）

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十七項」を「附則第二十五項」に改める。

第六条第一項第五号にニとして次のように加える。

ニ 教育職俸給表㈣

第十九条の二第一項中「三百六十円」の下に「（その宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる場合にあつては、四百二十円）」を加える。

第十九条の四第一項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについても、同様とする。

第十九条の四第二項各号列記以外の部分中「支給日現在」の下に「（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下次条第二項において同じ。）」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第一項各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日（その日が日曜日に当たるときは、三月十四日。以下その日について規定している場合について同じ。）、六月十五日」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で人事院規則で定めるものについても、同様とする。

第十九条の五第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前六月以内」を「それぞれその日以前十二月以内」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 三月十五日 百分の二十

二 六月十五日及び十二月十五日 百分の三十

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表㈠

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,700	14,700	10,600
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,200	15,700	11,000
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,800	16,700	11,400
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,700	11,800
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,200	12,200
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,800	20,700	12,900
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,500
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	17,400
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	18,400
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	19,400
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	20,400
15				55,800	42,700	36,500	31,100	21,000
16				57,300	43,400	37,200		21,500
17				58,600	44,100			22,000
18				59,700				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表㈡

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	24,000	17,700	14,800	10,800	9,100
2	25,500	18,800	15,800	11,400	9,500
3	27,100	19,900	16,800	12,000	9,900
4	28,700	21,300	17,700	12,600	10,300
5	30,300	22,700	18,600	13,200	10,800
6	31,800	24,000	19,600	14,000	11,300
7	33,300	25,300	20,700	14,800	11,800
8	34,600	26,600	21,800	15,600	12,300
9	35,900	27,900	22,900	16,500	13,000
10	37,100	29,100	23,800	17,400	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　税務職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800	16,700	11,600
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700	12,100
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200	12,600
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700	13,100
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,500
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,400
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,400
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,700
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	21,000
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,700
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,300
15			58,600	45,500	38,900	33,300	22,900
16			59,700				

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　公安職俸給表

イ　公安職俸給表㈠

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,700	13,700	12,300
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,800	14,700	12,700
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,300	15,700	13,100
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,900	16,700	13,700
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,800	14,700
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,300	15,700
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,800	16,700
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,800
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,300
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,800
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,300	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表㈡

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800	16,700	11,900	10,000
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700	12,400	10,400
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200	12,900	10,900
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700	13,700	11,400
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,500	11,900
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,500	12,400
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,500	12,900
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,500	13,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,800	14,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,200	15,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,300
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,300
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,500
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,700
15			58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,800
16			59,700		39,600	34,200	27,400	21,800
17					40,300	34,800	28,300	22,700
18						35,400	29,000	23,600
19						36,000	29,700	24,400
20							30,300	25,200
21							30,900	26,000
22							31,500	26,600

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　海事職俸給表

イ　海事職俸給表㈠

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,400
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,800
3	52,600	40,700	30,600	20,800	13,500
4	55,200	43,300	32,900	22,100	14,400
5	57,800	45,400	35,100	23,900	15,600
6	60,400	47,300	37,300	25,700	16,900
7	63,000	49,100	39,500	27,500	18,200
8	65,500	50,900	41,700	29,300	19,300
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表㈡

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級
号　俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23.500	16.400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				28,700

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表㈠の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　教育職俸給表

イ　教育職俸給表㈠

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,200
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,900
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,300
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考　㈠　この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
㈡　この表の２等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ　教育職俸給表㈡

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級
号　俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	36,900	16,300	11,400
2	38,600	17,300	11,800
3	40,300	18,300	12,200
4	42,100	19,400	12,900
5	43,900	21,000	13,700
6	45,700	22,600	14,600
7	47,700	24,300	15,600
8	49,700	26,100	16,700
9	51,700	28,000	17,800
10	53,700	29,900	18,900
11	55,800	31,800	20,500
12	57,900	33,700	22,100
13	60,000	35,500	23,800
14	62,000	36,900	25,400
15	64,000	38,300	27,000
16	66,000	39,700	28,600
17	68,000	41,200	30,200
18	69,700	42,700	31,700
19	71,300	44,100	33,200
20	72,700	45,800	34,100
21	74,100	47,500	34,900
22	75,400	49,200	35,700
23	76,600	50,900	36,500
24		52,800	37,100
25		54,700	37,700
26		56,500	38,300
27		58,300	38,900
28		59,600	39,500
29		60,900	
30		62,200	
31		63,400	
32		64,500	
33		65,600	

備考　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　教育職俸給表㈢

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級
号　俸	俸　給　月　額	俸　給　月　額	俸　給　月　額
	円	円	円
1	29,300	12,900	11,400
2	31,200	14,000	11,800
3	33,100	15,100	12,200
4	34,900	16,300	12,900
5	36,300	17,200	13,700
6	37,700	18,100	14,600
7	39,200	19,100	15,500
8	40,700	20,600	16,500
9	42,400	22,100	17,500
10	44,100	23,600	18,500
11	45,800	25,400	19,900
12	47,500	27,300	21,300
13	49,200	29,200	22,800
14	50,900	31,100	24,300
15	52,800	32,900	25,700
16	54,700	34,700	27,100
17	56,500	36,000	28,200
18	58,300	37,300	29,300
19	59,600	38,600	30,300
20	60,900	39,900	31,000
21	62,200	41,200	31,700
22	63,400	42,500	32,300
23	64,500	43,700	
24	65,600	44,900	
25	66,500	46,100	
26	67,400	47,300	
27		48,500	
28		49,600	
29		50,700	
30		51,800	
31		52,800	
32		53,800	
33		54,700	
34		55,500	
35		56,300	
36		57,100	

備考　この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ　教育職俸給表㈣

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級
号　俸	俸級月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,900
2	72,600	38,900	28,200	18,300	14,000
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考　この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六　研究職俸給表

職務の等級	1　等　級	2　等　級	3　等　級	4　等　級	5　等　級	6　等　級
号　俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,200	10,600
2	90,500	42,500	26,800	16,300	13,000	11,000
3	93,700	44,500	28,900	17,500	14,000	11,400
4	96,900	46,500	31,000	18,700	15,000	11,800
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,100	12,200
6	103,300	50,700	35,200	22,300	17,200	13,000
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	14,000
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	15,000
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	16,000
10		61,600	41,800	29,700	23,400	17,000
11		64,700	43,300	31,700	25,100	18,000
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,100
13		70,900	46,300	35,500	28,700	20,200
14		74,000	47,800	36,900	30,500	21,300
15		77,100	49,300	38,300	32,300	21,900
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,500
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,100
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　医療職俸給表

イ　医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	47,900	34,500	20,900	14,700	12,200	11,000
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,900	11,400
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,800	11,800
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,700	12,200
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,900
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,800
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,700
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,600
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,300
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,900
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,500
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	18,100
13	74,000	55,900	40,900	32,100	26,100	18,600
14		57,000	42,000	33,200	27,400	
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	27,900	20,600	14,000	11,400
2	29,900	22,200	14,900	12,000
3	31,900	24,100	15,800	12,600
4	33,900	26,000	16,700	13,200
5	35,500	27,800	17,700	14,000
6	37,000	29,600	19,000	14,800
7	38,400	31,400	20,400	15,700
8	39,800	33,100	21,700	16,600
9	41,200	34,500	23,100	17,500
10	42,500	35,600	24,500	18,600
11	43,800	36,700	25,700	19,700
12	45,100	37,500	26,800	20,700
13	46,400	38,300	27,900	21,500
14	47,600	39,000	28,800	22,300
15	48,800	39,700	29,400	23,000
16	49,700	40,400	30,000	23,500
17	50,600	41,100	30,600	24,000
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十二項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤するもの」を「支給地域の区分が一級地とされていた地域に在勤する職員」に改める。

附則第十七項から附則第二十項までを次のように改める。

17　前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

18　附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額ごとに、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号。以下「昭和三十八年改正法」という。）による改正前の附則第十七項及び附則第十八項の規定により定められていた額を基準として人事院規則で定める。

19　昭和三十八年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定による俸給の調整額を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十八年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20　附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が二級地である地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる前二項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年九

月三十日までの間においては三分の一、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間においては三分の二、昭和三十九年十月一日以降においては三分の三を乗じて得た額とする。

附則第二十一項及び附則第二十二項を削る。

附則第二十三項中「施行日」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十号。附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十四項中「官署（以下本項において「特定官署」という。）」を「官署（当該官署に勤務する職員に係る支給地域の区分が一級地とされている官署を除く。以下この項において「特定官署」という。）」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十五項を附則第二十三項とする。

附則第二十六項中「昭和三十六年四月一日」を「昭和三十七年十月一日」に改め、「又は暫定手当が支給されないこととなるとき」を削り、「附則第十六項」を「附則第十六項及び附則第十七項」に、「六月」を「十二月」に、「在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合」を「在勤するものとした場合」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十七項から附則第四十五項までを二項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

（号俸職員の切替え）

2　昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下次項において「号俸職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表第一から附則別表第七までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸はその者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

3　号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間（切替日前一年以内において法第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額は、その者の旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額の欄に掲げる額とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

4　附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員（法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員を除く。）に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等）

5　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6　切替日の前日において教育職俸給表㈠又は教育職俸給表㈡の適用を受ける職員のうち、切替日において教育職俸給表㈣の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日において教育職俸給表㈠又は教育職俸給表㈡の適用を受けるものとした場合との権衡を考慮して、人事院規則で定める。

7　前二項の場合において、附則第三項に規定する職員に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の俸給月額、当該暫定の俸給月額を受ける期間及び当該暫定の俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸を定めるものとする。

（旧号俸を受けていた期間の特例）

8　附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表㈡の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員（以下この項において「教育職員」という。）以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号俸の決定等）

9　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院の定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整）

10　昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（昭和三十八年六月三十日までの間の法第八条の特例）

11　切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中

「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額」と読み替えるものとする。

12　附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替えられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定める。

（旧暫定手当月額の保障）

13　切替日から施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号。以下「昭和三十二年改正法」という。）附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に対応する改正前の昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項まで、附則第二十一項若しくは附則第二十二項の規定又は改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号）附則第十五項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

14　施行日の前日における職員の旧暫定手当月額（次項及び昭和三十二年改正法附則第二十四項の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がなかつたものとした場合にその者が受ける旧暫定手当月額。以下この項において同じ。）が同日における昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定によるその者の暫定手当の月額をこえるときは、その者（昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける者を除く。）の暫定手当の月額は、これらの規定による暫定手当の月額が施行日の前日における旧暫定手当月額（施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を同法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額に加算した額とする。

（昭和三十二年改正法附則第二十六項の改正規定の経過措置）

15　切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和三十二年改正法附則第十六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項本文の規定の適用を受けるに至つた日の昭和三十八年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

（勤勉手当の額の特例）

16　昭和三十七年十二月十五日において改正前の法の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の法の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の法の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の法の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

（旧号俸等の基礎）

17　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

18　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

19　改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

20　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「。以下第十四項及び第十五項において「昭和三十二年改正法」という。」を削る。

附則第十四項及び附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを二項ずつ繰り上げる。

附則別表第一　行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　行政職俸給表㈠の適用を受ける者

職務の等級	4 等級			5 等級			6 等級			7 等級			8 等級		
旧号俸＼区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

ロ　行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1			1		
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	26,700	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			15			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			16			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			17			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29										25			27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第二　税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900	1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100	2			2		
3	2			2			2			3	3	18,700	3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800	4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900	5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	3	18,300
11	10			9			8			9	3	27,600	11	6	19,200
12	11			10			9			10	6	28,700	12	9	20,100
13	12			11			10			11	9	29,700	12		
14	13			12			11			11			13		
15	14			13			12			12			14		
16	15			14			13			13					
17							14			14					

附則別表第三　公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1			1			1			1		
2	1			2	3	24,100	2			2			2		
3	2			3	6	25,500	3	3	18,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	6	20,000	4			4		
5	4			4			5	9	21,200	5			5		
6	5			5	3	29,800	5			6	3	18,900	6		
7	6			6	6	31,200	6	3	23,700	7	6	20,000	7		
8	7			7	9	32,600	7	6	24,900	8	9	21,100	8		
9	8			7			8	9	26,100	8			9	3	18,900
10	9			8			8			9	3	23,400	10	6	20,000
11	10			9			9	3	28,800	10	6	24,500	11	9	21,100
12	11			10			10	6	30,000	11	9	25,600	11		
13	12			11			11	9	31,300	11			12	3	23,400
14	13			12			11			12	3	28,300	13	6	24,500
15	14			13			12			13	6	29,500	14	9	25,600
16	15			14			13			14	9	30,700	14		
17				15			14			14			15	3	28,300
18				16			15			15			16	6	29,400
19				17			16			16			17	9	30,500
20				18			17			17			17		
21							18			18			18		
22							19			19			19		
23							20			20			20		
24							21			21			21		
25							22			22			22		
26										23			23		
27										24			24		
28													25		
29													26		

ロ　公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
区分 旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900	1			1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100	2			2			2		
3	2			2			2			3	3	18,700	3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	23,600	4	6	19,800	4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	24,800	5	9	20,900	5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5			6	3	23,200	7			7		
8	7			6			6	3	28,700	7	6	24,300	8			8		
9	8			7			7	6	29,900	8	9	25,400	9	3	18,500	9		
10	9			8			8	9	31,200	8			10	6	19,500	10		
11	10			9			8			9	3	27,600	11	9	20,500	11		
12	11			10			9			10	6	28,700	11			12		
13	12			11			10			11	9	29,700	12	3	22,500	13	3	18,300
14	13			12			11			11			13	6	23,500	14	6	19,300
15	14			13			12			12			14	9	24,500	15	9	20,100
16	15			14			13			13			14			15		
17							14			14			15	3	26,200	16	3	21,500
18							15			15			16	6	26,900	17	6	22,200
19							16			16			17	9	27,600	18	9	22,900
20										17			17			18		
21										18			18			19	3	24,200
22													19			20	6	24,800
23													20			21	9	25,400
24													21			21		

附則別表第四　海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　海事職俸給表㈠の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	2 等級			3 等級			4 等級			5 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11	3	22,600
12	10			9			10			12	6	23,700
13	11			10			11	3	34,000	13	9	24,600
14	12			11			12	6	35,100	13		
15	13			12			13	9	36,000	14	3	26,500
16	14			13			13			15	6	27,400
17				14			14			16	9	28,300
18							15			16		
19							16			17	3	29,900
20										18	6	30,600
21										19	9	31,300
22										19		
23										20		

ロ　海事職俸給表㈡の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等級			2 等級			3 等級			4 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	6	24,700	1			1			1		
2	2	9	26,000	2			2			2		
3	2			3			3			3		
4	3	3	28,900	4			4			4		
5	4	6	30,200	5	3	23,500	5			5		
6	5	9	31,500	6	6	24,700	6			6		
7	5			7	9	25,900	7			7		
8	6	3	34,500	7			8			8		
9	7	6	35,800	8	3	28,600	9			9		
10	8	9	37,000	9	6	29,800	10	3	23,200	10		
11	8			10	9	31,000	11	6	24,300	11		
12	9			10			12	9	25,400	12		
13	10			11	3	33,300	12			13		
14	11			12	6	34,300	13	3	27,000	14		
15	12			13	9	35,200	14	6	27,800	15		
16	13			13			15	9	28,600	16	3	22,200
17	14			14			15			17	6	22,900
18	15			15			16	3	30,200	18	9	23,500
19	16			16			17	6	30,900	18		
20	17			17			18	9	31,600	19	3	24,700
21	18			18			18			20	6	25,300
22	19			19			19			21	9	25,900
23	20			20			20			21		
24	21			21			21			22	3	27,100
25	22						22			23	6	27,700

附則別表第五　教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　教育職俸給表㈠の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3 等級			4 等級			5 等級			6 等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	6	29,600	1	9	24,300	1			1		
2	2	9	31,500	1			2			2		
3	2			2	3	27,500	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	29,100	4			4		
5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4			6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	7			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	8	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11	9			8			10	9	29,300	10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3	32,400	12	6	25,900
14	12			11			12	6	33,800	13	9	27,200
15	13			12			13	9	35,000	13		
16	14			13			13			14	3	29,800
17	15			14			14			15	6	30,900
18	16			15			15			16	9	32,000
19	17			16			16			16		
20	18			17			17			17		
21	19			18			18			18		
22	20			19			19			19		
23	21			20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24			24					

ロ　教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級／区分／旧号俸	2等級			3等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	1			1		
2	2			2		
3	3			3		
4	4			4		
5	5	3	20,500	5		
6	6	6	21,600	6		
7	7	9	22,900	7		
8	7			8		
9	8	3	25,600	9		
10	9	6	26,900	10		
11	10	9	28,200	11	3	20,000
12	10			12	6	21,200
13	11	3	31,200	13	9	22,400
14	12	6	32,500	13		
15	13	9	33,800	14	3	25,000
16	13			15	6	26,200
17	14			16	9	27,300
18	15			16		
19	16			17	3	29,700
20	17			18	6	30,800
21	18			19	9	31,900
22	19			19		
23	20			20		
24	21			21		
25	22			22		
26	23			23		
27	24			24		
28	25			25		
29	26			26		
30	27			27		
31	28					
32	29					
33	30					
34	31					
35	32					

ハ　教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級／区分／旧号俸	1等級			2等級			3等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1		
2	2	3	30,600	2			2		
3	3	6	31,900	3			3		
4	4	9	33,300	4			4		
5	4			5			5		
6	5			6			6		
7	6			7			7		
8	7			8	3	20,100	8		
9	8			9	6	21,100	9		
10	9			10	9	22,300	10		
11	10			10			11	3	19,500
12	11			11	3	24,900	12	6	20,500
13	12			12	6	26,200	13	9	21,500
14	13			13	9	27,500	13		
15	14			13			14	3	23,900
16	15			14	3	30,500	15	6	25,000
17	16			15	6	31,800	16	9	26,100
18	17			16	9	33,100	16		
19	18			16			17	3	27,900
20	19			17			18	6	28,700
21	20			18			19	9	29,500
22	21			19			19		
23	22			20			20		
24	23			21			21		
25	24			22					
26	25			23					
27				24					
28				25					
29				26					
30				27					
31				28					
32				29					
33				30					
34				31					
35				32					
36				33					
37				34					

附則別表第六　研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	3 等級			4 等級			5 等級			6 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第七　医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　医療職俸給表㈠の適用を受ける者

職務の等級	4 等級			5 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	1	6	29,600	1		
2	2	9	31,500	2		
3	2			3	3	21,400
4	3	3	35,700	4	6	22,700
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5	9	39,500	5		
7	5			6	3	27,500
8	6			7	6	29,100
9	7			8	9	30,700
10	8			8		
11	9			9	3	34,300
12	10			10	6	35,900
13	11			11	9	37,500
14	12			11		
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

ロ　医療職俸給表㈡の適用を受ける者

職務の等級	3 等級			4 等級			5 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	1	6	19,600	1			1		
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

ハ　医療職俸給表㈢の適用を受ける者

職務の等級	1 等級			2 等級			3 等級			4 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	26,100	1	6	19,700	1			1		
2	1			2	9	20,900	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700	6		
7	5			5			7	6	19,700	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,500
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第八

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表㈠		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表㈡	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
税務職俸給表	1— 9	1—12	1—16	1—16	3—17	6—17	13—15	
公安職俸給表㈠	1— 9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表㈡	1— 9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	16—24
海事職俸給表㈠	1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表㈡	3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表㈠		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表㈡	1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表㈢	1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表		1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表㈠		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表㈡	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表㈢	1—23	3—23	9—20	13—18				

備考　本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第七号（昭三八・二・二八）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「三千百円」を「三千二百五十円」に改める。

第十八条の二第二項後段中「この場合において」の下に「、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と」を加える。

第二十五条第二項中「五千円」を「六千三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表

官職 事務次官 議長	官職 等級 号俸	参事官等 1等級	参事官等 2等級	参事官等 3等級
俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円		円	円	円
128,000	1	71,800	49,400	27,600
	2	75,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,000	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

別表第二　自衛官俸給表

階級 号俸	陸将 海将 空将 甲	陸将 海将 空将 乙	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	104,300	77,600	62,700	51,300	44,300	40,400	32,300	25,800	23,600	18,700	15,700	14,500	12,200	11,000	10,100	9,500
2	108,100	81,300	65,600	54,100	46,200	42,300	34,400	27,800	24,300	20,500	16,900	15,600	13,300	11,500		
3	111,900	85,000	68,600	56,900	48,100	44,200	36,600	29,800	25,600	22,300	18,700	16,800	14,400	12,100		
4	115,800	88,700	71,600	59,800	50,100	46,100	39,100	31,800	27,500	24,200	20,500	18,500	15,500	12,700		
5	119,700	92,400	74,700	62,700	52,100	48,000	41,000	33,900	29,400	26,100	22,300	20,200	16,600			
6		96,100	77,600	65,600	54,200	50,000	42,900	36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,700			
7		99,700	80,500	68,600	56,300	51,900	44,800	38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
8		103,300	83,400	71,600	58,400	53,800	46,700	39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
9		106,000	85,700	74,700	60,500	55,700	48,500	40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
10		108,200	88,000	77,000	62,600	57,600	50,000	42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
11			90,100	79,300	64,700	59,100	51,300	43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
12			91,900	81,400	66,500	60,600	52,400	44,200	40,700	36,900	31,500					
13				83,200	68,200	61,900	53,400	45,100	41,600	37,800	32,300					
14					69,700	63,100	54,400	46,000	42,500	38,700	33,100					
15					71,100	64,300	55,400	46,900	43,400	39,600	33,900					
16					72,500	65,500	56,400	47,800	44,300	40,400						
17								48,700	45,200	41,200						
18									46,100	42,000						
19									47,000	42,800						

備考　陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

（俸給の切替え）

2　昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸（以下「旧号俸」という。）と同一の改正後の俸給表（この法律による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3　その者の旧号俸が附則別表第一から附則別表第九までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日におけるその者の俸給月額は、その者に係る切替表におけるその者の旧号俸に対応する号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

4　旧号俸が切替表に掲げられている職員のうち、その者の旧号俸がその者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間の定めのある号俸である者で、その者の切替日において旧号俸を受けていた期間（切替日の一年前以内において旧法第五条第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者に係る切替表におけるその者の旧号俸に対応する号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による俸給月額を受けるものとする。この場合において、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額は、その者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する暫定俸給月額の額とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

5　附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員（新法第五条第三項の規定により準用する改正後の一般職給与法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける事務官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。）の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文の規定による昇給については、その者の旧号俸を受けていた期間（その者の

旧号俸がその者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間の定めのある号俸であるときは、その者の旧号俸を受けていた期間からその者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する期間を減じた期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6　切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。

（旧号俸を受けていた期間の特例）

7　附則別表第十に掲げられている号俸の号数と同一の号数の旧号俸を受けていた職員に対する附則第四項及び附則第五項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

（切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額の決定等）

8　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額については、総理府令で定める。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

9　昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日から昭和三十八年六月三十日までの間の新法第五条の特例）

10　切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、新法第五条第一項各号列記以外の部分中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）附則別表第一から附則別表第九までの切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を含む。）」と読み替えるものとする。

11　附則第四項、附則第八項若しくは附則第九項又は前項の規定により読み替えられた新法第五条第一項の規定により、附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員又は切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における同法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定の適用については、政令で定める。

（勤勉手当の額の特例）

12　昭和三十七年十二月十五日に支給される勤勉手当の額については、一般職改正法附則第十六項の規定を準用する。

（改正前の俸給月額の基礎）

13　附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（委任規定）

14　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与の内払）

15　旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、勤勉手当及び期末手当に関しては、一般職改正法附則第十九項後段の規定を準用する。

（大蔵大臣との協議）

16　附則第四項、附則第八項及び附則第九項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一　事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	3 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円
1	1	3	27,000
2	2	6	28,600
3	3	9	30,200
4	3		
5	4	3	33,600
6	5	6	35,400
7	6	9	37,200
8	6		
9	7		
10	8		
11	9		
12	10		
13	11		
14	12		
15	13		
16	14		
17	15		
18	16		
19	17		
20	18		
21	19		
22	20		

附則別表第二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	4 等級			5 等級			6 等級			7 等級			8 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	3	30,000	1			1			1			1		
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	19,800	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	20,900	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7			8		
9	8			7			7			8	3	23,200	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	24,300	10		
11	10			9			9	6	29,900	10	9	25,400	11		
12	11			10			10	9	31,200	10			12	3	18,300
13	12			11			10			11	3	27,500	13	6	19,200
14	13			12			11			12	6	28,400	14	9	19,800
15	14			13			12			13	9	29,100	14		
16	15			14			13			13			15		
17	16			15			14			14			16		
18	17			16			15								

附則別表第三　行政職俸給表㈡の適用を受ける職員の切替表

職務の等級	1 等級			2 等級			3 等級			4 等級			5 等級		
旧号俸　区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1			1		
2	2	3	25,100	2			2			2			2		
3	3	6	26,200	3			3			3			3		
4	4	9	27,300	4	3	20,900	4			4			4		
5	4			5	6	21,900	5			5			5		
6	5	3	29,800	6	9	22,900	6			6			6		
7	6	6	30,900	6			7	3	20,500	7			7		
8	7	9	32,000	7	3	24,900	8	6	21,300	8			8		
9	7			8	6	25,800	9	9	22,100	9			9		
10	8	3	34,300	9	9	26,700	9			10			10		
11	9	6	35,300	9			10	3	23,600	11			11		
12	10	9	36,200	10	3	28,800	11	6	24,300	12			12		
13	10			11	6	29,700	12	9	24,900	13			13		
14	11			12	9	30,500	12			14	3	19,800	14		
15	12			12			13	3	26,100	15	6	20,300	15		
16	13			13	3	32,000	14	6	26,700	16	9	20,800	16		
17	14			14	6	32,600	15	9	27,200	16			17		
18	15			15	9	33,200	15			17	3	21,800	18		
19	16			15			16	3	28,200	18	6	22,300	19		
20	17			16			17	6	28,700	19	9	22,800	20		
21	18			17			18	9	29,200	19			21	3	19,600
22	19			18			18			20	3	23,800	22	6	20,100
23	20			19			19			21	6	24,300	23	9	20,600
24	21			20			20			22	9	24,800	23		
25	22			21			21			22			24	3	21,600
26	23			22			22			23	3	25,600	25	6	22,100
27	24			23			23			24	6	26,000	26	9	22,600
28	25			24			24			25	9	26,400	26		
29										25			27	3	23,500
30													28	6	23,900
31													29	9	24,300
32													29		

附則別表第四　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3　等　級			4　等　級			5　等　級			6　等　級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	月
1	1	6	29,600	1	9	24,300	1			1		
2	2	9	31,500	1			2			2		
3	2			2	3	27,500	3			3		
4	3	3	35,700	3	6	29,100	4			4		
5	4	6	37,600	4	9	30,700	5	3	21,400	5		
6	5	9	39,500	4			6	6	22,700	6		
7	5			5	3	34,300	7	9	24,000	7		
8	6			6	6	35,900	7			8	3	19,400
9	7			7	9	37,500	8	3	26,600	9	6	20,600
10	8			7			9	6	27,900	10	9	21,800
11	9			8			10	9	29,300	10		
12	10			9			10			11	3	24,600
13	11			10			11	3	32,400	12	6	25,900
14	12			11			12	6	33,800	13	9	27,200
15	13			12			13	9	35,000	13		
16	14			13			13			14	3	29,800
17	15			14			14			15	6	30,900
18	16			15			15			16	9	32,000
19	17			16			16			16		
20	18			17			17			17		
21	19			18			18			18		
22	20			19			19			19		
23	21			20			20			20		
24				21			21			21		
25				22			22			22		
26				23			23			23		
27				24			24					

附則別表第五　研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3　等　級			4　等　級			5　等　級			6　等　級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1			1			1			1		
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7			8	3	19,600	8		
9	7			8	3	25,400	9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	19,000
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,900
14	12			12	6	32,500	13	9	27,100	14	9	20,700
15	13			13	9	33,900	13			14		
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26								

附則別表第六　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	4　等　級			5　等　級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円
1	1	6	29,600	1		
2	2	9	31,500	2		
3	2			3	3	21,400
4	3	3	35,700	4	6	22,700
5	4	6	37,600	5	9	24,300
6	5	9	39,500	5		
7	5			6	3	27,500
8	6			7	6	29,100
9	7			8	9	30,700
10	8			8		
11	9			9	3	34,300
12	10			10	6	35,900
13	11			11	9	37,500
14	12			11		
15	13			12		
16	14			13		
17	15			14		
18	16			15		
19	17			16		
20	18			17		
21	19			18		
22	20			19		
23				20		
24				21		
25				22		

附則別表第七　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3　等　級			4　等　級			5　等　級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円
1	1	6	19,600	1			1		
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,200	4			4		
5	4	6	25,600	5	3	18,600	5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8	3	18,600
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9	6	19,600
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10	9	20,600
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11	3	22,800
13	10			11	3	28,500	12	6	23,900
14	11			12	6	29,700	13	9	25,000
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14	3	27,100
17	14			14			15	6	28,000
18	15			15			16	9	28,900
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

附則別表第八　医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級／区分／旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	26,100	1	6	19,700	1			1		
2	1			2	9	20,900	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700	6		
7	5			5			7	6	19,700	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,500
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第九　自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

階級／区分／旧号俸	3等陸佐 3等海佐 3等空佐			1等陸尉 1等海尉 1等空尉			2等陸尉 2等海尉 2等空尉			3等陸尉 3等海尉 3等空尉			1等陸曹 1等海曹 1等空曹			2等陸曹 2等海曹 2等空曹			3等陸曹 3等海曹 3等空曹		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円		月	円
1	1	9	38,300	1			1			1	6	22,600	1	3	18,300	1			1		
2	1			2	3	33,900	2	3	27,200	2	6	23,600	2	6	19,600	2			2		
3	2			3	6	35,500	3	6	28,600	3	9	24,400	3	9	20,800	3	3	18,200	3		
4	3			4	9	37,100	4	9	30,100	3			3			4	6	19,500	4	3	18,100
5	4			4			4			4	3	27,000	4	3	23,700	5	9	20,800	5	6	19,400
6	5			5			5	3	33,400	5	6	28,400	5	6	25,100	5			6	9	20,500
7	6			6			6	6	34,900	6	9	29,800	6	9	26,500	6	3	23,700	6		
8	7			7			7	9	36,400	6			6			7	6	25,100	7		
9	8			8			7			7	3	32,800	7	3	29,500	8	9	26,300	8		
10	9			9			8			8	6	34,200	8	6	30,800	8					
11	10			10			9			9	9	35,600	9	9	32,100	9					
12	11			11			10			9			9			10					
13	12			12			11			10			10			11					
14	13			13			12			11			11			12					
15							13			12			12								
16										13			13								
17										14			14								
18										15			15								

附則別表第十

イ　事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級／俸給表	1等級	2等級	3等級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1—12	1—13	1—22

ロ　一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級／俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表(一)		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
教育職俸給表(一)		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
研究職俸給表		1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)	1—23	3—23	9—20	13—18				

ハ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

階級／俸給表	陸将 海将 空将 乙	陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹
自衛官俸給表	1—9	1—11	1—12	1—14	1—14	1—14	1—15	4—18	4—18	6—14	7—9

備考　本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

◆

法律第八号（昭三八・二・二八）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「十一万二千二百円」を「十一万五千八百円」に、「七万三千七百円又は六万四千三百円」を「七万六千九百円又は六万七千三百円」に、「九万六千七百円又は九万三千八百円」を「十万二百円又は九万三千八百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		報酬月額
最高裁判所長官		二六〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一九〇、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一六〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一五〇、〇〇〇円
判事	一号	一一二、九〇〇円
	二号	一〇九、九〇〇円
	三号	一〇六、五〇〇円
	四号	一〇〇、二〇〇円
	五号	九三、八〇〇円
	六号	八七、四〇〇円
	七号	八〇、一〇〇円
判事補	一号	六〇、五〇〇円
	二号	五三、八〇〇円
	三号	四八、七〇〇円
	四号	四四、三〇〇円
	五号	四一、一〇〇円
	六号	三八、四〇〇円
	七号	三五、〇〇〇円
	八号	二九、一〇〇円
	九号	二七、七〇〇円
	十号	二四、六〇〇円
簡易裁判所判事	一号	八七、四〇〇円
	二号	八〇、一〇〇円
	三号	七六、九〇〇円
	四号	六七、三〇〇円
	五号	六〇、五〇〇円
	六号	五三、八〇〇円
	七号	四八、七〇〇円
	八号	四四、三〇〇円
	九号	四一、一〇〇円
	十号	三八、四〇〇円
	十一号	三五、〇〇〇円
	十二号	二九、一〇〇円
	十三号	二七、七〇〇円
	十四号	二四、六〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2　裁判官が昭和三十七年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第九号（昭三八・二・二八）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「七万三千七百円又は六万四千三百円」を「七万六千九百円又は六万七千三百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分		俸給月額
検事総長		一九〇、〇〇〇円
次長検事		一四〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一五〇、〇〇〇円
その他の検事長		一四〇、〇〇〇円
検事	一号	一一二、九〇〇円
	二号	一〇九、九〇〇円
	三号	一〇六、五〇〇円
	四号	一〇〇、二〇〇円
	五号	九三、八〇〇円
	六号	八七、四〇〇円
	七号	八〇、一〇〇円
	八号	七六、九〇〇円
	九号	六七、三〇〇円
	十号	六〇、五〇〇円
	十一号	五三、八〇〇円
	十二号	四八、七〇〇円
	十三号	四四、三〇〇円
	十四号	四一、一〇〇円
	十五号	三八、四〇〇円
	十六号	三五、〇〇〇円
	十七号	二九、一〇〇円
	十八号	二七、七〇〇円
	十九号	二四、六〇〇円
副検事	一号	六〇、五〇〇円
	二号	五三、八〇〇円
	三号	四八、七〇〇円
	四号	四四、三〇〇円
	五号	四一、一〇〇円
	六号	三八、四〇〇円
	七号	三五、〇〇〇円
	八号	二九、一〇〇円
	九号	二七、七〇〇円
	十号	二四、六〇〇円
	十一号	二三、七〇〇円
	十二号	二二、四〇〇円

附則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2　検察官が昭和三十七年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十号（昭三八・三・一）

◎警察法の一部を改正する法律

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第三十条第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

第三十五条第一項中「七千七百七十六人」を「七千七百八十五人」に、「千二十三人」を「千三十二人」に改める。

第六十六条第二項中「政令で定める道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条に規定する道路をいう。）」を「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び政令で定める道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　昭和三十八年四月一日から昭和三十八年九月三十日までの間における警察庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、この法律による改正後の警察法第三十五条第一項の規定にかかわらず、七千七百八十六人とし、そのうち千三十三人は、警察官とする。

（内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭三八・三・五）

◎木船再保険法の一部を改正する法律

木船再保険法（昭和二十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（利益の還付）

第八条の二　政府は、木船再保険特別会計において毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合において、その利益の額をもつて前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、組合に対し、その全部又は一部を利益還付金として還付することができる。

第十七条中「及び再保険料の払いもどしの義務」を「、再保険料の払いもどしの義務及び利益還付金の支払の義務」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、改正後の木船再保険法第八条の二の規定は、木船再保険特別会計における昭和三十七年度の損益計算上の利益から適用する。

2　木船再保険特別会計法（昭和二十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（以下「再保険料の払いもどし金」という。）」の下に「、法第八条の二の規定による利益還付金」を加える。

第七条第一項中「これ」を「次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、その残余の額から法第八条の二の規定による利益還付金の額を控除した額」に改める。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭三八・三・六）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項及び第十条の三第二項中「三億二千万円」を「三億七千万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十三号（昭三八・三・一四）

◎昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

補正予算により昭和三十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち百億円以内の額を昭和三十七年度内に交付しないで、これを地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十八年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三八・三・一五）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第九項中「路程に応じ一定距離当りの」を「路程等に応じ」に改める。

第九条第一項中「二割」を「十分の二に相当する額」に、「三割」を「十分の三（外国旅行に係るものについては、十分の二）」に改める。

第十六条第一項第二号並びに第十七条第一項第一号及び第二号中「六等級」を「七等級」に、「七等級以下」を「八等級」に改める。

第二十五条第二項中「その赴任の後」を削る。

第三十六条を次のように改める。

（移転料）

第三十六条　赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額（以下本条において「定額」という。）による。ただし、左の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

一　二人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、一人をこえる者ごとにその百分の五に相当する額を加算した額

二　外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその百分の十に相当する額を加算した額

三　移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として大蔵省令で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前二号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。）に、水路が含まれる場合にあつては定額の百分の四十五に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の百分の二十に相当する額の範囲内においてそれぞれ大蔵省令で定める額に相当する額を加算した額

2　赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第一号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の二分の一に相当する額による。

3　赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八条第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が二人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、大蔵省令で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第一項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4　第二十五条第一項第三号及び第二項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、第二十三条第二項の規定は、前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

第三十八条第四項中「第二十五条」の下に「第一項第三号及び」を加える。

第三十九条第一項中「目的地の存する地域の区分及び」を「出張及び赴任の区分並びに出張にあつてはその」に改め、同条第三項中「外国在勤の者」を「外国在勤の職員」に、「出張地又は新在勤地の存する地域について定められた支度料の定額」を「同項の規定による額」に改める。

第四十条第一項中「死亡地の区分に応じた」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の十分の八に相当する額による。

附則に次の一項を加える。

7　旅行先又は目的地が沖縄その他大蔵省令で定める地域である場合における外国旅行の日当、宿泊料及び支度料に係る別表第二の定額は、当分の間、同表に定める額（日当及び宿泊料については、同表の甲地方について定める額とする。）の十分の八に相当する額とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二　外国旅行の旅費

一　日当、宿泊料及び食卓料

区分		日当（一日につき）		宿泊料（一夜につき）		食卓料（一夜につき）
		甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官		四、二〇〇円		一三、一〇〇円	四、八〇〇円
	国務大臣及び特命全権大使		三、四〇〇円		一〇、五〇〇円	四、一〇〇円
	その他の者		二、七〇〇円		八、一〇〇円	三、六〇〇円
一等級又は二等級の職務にある者		二、二〇〇円	二、一〇〇円	七、一〇〇円	六、七〇〇円	三、一〇〇円
三等級の職務にある者		一、九〇〇円	一、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	二、六〇〇円
四等級又は五等級の職務にある者		一、六五〇円	一、五五〇円	五、一五〇円	四、八五〇円	二、二〇〇円
六等級以下の職務にある者		一、四〇〇円	一、三〇〇円	四、三〇〇円	四、一〇〇円	一、九〇〇円

備考

一　乙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）及びアフリカ地域のうち大蔵省令で定める地域をいい、甲地方とは、乙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。

二　船舶又は航空機による旅行（出発又は到着の日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

二　移転料

区分		鉄道百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鉄道二千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上一万キロメートル未満	鉄道一万キロメートル以上一万五千キロメートル未満	鉄道一万五千キロメートル以上
内閣総理大臣等	特命全権大使	四二、二〇〇円	五五、四〇〇円	七六、六〇〇円	一〇〇、三〇〇円	一二六、七〇〇円	一五五、八〇〇円	一七一、六〇〇円	一八七、四〇〇円	二〇三、三〇〇円
	その他の者	三八、四〇〇円	五〇、四〇〇円	六九、六〇〇円	九一、二〇〇円	一一五、二〇〇円	一四一、六〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、四〇〇円	一八四、八〇〇円
一等級の職務にある者		三〇、七〇〇円	四〇、三〇〇円	五五、七〇〇円	七三、〇〇〇円	九二、二〇〇円	一一三、三〇〇円	一二四、八〇〇円	一三六、三〇〇円	一四七、八〇〇円
二等級の職務にある者		二七、八〇〇円	三六、五〇〇円	五〇、五〇〇円	六六、一〇〇円	八三、五〇〇円	一〇二、七〇〇円	一一三、一〇〇円	一二三、五〇〇円	一三四、〇〇〇円
三等級の職務にある者		二五、〇〇〇円	三二、八〇〇円	四五、二〇〇円	五九、三〇〇円	七四、九〇〇円	九二、〇〇〇円	一〇一、四〇〇円	一一〇、八〇〇円	一二〇、一〇〇円
四等級の職務にある者		二二、一〇〇円	二九、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	五三、四〇〇円	六六、二〇〇円	八一、四〇〇円	八九、七〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇六、三〇〇円
五等級以下の職務にある者		一九、二〇〇円	二五、二〇〇円	三四、八〇〇円	四五、六〇〇円	五七、六〇〇円	七〇、八〇〇円	七八、〇〇〇円	八五、二〇〇円	九二、四〇〇円

備考

路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

三　支度料及び死亡手当

区分		支度料				死亡手当
		出張			赴任	
		旅行期間一月未満	旅行期間一月以上三月未満	旅行期間三月以上		
内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	一二九、三六〇円	一五七、〇八〇円	一八四、八〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	四八〇、〇〇〇円
	国務大臣及び特命全権大使	一一八、五八〇円	一四三、九九〇円	一六九、四〇〇円		四四〇、〇〇〇円
	その他の者	一〇七、八〇〇円	一三〇、九〇〇円	一五四、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
一等級の職務にある者		八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一二三、二〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円
二等級の職務にある者		七八、一六〇円	九四、九一〇円	一一一、六五〇円	一九〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円
三等級の職務にある者		七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
四等級の職務にある者		六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	一五〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円
五等級の職務にある者		五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
六等級の職務にある者					九〇、〇〇〇円	
七等級以下の職務にある者					八〇、〇〇〇円	

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）について適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日前の死亡）については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

◆

法律第十五号（昭三八・三・一五）

◎印紙税法の一部を改正する法律

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号中「又ハ農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又ハ漁業協同組合連合会」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十六号（昭三八・三・一五）

◎船舶安全法の一部を改正する法律

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又ハ近海区域ヲ航行スル総噸数百五十噸以上ノ船舶」を「若ハ近海区域ヲ航行スル総噸数百五十噸以上ノ船舶又ハ沿海区域ヲ航行スル総噸数百五十噸以上ノ船舶ニシテ国際航海ニ従事スルモノ」に改める。

第四条第一項第四号中「五百噸」を「三百噸」に改める。

第五条ノ二中「総噸数五噸未満ノ船舶及第三十二条各号ニ掲グル船舶ニシテ旅客運送ノ用ニ供スルモノ」を「第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶（総噸数五噸以上ノ旅客船ヲ除ク）ニシテ総噸数二十噸未満ノモノ及平水区域ノミヲ航行スルモノ」に改める。

第六条第三項中「製造スル船舶用機関ノ製造者」を「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ製造シ又ハ修繕スル者」に、「機関」を「物件」に改め、同条第四項中「前条」を「前二条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条ノ二　第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該認定ニ係ル製造工事ヲ行ヒ且命令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事ガ第二条第一項ニ規定スル命令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事ニ付前三条ノ検査ヲ省略ス

第七条第一項中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第六条第三項」に、「船舶用機関」を「当該物件」に改める。

第九条第三項中「船舶用機関」を「物件」に、「交付ス」を「交付シ又ハ証印ヲ附ス」に改める。

第十二条第一項中「船舶」の下に「又ハ第六条ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者ノ事業場」を加え、同条第二項中「又ハ船長」を「、船長又ハ第六条ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」に改める。

第十三条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十一条ノ二中「又ハ船長」を「、船長又ハ第六条ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」に改める。

第二十五条中「船舶所有者」の下に「又ハ第六条ノ二ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケタル者」を加える。

第二十八条中「危険物ノ運送禁止、救命艇手及操練」を「危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第四条第一項第四号の改正規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号の三及び第四十条第一項第四号の八中「危険物」の下に「その他の特殊貨物」を加える。

（運輸・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十七号（昭三八・三・一八）

◎酒税法の一部を改正する法律

酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、政令で定めるところにより」を削り、「類似するもの」の下に「（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五をこえないものに限る。）」を加える。

第二十二条第一項第四号イ中「十三度以上十四度未満」を「十三・五度以上十四・五度未満」に、「十四度以上」を「十四・五度以上」に、「十三度を」を「十三・五度を」に、「五千二百十円」を「五千二十円」に、「十三度未満」を「十三・五度未満」に、「六万二千四百九十円」を「六万二千六百八十円」に改め、同条第三項の表みりんの項基準アルコール分の欄中「十三度」を「十三・五度」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　酒税法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「この法律の施行後一年間に限り」を「当分の間」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第十八号（昭三八・三・一八）

◎特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律

特定物資納付金処理特別会計法（昭和三十一年法律第百二十九号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度分の収入及び支出並びに昭和三十六年度及び昭和三十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際特定物資納付金処理特別会計に属する資産（現金を除く。）及び負債は、この法律の施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4　特定物資納付金処理特別会計の昭和三十七年度の出納完結の際同会計に属する現金は、その出納完結の際、産業投資特別会計に帰属するものとする。

5　前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

6　産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に「、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭和三十八年法律第十八号）附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」を加える。

第四条中「、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を削る。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第十九号（昭三八・三・二〇）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五十五億円」を「八十一億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三八・三・二〇）

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十二条第二項中「四十五億円」を「七十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十一号（昭三八・三・二〇）

◎北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律

北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二十五億円」を「三十五億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第二十二号（昭三八・三・二〇）

◎プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律

プラント類輸出促進臨時措置法（昭和三十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「支払義務」を「支払、機械又は装置の取替その他の必要な措置を講ずる義務」に、「違約金を支払い又は当該違約金の支払に代えて機械若しくは」を「違約金の支払、機械又は」に改める。

第四条中「違約金の支払限度額」を「第二条第六項の義務の履行のための負担の限度額」に改める。

附則第三項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二十三号（昭三八・三・二二）

◎狩猟法の一部を改正する法律

狩猟法（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

第一条第四項中「鳥獣審議会」を「中央鳥獣審議会」に改め、同条第五項中「利害関係人及学識経験者ノ意見ヲ聞キ、且」を「利害関係人ノ意見ヲ聞キ、且都道府県鳥獣審議会ニ諮問シタル上、」に改め、同条を第一条ノ四とし、第一条から第一条ノ三までとして次の三条を加える。

第一条 本法ハ鳥獣保護事業ヲ実施シ及狩猟ヲ適正化スルコトニ依リ鳥獣ノ保護蕃殖、有害鳥獣ノ駆除及危険ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス

第一条ノ二 都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ目的トスル事業（之ニ係ル狩猟ニ関スル取締ヲ含ム以下鳥獣保護事業ト称ス）ヲ実施スル為農林大臣ガ中央鳥獣審議会ノ意見ヲ聞キ定ムル基準ニ従ヒ鳥獣保護事業計画ヲ樹ツルモノトス

鳥獣保護事業計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間
二 鳥獣保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休猟区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項
三 鳥獣ノ人工増殖及放鳥獣ニ関スル事項
四 有害鳥獣ノ駆除ニ関スル事項
五 鳥獣ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項
六 鳥獣保護事業ニ関スル啓蒙ニ関スル事項
七 鳥獣保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獣保護事業ノ実施ノ為必要ナル事項

都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ都道府県鳥獣審議会ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク之ヲ公表スルト共ニ農林大臣ニ報告スベシ

第一条ノ三 国ハ都道府県ニ対シ鳥獣保護事業計画ノ樹立ニ関シ必要アリト認ムルトキハ勧告ヲ行フト共ニ鳥獣保護事業ヲ実施スル為必要ナル指導及援助ヲ行フ様努ムルモノトス

都道府県知事ハ鳥獣保護事業計画ノ達成ヲ図ル為所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

第四条第三項中「狩猟免状」を「狩猟免許」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

都道府県知事ハ狩猟免許ヲ受クル者ニ対シ狩猟免状ト共ニ狩猟免許ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ交付ス

狩猟免許ハ狩猟免状ヲ交付シタル都道府県知事ノ管轄スル区域内ニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第五条第二項中「経過スルニ非ザレバ」の下に「当該取消ニ係ル狩猟免許ニ付テハ取消ヲ為シタル都道府県知事ノ」を加える。

第六条第二項中「其ノ免許」を「其ノ狩猟免許」に改める。

第七条中「次条第一項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケザル者ニシテ同項各号」を「次条第二項ノ証明書ヲ有セザル者ニシテ同条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県知事狩猟免許ヲ為スニ当リテハ当該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案スルト共ニ特ニ必要アリト認ムルトキハ狩猟免許ヲ申請シタル者ノ狩猟ヲ為スニ必要ナル適性ノ有無ヲ審査シテ之ヲ為スモノトス

第七条ノ二第一項中「知識ノ普及及向上」を「知識ヲ修得セシムルコト」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「鳥獣審議会」を「中央鳥獣審議会」に改める。

第七条ノ二第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケ其ノ課程ヲ修了シタル者ニ対シ証明書ヲ交付ス

第八条第一項中「其ノ免許」を「其ノ狩猟免許ノ全部又ハ一部」に改める。

第八条ノ二第一項中「特ニ必要アルトキハ」を「必要アリト認ムルトキハ」に改める。

第八条ノ二第六項中「第三項」を「第二項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項及び第五項中「鳥獣保護区」を「特別保護地区」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獣保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得

第一条ノ四第四項及第五項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八条ノ二第二項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 都道府県知事ハ一定ノ地域ニ於ケル狩猟鳥獣ガ減少シタル場合ニ於テ其ノ増加ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ三年以内ノ期間ヲ定メ休猟区ヲ設定スルコトヲ得

第十一条第二号を次のように改める。

二 休猟区

第十四条第一項から第三項まで中「入猟規程」を「猟区管理規程」に改め、同条第七項を次のように改める。

猟区設定者猟区内ニ於ケル狩猟鳥獣ノ保護蕃殖上必要アリト認ムルトキハ其ノ生育及蕃殖ニ必要ナル施設ノ設置、狩猟鳥獣ノ人工増殖、放鳥獣等当該猟区ノ維持管理ニ関スル事務ヲ国ノ設定スル猟区ニ在リテハ農林大臣ガ中央鳥獣審議会ノ、地方公共団体ノ設定スル猟区ニ在リテハ都道府県知事ガ都道府県鳥獣審議会ノ意見ヲ聞キ指定スル者ニ委託スルコトヲ得

第十四条第七項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ委託ヲ受ケタル者（以下受託者ト称ス）ハ当該事務ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス

受託者ハ猟区内ニ於テ狩猟ヲ為サントスル者ヨリ委託ニ係ル事務ニ要スル費用ニ充ツベキ金額ヲ徴収シ其ノ収入ト為スコトヲ得

第十九条ノ二第一項中「禁猟区」を「休猟区」に改める。

第二十条中「又ハ譲受クルコト」を「、譲受ケ、又ハ販売、加工若ハ保管ノ為引渡シ、若ハ其ノ引渡ヲ受クルコト」に改める。

第二十条ノ三中「卵ヲ」の下に「加工、」を加える。

第二十条ノ五を次のように改める。

第二十条ノ五 農林省ニ中央鳥獣審議会ヲ、都道府県ニ都道府県鳥獣審議会ヲ置ク

中央鳥獣審議会又ハ都道府県鳥獣審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣又ハ都道府県知事ノ諮問ニ応ジ鳥獣ノ保護蕃殖及狩猟ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

中央鳥獣審議会及都道府県鳥獣審議会ハ鳥獣ノ保護蕃殖及狩猟ニ関スル重要事項ニ付関係行政庁ニ建議スルコトヲ得

第二十条ノ五の次に次の五条を加える。

第二十条ノ六 中央鳥獣審議会ハ委員二十五人以内ヲ

以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係行政庁ノ職員及前条第二項ニ規定スル事項ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨ゲズ

委員ハ之ヲ非常勤トス

第二十条ノ七　都道府県鳥獣審議会ハ委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係行政庁ノ職員及第二十条ノ五第二項ニ規定スル事項ニ関シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ都道府県知事之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨ゲズ

委員ハ之ヲ非常勤トス

第二十条ノ八　中央鳥獣審議会及都道府県鳥獣審議会ニ会長ヲ置キ夫々委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

会長ハ会務ヲ総理ス

第二十条ノ九　前四条ニ規定スルモノノ外中央鳥獣審議会及都道府県鳥獣審議会ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条ノ十　鳥獣保護事業ノ実施ニ関スル事務ヲ補助セシムル為都道府県ニ鳥獣保護員ヲ置クコトヲ得

鳥獣保護員ハ之ヲ非常勤トス

第二十二条第一号中「第一条第一項」を「第一条ノ四第一項」に、「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同条第二号中「第一条第三項」を「第一条ノ四第三項」に改める。

第二十二条ノ二中「第八条ノ二第三項若ハ第四項」を「第八条ノ二第三項若ハ第五項」に改める。

第二十三条第四号中「禁猟区」を「特別保護地区、休猟区」に、「第八条ノ二第三項」を「第八条ノ二第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行後改正後の第一条ノ二の規定により最初にたてる鳥獣保護事業計画の始期は、昭和三十九年四月一日とし、その鳥獣保護事業計画は、昭和三十八年十二月三十一日までにたてなければならない。

第三条　この法律の施行の際現に狩猟鳥獣として定められているものは、改正後の第一条ノ四第二項及び第四項の規定により定められたものとみなす。

第四条　この法律の施行前に農林大臣又は都道府県知事がした改正前の第一条第三項の規定による捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、改正後の第一条ノ四第三項から第五項までの規定により農林大臣又は都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。

第五条　この法律の施行の際現に設定されている鳥獣保護区は、改正後の第八条ノ二第一項の規定により設定された鳥獣保護区とみなし、当該鳥獣保護区の区域は、改正後の第八条ノ二第三項並びに同条第四項において準用する改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定により指定された特別保護地区とみなす。

第六条　この法律の施行の際現に設けられている禁猟区は、改正後の第八条ノ二第一項の規定により設定された鳥獣保護区とみなす。

2　前項の鳥獣保護区については、改正後の第八条ノ二第二項の規定は、同項の規定の適用につき、次項の規定による異議の申出がなかつたときは第四項の期間の末日まで、次項の規定による異議の申出があつたときは第五項前段の決定があるまでは、適用しない。

3　農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行後三十日以内に、改正後の第八条ノ二第二項の規定の適用につき異議のある利害関係人は農林大臣又は都道府県知事に異議を申し出ることができる旨の公告をしなければならない。

4　前項の規定により異議を申し出ることができる期間は、同項の公告があつた日の翌日から起算して六十日とする。

5　農林大臣又は都道府県知事は、第三項の規定による異議の申出があつたときは、その申出があつた日から六十日以内にこれについて決定をしなければならない。この場合において、異議を正当と認める旨の決定をするときは、同時に当該鳥獣保護区の設定を取り消さなければならない。

6　改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定は、前項前段の決定をする場合に準用する。

第七条　この法律の施行の際現に設定されている猟区は、改正後の第十四条第一項の規定により設定された猟区とみなし、当該猟区に係る入猟規程は、次項の規定による当該猟区に係る猟区管理規程の認可又は第三項の規定による当該猟区の設定の認可の取消しがあるまでは、改正後の第十四条第一項の猟区管理規程とみなす。

2　前項の猟区の設定者は、改正後の第十四条第二項の規定に基づく政令で定めるところにより猟区管理規程を定め、昭和三十八年十二月三十一日までに農林大臣に認可の申請をしなければならない。

3　農林大臣は、第一項の猟区の設定者が前項の日までに同項の申請をしなかつたとき、又は同項の申請に対し不認可の処分をしたときは、当該猟区の設定の認可を取り消さなければならない。

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林省設置法の一部改正）

第九条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項の表中「鳥獣審議会　狩猟法（大正七年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。」を「中央鳥獣審議会　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を行なうこと。」に改め、同条第二項中「鳥獣審議会」を「中央鳥獣審議会」に、「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改める。

（火薬類取締法の一部改正）

第十条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改める。

第二十二条中「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に、「狩猟免状」を「狩猟免許」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第十一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表道府県の項中「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に、「下付」を「交付」に改める。

（銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正）

第十二条　銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「狩猟法」を「鳥獣保護及狩

猟ニ関スル法律」に改める。

（内閣総理・農林・通商産業・自治大臣署名）

◆

法律第二十四号（昭三八・三・二三）

◎産業投資特別会計法の一部を改正する法律

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの」を「一般会計からの歳入への」に改める。

第三条中「資金への繰入金」を「資金及び歳入への繰入金」に改め、「並びに附則第十三項、第十四項及び第十六項の規定による一般会計からの繰入金」を削る。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条中「資金からの受入金」の下に「、一般会計からの繰入金（資金への繰入金を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

附　則

この法律は公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和三十七年度の予算から、その他の改正規定は昭和三十八年度の予算から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十五号（昭三八・三・二五）

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一九五人」を「一、二〇五人」に、「五一二人」を「五二二人」に、「七〇〇人」を「七一〇人」に改める。

第二条中「二万四百六十一人」を「二万六百七十三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十六号（昭三八・三・二五）

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　住居を移転するために必要な住宅の賃借に際し必要な資金（以下「転宅資金」という。）

第三条第三項中「当該大学」を「当該学校」に改める。

第四条第一号中「十万円」を「二十万円」に改め、同条中第八号を第九号とし、同条第七号中「千円」を「千五百円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　転宅資金の貸付けは、一回につき一万二千円以内

第五条第一項中「事業継続資金」の下に「及び転宅資金」を加え、同条第二項中「修学資金」の下に「及び厚生大臣が定める修業資金」を加え、同条第三項中「及び住宅資金」を「、住宅資金及び転宅資金」に、「大学に就学した場合」を「大学若しくは高等専門学校に就学した場合」に、「最終の大学」を「当該学校」に改める。

第十条の二第一項第二号中「貸付」を「貸付け」に、「又は実地修練を受けているとき」を「実地修練を受け、又は修業資金の貸付けにより知識、技能を習得しているとき」に改める。

第十二条第三項中「三分の一」を「二分の一」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第二十七号（昭三八・三・二五）

◎オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律

（寄附金付き製造たばこの販売）

第一条　日本専売公社（以下「公社」という。）は、この法律の施行の日から昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会（以下「大会」という。）の終了の日の属する月の末日までの間において、財団法人東京オリンピック資金財団（以下「資金財団」という。）が調達する大会の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上に必要な資金に充てることを寄附目的とする寄附金に相当する金額をその購入に際しその小売定価にあわせて支払うことを要する製造たばこを販売することができる。

（寄附金付き製造たばこの名称、種類及び最高価格、寄附金の額等）

第二条　公社が前条の規定により販売する製造たばこの名称は、オリンピアスとし、その種類、標準規格及び最高価格は、次に定めるところによる。

一　種類は、両切り紙巻たばことする。

二　標準規格は、長さが七十ミリメートル、内周が二十六ミリメートルであつて、原料となる葉たばこの総量目の百分の八十以上に相当する量目のオリエント葉たばこを用いた上級品とする。

三　最高価格は、十本当たり五十円とする。

2　オリンピアスに係る前条の寄附金（以下「寄附金」という。）の額は、十本当たり十円とする。

3　公社は、オリンピアスの包装に寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（資金財団に対する寄附）

第三条　公社又はたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第二十九条第一項に規定する製造たばこの小売人（以下「小売人」という。）からオリンピアスを購入した者がその購入のため支払つた金額のうち当該寄附金に相当する金額は、その者においてその購入の時に資金財団に寄附したものとする。

（寄附金の処理等）

第四条　小売人は、オリンピアスを販売したときは、すみやかにその寄附金を公社に送付するものとする。

2　公社は、オリンピアスを販売したときはその寄附金を、前項の規定による送付を受けたときは当該送付に係る寄附金を、それぞれ、すみやかに資金財団に送付するものとする。

3　資金財団は、前項の規定による送付を受けたときは、公社又は小売人に対し、これらの者が当該送付に係る寄附金につきオリンピアスの販売及び当該寄附金の送付のため特に要する費用として公社とあらかじめ協議して定めた金額を支払わなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十八号（昭三八・三・二七）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。以下同じ。）で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるものが支払を受ける条約第九条第一項ただし書の規定に該当する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある条約第四条に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものを除く。）に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第三条(b)に規定するオーストリアの居住者であるもの（以下「オーストリアの居住者」という。）が支払を受ける条約第十条第一項に規定する利子、条約第十一条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する収益で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、これらの所得に対し所得税を課さず、又はこれらの所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するオーストリアの居住者が条約第九条第一項に規定する配当でこれらの法律の施行地にその源泉があるもの（その者のこれらの法律の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の二十（第二条に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する者が前条に規定する利子、使用料又は収益（以下「利子等」という。）に係る所得を有

する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等の合計金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4　第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条に規定する利子、使用料若しくは収益について、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは収益でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項又は第二項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号（昭三八・三・二七）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人（条約第二十二条第一項の規定により条約が適用されている地域に係る条約第二条第一項(f)又は(e)に規定する連合王国の居住者又は連合王国の法人に相当するものを含む。）であるもの（以下「連合王国の居住者等」という。）が支払を受ける条約第六条第一項(b)本文に規定する配当（その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(i)に規定する恒久的施設（以下「恒久的施設」という。）に帰せられるものその他条約第六条第一項(b)の規定の適用を受けないものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第六条第一項(b)ただし書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十）に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第三条　連合王国の居住者等が支払を受ける条約第七条第一項に規定する利子（所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するものを除く。）、条約第八条第一項に規定する使用料又は同条第三項に規定する金額で同法の施行地にその源泉があるもの（その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項並びに第八条第一項及び第三項の規定の適用を受けないものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2　前項の規定は、同項に規定する所得に対し所得税を課さず、又は当該所得に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第四条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連合王国の居住者等が第二条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五（同項ただし書に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する者が前条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額（以下「利子等」という。）又は条約第七条第一項に規定する利子で所得税法第一条第三項第一号に掲げる所得に該当するもの（その者の同法又は法人税法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものその他条約第七条第一項の規定の適用を受けないものを除く。以下「源泉徴収を受けない利子」という。）に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子等及び源泉徴収を受けない利子の合計金額の百分の十に相当する金額を

こえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3　連合王国の居住者等（第一項に規定する者を除く。）が源泉徴収を受けない利子に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該利子の金額の百分の十に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

4　第一項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

5　第二項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がなく、かつ、第一項に規定する配当に係る所得を有する場合には当該配当に係る所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、これらの所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

6　第四項の規定は、第三項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額の計算について準用する。

（実施規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条及び第三条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは金額について、第二条及び第三条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当又は利子、使用料若しくは金額でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第四条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項から第三項までに規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十号（昭三八・三・二七）

◎所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約（以下「条約」という。）を実施するため、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例）

第二条　所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）で条約第二条第一項(h)に規定するニュー・ジーランドの居住者であるもの（以下「ニュー・ジーランドの居住者」という。）が支払を受ける条約第六条第一項に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの（その者が同法の施行地にあるその者の条約第二条第一項(m)に規定する恒久的施設を通じて行なう事業に関連して生ずるものを除く。）に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

（配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条　所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有するニュー・ジーランドの居住者が前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

（実施規定）

第四条　前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2　第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

3　第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年

の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十一号（昭三八・三・二七）

◎商法中改正法律施行法の一部を改正する法律

商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及名古屋市」を「、名古屋市及北九州市」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭三八・三・二八）

◎電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律

電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に改める。

第六条第三項第一号中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三八・三・二九）

◎炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三条―第六条）」を「（第三条―第七条）」に、「第三章　雇用促進事業団の援護業務（第七条―第三十九条）」を

「第二章の二　石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置
　第一節　炭鉱離職者求職手帳（第八条―第十二条）
　第二節　就職指導（第十三条―第十五条）
　第三節　就職促進手当（第十六条―第二十二条）
第三章　雇用促進事業団の援護業務（第二十三条―第三十六条）」

に、「（第四十条―第四十四条）」を「（第三十七条―第四十五条）」に、「（第四十五条―第四十七条）」を「（第四十六条・第四十七条）」に改める。

第二条第一項中「石炭の掘採」を「石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の掘採」に、「作業」を「業務」に改める。

第三章中第七条から第二十二条までを削り、第二章中第六条の次に次の一条を加える。

（鉱業権者の就職援助措置）

第七条　鉱業権者は、石炭鉱業合理化事業団による石炭を目的とする採掘権若しくは石炭鉱業に使用する施設の買収、石炭鉱山における鉱業の廃止又は石炭坑の近代化その他石炭鉱業の合理化（以下単に「石炭鉱業の合理化」という。）に伴い離職を余儀なくされる炭鉱労働者の離職後における雇用の促進を図るため、公共職業安定所及び雇用促進事業団と協力して、求人の開拓その他就職の援助に関して必要な措置を講じなければならない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置

第一節　炭鉱離職者求職手帳

（炭鉱離職者求職手帳の発給）

第八条　公共職業安定所長は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者であつて次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、炭鉱離職者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　昭和三十七年三月三十一日において炭鉱労働者であり、かつ、昭和三十六年四月一日以降において当該離職の日まで一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

二　労働の意思及び能力を有すること。

三　当該離職後新たに安定した職業についたことのないこと。

四　当該申請前に手帳の発給を受けたことのないこと。

2　前項の申請は、当該離職の日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならない。ただし、天災その他申請しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3　前項ただし書の場合における申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して三月以内に行なわなければならない。

第九条　公共職業安定所長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する炭鉱離職者に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一　前条第一項（第三号を除く。）の規定に該当する者であつて、当該離職後同条第二項又は第三項に規定する期間内に新たに安定した職業についた後

一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職したもの

二　前条第一項の規定により手帳の発給を受けた後において、新たに安定した職業についたことによりその手帳が第十一条第二項の規定により効力を失つた者であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　当該職業についた後一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職したこと。

ロ　イに規定する離職が前条第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であること。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の申請に準用する。

(手帳の譲渡等の禁止)

第十条　手帳の発給を受けた者は、手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(手帳の失効)

第十一条　手帳は、当該手帳の発給を受けた者に係る第八条第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失う。

2　手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

一　労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二　新たに安定した職業についたとき。

三　手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

四　第十四条の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。

五　第二十条第一項各号のいずれかに再度該当したとき。

六　偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3　前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(省令への委任)

第十二条　この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第二節　就職指導

(就職指導の実施)

第十三条　公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働大臣が定める基準に従い、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2　公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対して、公共職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

第十四条　手帳の発給を受けた者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、前条第一項の規定による就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができない場合において、労働省令で定めるところによりその理由を記載した証明書を公共職業安定所長に提出したときは、この限りでない。

一　疾病又は負傷

二　公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三　前条第二項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練の受講

四　天災その他やむを得ない理由

五　その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)

第十五条　労働大臣は、就職指導を行なわせるため、公共職業安定所に就職促進指導官を置くことができる。

2　前項に定めるもののほか、就職促進指導官に関して必要な事項は、労働大臣が定める。

第三節　就職促進手当

(就職促進手当の支給)

第十六条　国は、手帳の発給を受けた者に対して、その生活の安定を図り、求職活動を容易にさせるため、就職促進手当（以下この節において「手当」という。）を支給する。

2　手当は、手帳の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日から手帳がその効力を失うまでの間、当該手帳の発給を受けた者が第十四条の規定により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭した場合に、当該出頭日の直前の出頭すべき日の翌日（当該出頭日が最初の出頭すべき日であるときは、手帳の発給の申請の日から起算して八日目に当たる日）から当該出頭日までの期間につき、支給する。

3　第十四条ただし書の規定に該当するときは、前項の規定の適用については、当該出頭すべき日に同条の規定により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭したものとみなす。

(手当の日額)

第十七条　手当の日額は、手帳の発給を受けた者に係る第八条第一項第一号の離職の日前の賃金日額に応じて定めるものとし、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が四百五十円以上である者については、四百五十円、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が四百五十円に満たない者については、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準として労働大臣が定める日額表におけるその者の賃金日額が属する賃金等級に応じて定められた金額とする。

2　前項の賃金日額は、手帳の発給を受けた者が第八条第一項第一号の離職の日の属する月前十二月（月の末日において離職したときは、その月及びその前十一月）において賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上である各月（その月数が六をこえるときは、最後の六月）に支払を受けた賃金の総額を、三十にその月数を乗じて得た数で除して得た額とする。

3　前項の賃金日額については、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第十七条の二第二項の規定を準用する。

4　前二項の規定によつて賃金日額を算定することが困難であるとき、又は前二項の規定によつて算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定する額を賃金日額とする。

(調整)

第十八条　手帳の発給を受けた者が失業保険法の規定による失業保険金の受給資格者である場合には、その者が当該資格に基づく所定給付日数（同法第二十条第一項、第二十条の二第一項から第三項まで若しくは第二十条の三第一項の規定により又は同法第二十条の四第一項の規定による措置に基づき失業保険金の支給を受けることができる日数をいう。以下この項において同じ。）分の失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第二十条の五第一項又は第二十三条第一項の規定による給付の制限を受けたため失業保険金の支給を受けることができなくなつた場合においては、失業保険金の支給を受けることができなくなつた日の前日における失業保険金の支給残日数（当該失業保険金の受給資格に基づく所定給付日数からすでに失業保険金の支給を

受けた日数（その日数が、失業保険金が支給されないこととなつた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数をこえるときは、その日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。）が経過するまでの間も、同様とする。

2　手帳の発給を受けた者が失業保険法第三十八条の六の規定に該当する場合には、その者が同法第三十八条の九の規定による失業保険金の支給を受け終わるか、又は受けることができなくなるまでの間は、手当を支給しない。その者が同法第三十八条の十第二項の規定による給付の制限を受けたため失業保険金の支給を受けることができなくなつた場合においては、同条同項に規定する期間が経過するまでの間も、同様とする。

3　第一項前段及び前項前段の場合において、当該失業保険金の日額が前条の規定による手当の日額に満たないときは、第一項前段及び前項前段の規定にかかわらず、当該手当の日額から当該失業保険金の日額を控除した残りの額を、その者に支給する。

4　手帳の発給を受けた者が職業訓練を受ける場合において、その者が第二十三条第一項第二号に規定する職業訓練手当の支給を受けることとなつたときは、当該職業訓練を受ける間は、手当を支給しない。ただし、職業訓練手当の日額が前条の規定による手当の日額に満たないときは、当該手当の日額から当該職業訓練手当の日額を控除した残りの額を、その者に支給する。

5　手帳の発給を受けた者が第一項前段又は第二項前段及び前項本文の規定に該当する場合には、第三項及び前項ただし書の規定にかかわらず、失業保険金の日額と職業訓練手当の日額との合計額が前条の規定による手当の日額に満たない場合において、当該手当の日額から当該失業保険金の日額と当該職業訓練手当の日額との合計額を控除した残りの額を、その者に支給する。

6　手当の支給を受けることができる者が自己の労働によつて収入を得た場合において、その収入の一日分に相当する額から十円を控除した残りの額とその者に支給される手当の日額との合計額が前条第一項の賃金日額の百分の八十に相当する額をこえないときは、手当の日額の全額を支給し、その合計額が当該賃金日額の百分の八十に相当する額をこえるときは、その超過額を手当の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が手当の日額をこえるときは、手当を支給しない。

（手当の支払）

第十九条　手当は、公共職業安定所において、二週間に一回、支払うものとする。ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、手当の支払について別段の定めをすることができる。

（支給の制限）

第二十条　手当の支給を受けることができる者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実のあつた日から起算して一月間は、手当を支給しない。

一　公共職業安定所の紹介する職業につくことを拒んだとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除く。

イ　紹介された職業がその者の能力からみて不適当であるとき。

ロ　就職するために現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であるとき。

ハ　就職先の賃金が同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金に比べて不当に低いとき。

ニ　その他正当な理由があるとき。

二　第十三条第二項の規定による公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。

2　手当の支給を受けることができる者が、疾病又は負傷により就職指導を受けるために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十四日をこえるときは、当該十四日をこえる期間は、手当を支給しない。

3　前二項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を本人に通知するものとする。

（返還）

第二十一条　偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者がある場合には、労働大臣は、その支給を受けた者に対して、支給した手当の全部又は一部を返還すべきことを命ずることができ、また、その手当の支給がその者を雇用していた事業主の虚偽の報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して手当の全部又は一部を返還すべきことを命ずることができる。

2　失業保険法第三十五条の規定は、前項の規定により返還を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

（省令への委任）

第二十二条　この節に定めるもののほか、手当の支給の手続その他手当に関して必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三条第一項第二号及び第二十五条第二項第二号中「手当」を「職業訓練手当その他の手当」に改める。

第三十七条から第三十九条までを削る。

第四章中第四十条の見出しを「（報告）」に改め、同条中「公共職業安定所長」を「労働大臣」に、「雇用の状況」を「雇入れ又は離職の状況又は見通しその他必要な事項」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十八条　公共職業安定所長は、手帳の発給を申請した者を雇用していた事業主に対して、手帳の発給又は就職促進手当の支給に関して必要な事項について、報告を求めることができる。

（証明書の交付）

第三十九条　手帳の発給を申請する者が、その者を雇用していた事業主に対して、手帳の発給又は就職促進手当の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求したときは、当該事業主は、その請求に係る証明書を交付しなければならない。

（届出）

第四十条　手帳の発給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対して、労働省令で定める事項を届け出なければならない。

一　氏名又は住所若しくは居所に変更が生じたとき。

二　就職促進手当の支給を受ける場合において、自己の労働によつて収入を得たとき。

三　その他労働省令で定めるとき。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

（不服申立て）

第四十二条　手帳の発給若しくは失効に関する処分又は就職促進手当の支給若しくは返還に関する処分に不服がある者は、失業保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3　第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二

章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（不服理由の制限）

第四十三条　手帳の発給又は失効に関する処分が確定したときは、これらの処分についての不服を当該処分に基づく就職促進手当の支給に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十三条の二　第四十二条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四十四条の見出しを「（譲渡等の禁止）」に改め、同条中「移住資金又は」を「就職促進手当の支給を受ける権利又は移住資金若しくは」に改め、「譲り渡し」の下に「、担保に供し」を加える。

第四十五条を削り、第四章中第四十四条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四十五条　この法律に規定する労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第三十九条の規定に違反して証明書の交付を拒んだ者

附則第十六条中「施行の日から五年以内」を「昭和四十三年三月三十一日まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、この法律の施行の日から五年を経過した後は、その時までに第八条第一項又は第九条第一項の規定に該当した者及びその後該当するに至る者に関して、かつ、これらの者がそれぞれ発給を受けた手帳がその効力を有する間（手帳が効力を失う前又は効力を失うと同時に開始されたこれらの者に係る事業団の援護業務については、その援護業務が終了するまでの間）においてのみ、その効力を有するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　昭和三十七年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに離職した炭鉱離職者であつて改正後の第八条第一項又は第九条第一項第一号の規定に該当するものについては、第八条第二項本文（第九条第二項の規定において準用する場合を含む。）に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

4　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、炭鉱離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第二十二条の表中「二三、七二二人」を「二三、九一一人」に、「二三、九三九人」を「二四、一二八人」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

5　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　失業保険審査官は、前項に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第四十二条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

第七条第二項に後段として次のように加える。

炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項の規定による審査請求も、同様とする。

第二十五条に次の一項を加える。

2　審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項の規定による再審査請求の事件を取り扱う。

（内閣総理・法務・労働大臣署名）

法律第三十四号（昭三八・三・二九）

◎雇用促進事業団法の一部を改正する法律

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（金属鉱業等離職者に関する業務の特例）

第三十五条　事業団は、第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては金属鉱業等離職者（離職した金属鉱業等労働者（銅鉱、鉛鉱その他の政令で定める鉱物の掘採及びこれに附属する選鉱、製錬その他の業務に従事する労働者をいう。）であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の再就職の促進に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一　公共職業安定所の紹介により金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

二　公共職業安定所の紹介により金属鉱業等離職者を雇い入れる事業主又はその団体に対して労働者住宅確保奨励金を支給すること。

三　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付することができる。

3　第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、第一項に規定する事務については、適用しない。

4　第一項に規定する業務は、第四十条第三号の規定の適用については、第十九条に規定する業務とみなす。

5　第二十条及び第三十七条第一項（第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

第三十六条　前条の規定は、雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第三十四号）の施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、当該期間が経過する前に開始された同条第一項に規定する業務については、当該業務が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（印紙税法の一部改正）

2　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ五を次のように改める。

六ノ十一ノ五　雇用促進事業団ノ発スル証書、帳簿

（経過措置）

3　この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵・労働・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭三八・三・三〇）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

（衆法）

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「俸給月額に、」を「俸給月額に相当する金額を、」に、「政務次官の俸給月額に相当する金額」を「十八万円」に改める。

（国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正）

第二条　国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項本文中「三万円」を「四万五千円」に改める。

（国会法の一部改正）

第三条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条中「一人の秘書」を「二人の秘書」に改める。

（国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（給料）

第一条　各国会議員の秘書は、給料として、その一人は月額三万五千九百円、他の一人は月額一万八千百三十円を受ける。

第二条の次に次の一条を加える。

（閉会中雑費）

第二条の二　国会議員の秘書は、国会閉会中に限り、月額六千七百五十円の閉会中雑費を受ける。ただし、月の中途において国会が閉会又は開会（参議院の緊急集会の場合を含む。）された場合における閉会中雑費は、国会閉会中の日数を基礎として日割によつて計算する。

2　国会議員の秘書が月の中途において採用され、退職し、又は死亡した場合における閉会中雑費は、その者が国会閉会中在職した日数を基礎として日割によつて計算する。

第五条の二第二項にただし書として次のように加える。

ただし、前項の規定により受けた期末手当の額が同条の規定による期末手当の額以上である場合には、同条の規定による期末手当は支給しない。

第五条の二第三項中「前項」を「前項本文」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第三十六号（昭三八・三・三〇）

◎東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法

（外貨地方債証券についての政府の保証）

第一条　政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、東京港港湾区域における土地の造成及びこれに付帯する道路、水道その他の施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

2　政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができる。

（外貨地方債証券の利子等の非課税）

第二条　前条の規定により発行される地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2　所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する地方債証券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十七号（昭三八・三・三〇）

◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「九百八十三億円」を「千百八十三億円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭三八・三・三〇）

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「二倍」を「三倍」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三八・三・三〇）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、「、農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第四条第一項中「千二億七百万円」を「千二百二十二億七百万円」に改める。

第十八条第一項第一号の二中「植栽」の下に「又は育成」を、「資金」の下に「（果樹の育成に必要な資金については、別表第二の第二号に掲げる資金のうち果樹の育成に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第一号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

一の四　果樹以外の永年性植物であつて主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽に必要な資金（別表第二の第四号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。）

一の五　家畜の購入に必要な資金（別表第二の第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの及び同表の第四号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。）

第十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）の取得（その取得にあたつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。別表第二において「農業経営の改善のためにする農地等の取得」という。）に必要な資金

第十八条第一項第四号の二中「又は改善」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の三　林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条第二項中「前項各号に掲げる資金」を「前項第一号、第一号の三、第二号から第四号の二まで及び第五号から第八号までに掲げる資金（同項第一号の三、第五号の二、第七号及び第八号に掲げる資金については、別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金を除く。）」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　農業若しくは沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、又は農業経営の規模の拡大、農業生産の選択的拡大若しくは林業経営の改善を促進するために必要なものとして別表第二の貸付金の種類の欄に掲げる資金については、その貸付けの利率はそれぞれ同表に掲げる利率によるものとし、その償還期限及び据置期間はそれぞれ同表に掲げる償還期限及び据置期間の範囲内で公庫が定めるところによるものとする。

第十八条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

附則第二十二項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

別表の第一号中「第十八条第一項各号に掲げる資金」を「第十八条第二項に規定する資金」に改め、同号の四の二中「又は改善」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に別表第二として次のように加える。

別表第二

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一　農業経営の改善のためにする農地等の取得に必要な資金	年四分五厘（主務大臣の指定するものについては、年四分）	二十二年	三年
二　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第五条第一項に規定する資金に該当する資金であつて果樹の植栽又は育成に必要なもの	年六分（据置期間中は、年五分五厘）	十五年	十年
三　合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの	年六分（据置期間中は、年五分五厘）	十二年	三年
四　農業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて次に掲げるもののうち主務大臣の指定する	年三分五厘（当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれ	十七年（果樹の植栽に必要なものについては、十五	三年（果樹の植栽に必要なものについては、十年）

もの ㈠　果樹又は指定永年性植物の植栽に必要な資金 ㈡　家畜の購入に必要な資金 ㈢　第十八条第一項第八号に掲げる資金	るものである場合における当該資金については、年六分五厘）	年）	
五　林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。㈠において同じ。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの			
㈠　森林の取得に係るもの	年四分五厘（主務大臣の指定するものについては、年四分）	二十五年	—
㈡　森林の保育その他の育林に係るもの	年五分	二十年	—
六　沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	年三分五厘（当該資金に係る事業が国からの補助金の交付を受けて行なわれるものである場合における当該資金については、年七分五厘以内で政令で定める利率）	十五年	二年
七　沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの			
㈠　漁船の改造、建造又は取得に係るもの	年五分五厘	六年	二年
㈡　生産行程の協業化に係るもの	年六分五厘	十年	二年

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

3　自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自作農維持資金融通法

第一条中「、農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「農地又は採草放牧地について」を「農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。）について」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とする。

4　果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭三八・三・三〇）

◎石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱山保安臨時措置法（昭和三十六年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「金額」の下に「（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）を加えて得た金額）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第十六条第一項の規定は、同項に規定する鉱山労働者であつて、その解雇の日が昭和三十七年四月一日以後であるものについて適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭三八・三・三〇）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の七第一項中「金額」の下に「（政令で定める場合にあつては、雇用期間を基準として通商産業省令で定める金額（政令で定める金額の範囲内のものに限る。）を加えて得た金額）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三十五条の七第一項の規定は、同項に規定する鉱山労働者であつて、その解雇の日が昭和三十七年四月一日以後であるものについて適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭三八・三・三〇）

◎産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に規定する地域に存するぼた山の取得並びにその管理及び処理を行なうこと。（同号に規定する土地の造成に関して行なう場合及び鉱害の復旧工事の用に供するぼたを供給するために行なう場合に限る。）

第二十条第一項及び第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭三八・三・三〇）

◎皇室経済法施行法の一部を改正する法律

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五千八百万円」を「六千万円」に改める。

第八条中「四百二十万円」を「四百七十万円」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四十四号（昭三八・三・三〇）

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中国民生活向上対策審議会の項の次に次のように加える。

国民経済計算審議会	経済企画庁長官の諮問に応じ、国民所得勘定の構成の改善その他国民経済計算の改善に関する重要事項を調査審議すること。

第十五条中「五百六十四人」を「五百七十八人」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3　第十四条第一項の表に掲げる附属機関のうち、国民経済計算審議会は、昭和四十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　経済企画庁の定員は、改正後の経済企画庁設置法第十五条の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、五百七十九人とする。

（内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭三八・三・三〇）

◎科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　宇宙の利用を推進すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

第七条の二に次の二号を加える。

五　宇宙の利用の推進に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

六　国立防災科学技術センターに関すること。

第八条第二号及び第十四条第三項中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改める。

第十六条中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に、「放射線医学総合研究所」を「放射線医学総合研究所 国立防災科学技術センター」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「航空技術研究所」を「航空宇宙技術研究所」に改め、同条第一項及び第二項中「航空技術」の下に「及び宇宙科学技術」を加える。

第二十一条中「千五百七十一人」を「千七百五人」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（地方支分部局）

第二十二条　科学技術庁に、地方支分部局として、水戸原子力事務所を置く。

（水戸原子力事務所）

第二十三条　水戸原子力事務所は、原子炉に関する規制に関する事務その他の原子力局の所掌事務の一部を分掌し、その管轄区域は、茨城県とする。

2　水戸原子力事務所は、水戸市に置く。

3　水戸原子力事務所の内部組織は、総理府令で定める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（国立防災科学技術センター）

第二十条　国立防災科学技術センターは、防災科学技術（天災地変その他自然現象により生じる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一　試験研究のため必要な施設及び設備であつて、関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため、適当でないと認められるものを設置して、これを関係行政機関の共用に供すること。

二　関係行政機関の要請に応じ、職員を派遣してその行政機関の研究及び試験に協力すること。

三　多数部門の協力を要する総合的な研究及び試験並びに各種研究に共通する基礎的な研究及び試験を行なうこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

四　委託に応じ、前号に掲げる研究及び試験を行なうこと。

五　第三号に掲げる研究及び試験を効率的かつ計画的に推進するための基礎的な調査を行なうこと。

六　内外の資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七　委託に応じ、研究者及び技術者の養成訓練を行なうこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

2　国立防災科学技術センターの施設及び設備は、防災科学技術の向上を図るため特に必要があると認め

られるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3　国立防災科学技術センターは、東京都に置く。

4　国立防災科学技術センターの内部組織は、総理府令で定める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第二十条を第二十一条とし、同条の次に二条を加える改正規定のうち、水戸原子力事務所に関する部分の規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第四十六号（昭三八・三・三〇）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二項を次のように改め、第三項を削る。

2　大臣官房に国際資料部を、アジア局に賠償部を、欧亜局に中近東アフリカ部を置く。

第七条中第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に次の三号を加える。

十九　調査事務の総合的管理に関すること。

二十　外国に関する調査（他局の所掌に属するものを除く。）を行なうこと。

二十一　国際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に関すること。

第七条に次の一項を加える。

2　国際資料部においては、前項第十二号、第十四号及び第十九号から第二十一号までの事務をつかさどる。

第三十条の表中「七八人」を「八〇人」に、「二、三七〇人」を「二、四三四人」に、「二、四四八人」を「二、五一四人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭三八・三・三〇）

◎通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律

第一条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の二を削り、第二十四号の三を第二十四号の二とする。

第七条第一項第五号中「（輸出保険特別会計、特定物資納付金処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及びアルコール専売事業特別会計に関することを除く。）」を削り、同項第六号中「（輸出保険特別会計、特定物資納付金処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二　国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第八条第一項中第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四　条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること。（防衛施設庁の所掌に係ることを除く。）

十五　通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

第八条第二項中「第十三号の二」を「第十四号」に改め、同条第三項中「及び第十号の二」を「、第十号の二及び第十五号」に改める。

第九条中第十二号から第十五号までを削り、第十一号の二、第十一号の三及び第十一号の四をそれぞれ第十二号、第十三号及び第十四号とし、同条に次の二号を加える。

十五　通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に関すること。

十六　ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に関すること。（前号に掲げるもの及び他の内部部局の所掌に係ることを除く。）

第十八条の次に次の二条を加える。

（臨時石炭対策本部）

第十八条の二　本省に附属機関として、臨時石炭対策本部を置く。

第十八条の三　臨時石炭対策本部は、九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に関する対策の迅速かつ適確な実施を推進する機関とする。

2　臨時石炭対策本部は、福岡市に置く。

3　臨時石炭対策本部の内部組織は、通商産業省令で定める。

第十九条中「前条」を「前四条」に改める。

第二十五条第一項の表中「

化学工業生産技術審議会	化学工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

」を「

軽工業生産技術審議会	化学工業、雑貨工業及び土木建築材料工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

」に、「

産炭地

域振興審議会	石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。

」を

「

炭産地域振興審議会	産炭地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。
石炭対策連絡協議会	石炭問題に関する対策の迅速かつ適確な実施に関し関係機関と連絡を要する事項につき審議すること。

」に改める。

第三十二条第二項を第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
札幌鉱山保安監督局	札幌市	北海道
福岡鉱山保安監督局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

第三十三条に次の一項を加える。

3 第二十八条第四項の規定により通商産業大臣が管轄通商産業局を指定した鉱業については、当該通商産業局と管轄区域が同一である鉱山保安監督局又は鉱山保安監督部の管轄とする。

第三十五条を次のように改める。

（鉱山保安監督署等）

第三十五条 通商産業大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に鉱山保安監督署を、部務の一部を分掌させるため、所要の地に支部を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第五十条第一項の表中「一一、五三二人」を「一一、五七六人」に、「一、一六四人」を「一、二〇五人」に、「一五二人」を「一六三人」に、「一二、八四八人」を「一二、九四四人」に改める。

附則第四項中「、昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日まで、石炭対策連絡協議会は昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 臨時石炭対策本部は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（次長）

第二条の二 中小企業庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第四条第一項中「振興部」を「計画部」に改め、同条第二項中「事務を掌る」を「事務、前条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項から第四項までに規定する事務並びに同条第一項第八号に規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさど

る」に改め、同条中第三項及び第四項を次のように改める。

3 計画部においては、前条第一項第四号から第五号の三まで及び第七号の三並びに同条第五項から第八項までに規定する事務、同条第一項第二号に規定する事務のうち団体協約に関すること、同項第二号の二に規定する事務のうち安定事業及び合理化事業に関すること並びに同項第八号に規定する事務のうち金融制度及び税制に関することをつかさどる。

4 指導部においては、前条第一項第二号の三、第六号から第七号の二まで、第七号の四及び第九号並びに同条第九項に規定する事務並びに同条第一項第二号及び第二号の二に規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外のものをつかさどる。

附　則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中第五十条第一項の改正規定中中小企業庁に係る部分及び第二条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

2 通商産業省本省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、一万千五百八十一人とする。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十八号（昭三八・三・三〇）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表中「二三、九一一人」を「二四、一四〇人」に、「二四、一二八人」を「二四、三五七人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（労働・内閣総理大臣署名）

◆

法律第四十九号（昭三八・三・三〇）

◎地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	一 警察費	警察職員数
	二 土木費	
	1 道路費	道路の面積 道路の延長
	2 橋りよう費	橋りようの面積 木橋の延長
	3 河川費	河川の延長
	4 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長
	5 その他の土木費	人口 面積 海岸保全施設の延長
	三 教育費	
	1 小学校費	教職員数 学校数
	2 中学校費	教職員数 学校数
	3 高等学校費	教職員数 生徒数
	4 その他の教育費	人口 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数
	四 厚生労働費	
	1 生活保護費	町村部人口
	2 社会福祉費	人口
	3 衛生費	人口
	4 労働費	工場事業場労働者数 失業者数
	五 産業経済費	
	1 農業行政費	耕地の面積 農家数
	2 林野行政費	林野の面積
	3 水産行政費	水産業者数
	4 商工行政費	商工業の従業者数
	六 その他の行政費	
	1 徴税費	道府県税の税額
	2 恩給費	恩給受給権者数
	3 その他の諸費	人口 面積
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
	八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
市町村	一 消防費	人口
	二 土木費	
	1 道路費	道路の面積 道路の延長
	2 橋りよう費	橋りようの面積 木橋の延長
	3 港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長
	4 都市計画費	都市計画区域における人口 土地区画整理事業の施行地区の面積
	5 その他の土木費	人口
	三 教育費	
	1 小学校費	児童数 学級数 学校数
	2 中学校費	生徒数 学級数 学校数
	3 高等学校費	教職員数 生徒数
	4 その他の教育費	人口
	四 厚生労働費	
	1 生活保護費	市部人口
	2 社会福祉費	人口
	3 衛生費	人口
	4 労働費	失業者数
	五 産業経済費	
	1 農業行政費	農家数
	2 商工行政費	商工業の従業者数
	3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数
	六 その他の行政費	
	1 徴税費	市町村税の税額
	2 戸籍住民登録費	本籍人口 世帯数
	3 その他の諸費	人口 面積
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
	八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
	九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準」に改め、「及び退職一時金」及び「又は退職一時金」を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表に定めるとおりとする。

第十三条第五項の表道府県の項中「21　小学校費｜教職員数｜密度補正、態容補正及び寒冷補正 21　中学校費｜教職員数｜密度補正、態容補正及び寒冷補正」を「21　小学校費｜教職員数｜態容補正及び寒冷補正 21　中学校費｜教職員数｜態容補正及び寒冷補正」に改める。

第十九条第一項中「発見した場合」の下に「（当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度（次項において「交付年度」という。）以降五箇年度内に発見した場合に限る。）」を加え、同条第二項中「錯誤に係る数を普通交付税の算定の基礎に用いた年度（「交付年度」という。以下本項において同じ。）」を「交付年度」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用		
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき	六八一、八〇〇円	〇〇銭
	二　土木費 1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	二七	〇〇
		道路の延長	一メートルにつき	一六九	〇〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四二〇	〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき	一一、一八八	〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	三七	八〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、二〇六	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇	〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	一二六	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、〇四八、二四〇	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六	〇〇
	三　教育費 1　小学校費	教職員数	一人につき	二八二、一〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	七八、九三〇	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき	二八八、二〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	七八、九三〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	四九二、二〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	四、四七八	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	九九	四〇
		盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	九一、五九四	〇〇
	四　厚生労働費 1　生活保護費	町村部人口	一人につき	二八三	〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき	一二三	〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき	二九四	〇〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	二八〇	〇〇
		失業者数	一人につき	三三、六三〇	〇〇
	五　産業経済費 1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	二、三三五	〇〇
		農家数	一戸につき	三、七一九	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき	二、〇七八	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき	一三、二三八	〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	六九六	〇〇
	六　その他の行政費 1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	一一三	〇〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	三九、一〇〇	〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき	四六三	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一五八、〇〇〇	〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき		九五
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		二五
市町村	一　消防費	人口	一人につき	三八六	〇〇
	二　土木費 1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一一	九〇
		道路の延長	一メートルにつき	一二	一〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	三七七	〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき	七八四	〇〇
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、一七九	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇	〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一五九	〇〇
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一	九〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	八〇	三〇
	三　教育費 1　小学校費	児童数	一人につき	一、五四九	〇〇
		学級数	一学級につき	七七、四六一	〇〇
		学校数	一校につき	四三六、八六七	〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき	一、七二二	〇〇
		学級数	一学級につき	八六、一〇五	〇〇
		学校数	一校につき	四三八、七五七	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	四八九、〇〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	四、四一六	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	二二七	〇〇
	四　厚生労働費				

1　生活保護費	市部人口	一人につき	二四七	〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	六八	六〇
3　衛生費	人口	一人につき	三〇三	〇〇
4　労働費	失業者数	一人につき	三三、六三〇	〇〇
五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	二、二七四	〇〇
2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二六三	〇〇
3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、六九五	〇〇
六　その他の行政費				
1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	一二〇	〇〇
2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	四三	六〇
3　その他の諸費	世帯数	一世帯につき	一七五	〇〇
	人口	一人につき	七二三	〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	三三七、〇〇〇	〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき		九五
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		二五
九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき		五七

（地方交付税法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二条　地方交付税法の一部を改正する等の法律（昭和三十七年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年度」の下に「及び昭和三十八年度」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭三八・三・三〇）

◎国立病院特別会計法の一部を改正する法律

国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「積立金から生ずる収入」の下に「、借入金」を、「看護婦養成費」の下に「、借入金の償還金及び利子」を加える。

第七条第二項に次の一号を加える。

五　第八条の二の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

第八条の次に次の一条を加える。

（借入金）

第八条の二　この会計において、国立病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

第十条の見出しを「（国債整理基金特別会計への繰入れ）」に改め、同条中「負担に属する」の下に「借入金の償還金及び利子並びに」を加える。

第十一条の見出し中「一時借入金」を「借入金及び一時借入金」に改め、同条中「第九条」を「第八条の二に規定する借入金及び第九条」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十一号（昭三八・三・三〇）

◎私立学校振興会法の一部を改正する法律

私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　会計（第二十九条―第三十五条）」を「第五章　財務及び会計（第二十九条―第三十五条）」に、「第七章　罰則（第四十条―第四十二条）」を「第七章　雑則（第三十九条の二）第八章　罰則（第四十条―第四十二条）」に改める。

「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。

第六条第一項第八号中「会計」を「財務及び会計」に改める。

第十八条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　予算並びに第三十四条第一項の規定による長期借入金の借入れ及び私学振興債券の発行

「第五章　会計」を「第五章　財務及び会計」に改める。

第五章中第三十五条を削り、第三十四条を第三十五

条とし、第三十三条の次に次の二条を加える。

（借入金及び私学振興債券）

第三十四条　振興会は、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、振興会の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　振興会は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十四条の二　振興会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

第七章第四十一条第五号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　雑則

（大蔵大臣との協議）

第三十九条の二　文部大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第五条第四項、第二十二条第二項、第二十四条第一項、第二十七条、第二十八条第一項、第三十条、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十四条の二の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

附則第六項中「因つて」を「よつて」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の私立学校振興会法第三十九条の二第二号の規定は、施行日の属する事業年度の財務諸表に係る承認から適用する。

（大蔵・文部・内閣総理大臣署名）

法律第五十二号（昭三八・三・三〇）

◎日本学校給食会法の一部を改正する法律

日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十三条）」を「（第三十二条の二・第三十三条）」に改める。

第二十条第一項中「経費」の下に「（以下「供給に要する経費」という。）」を加える。

第二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の学校給食用物資の供給に要する経費について第三十二条の規定による補助を受けた場合における当該学校給食用物資に係る前項の原価については、当該補助額に相当する額を当該学校給食用物資の供給に要する経費の額から控除して算定するものとする。

第三十条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第三十二条中「経費」の下に「及び政令で定める義務教育諸学校の学校給食用物資の供給に要する経費」を加える。

第七章中第三十三条の前に次の一条を加える。

（学校給食用物資の用途外使用の禁止）

第三十二条の二　義務教育諸学校の学校給食用物資で当該学校給食用物資の供給に要する経費について前条の規定による補助を受けたものを買い受けた者、その者から当該学校給食用物資を買い受けた者及びこれらの者のために当該学校給食用物資を保管する者は、当該学校給食用物資を義務教育諸学校の学校給食以外の用途に供する目的で譲渡し、又は義務教育諸学校の学校給食以外の用途に使用してはならない。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十三号（昭三八・三・三〇）

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の八中「二百四十五人」を「二百五十一人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第五十四号（昭三八・三・三〇）

◎農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項を次のように改める。

2　専門技術員は、左の各号に掲げる事務の全部又は一部を行なう。

一　試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに改良普及員を指導すること。

二　市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、前号の専門の事項の総合並びに普及指導活動の技術及び方法について、改良普及員を指導すること。

第十四条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県は、前項第一号に掲げる事務を行なう専門技術員のする同号の調査研究と都道府県の試験研究機関の行なう前条第一項第二号の協同農業普及事業に必要な試験研究とが緊密な連絡を保ちながら行なわれるよう必要な措置を講ずるものとする。

第十四条の四第二項中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、同条を第十四条の六とし、第十四条の三の次に次の二条を加える。

（専門技術員及び改良普及員の研修）

第十四条の四　都道府県知事は、専門技術員及び改良普及員の技術及び知識の向上を図るため、計画的に、専門技術員及び改良普及員についての研修を実施するよう努めなければならない。

（農業改良普及手当）

第十四条の五　都道府県は、条例で定めるところにより、専門技術員及び改良普及員に対して、これらの者の勤務の状態が政令で定める要件に該当する場合に、農業改良普及手当を支給することができる。

2　前項の規定により専門技術員及び改良普及員に支給することができる農業改良普及手当の月額は、その給料の月額に、専門技術員にあつては百分の八以内、改良普及員にあつては百分の十二以内においてそれぞれ条例で定める支給割合を乗じて得た額とする。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「産業教育手当」の下に「、農業改良普及手当」を加える。

（大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭三八・三・三〇）

◎林業信用基金法

目次

第一章　総則（第一条―第十六条）
第二章　役員等（第十七条―第二十六条）
第三章　評議員会（第二十七条・第二十八条）
第四章　業務（第二十九条―第三十一条）
第五章　財務及び会計（第三十二条―第三十九条）
第六章　監督（第四十条・第四十一条）
第七章　雑則（第四十二条―第四十五条）
第八章　罰則（第四十六条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　林業信用基金は、林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に資するため、これに必要な資金を林業者等が農林中央金庫その他の融資を行なう機関から借り入れる場合にその借入れに係る債務を保証して、その資金の融通を円滑にすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二　森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）

三　前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつている法人で政令で定めるもの

2　この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一　農林中央金庫

二　商工組合中央金庫

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第二項第一号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合で政令で定めるもの

四　森林法第百五十四条第一項第二号（貸付け）に掲げる事業を行なう森林組合連合会

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう事業協同組合で政令で定めるもの

六　中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号（貸付け等）に掲げる事業を行なう協同組合連合会

七　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（法人格）

第三条　林業信用基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第五条　基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び評議員会に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第十一条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

第六条　基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び同条第三項の規定により林業者等が出資する金額の合計額とする。

（出資）

第七条　政府は、三億五千万円を基金に出資する。

2　都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

3　林業者等は、基金に出資することができる。

第八条　都道府県及び林業者等についての出資一口の金額は、一万円とする。

第九条　基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第十条　基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第十一条　政府以外の出資者（第四十三条第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第十二条　出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　都道府県及び林業者等でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（持分の共有の禁止）

第十三条　出資者は、持分を共有することができない。

（登記）

第十四条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十五条　基金でない者は、林業信用基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十七条　基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

2　基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第十八条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の任命）

第十九条　理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2　理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第二十条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十一条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十二条　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第二十三条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　基金の職員は、理事長が任命する。

第三章　評議員会

（評議員会）

第二十七条　基金に評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項各号に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一　定款の変更

二　業務方法書の変更

三　毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画の設定及び重要な変更

四　財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金

処分案又は損失処理案の作成

5　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

（評議員）

第二十八条　評議員は、出資者（出資者が法人である場合には、その代表者）及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2　評議員の任期は、三年とする。

3　第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第二十九条　基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　次に掲げる資金で政令で定めるものを当該出資者たる林業者等（イに掲げる資金については、その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）が融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務の保証

イ　出資者たる林業者等（その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

ロ　出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

ハ　出資者たる組合がその直接又は間接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第三十条　基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一　保証の金額の合計額の最高限度

二　一被保証者についての保証の金額の最高限度

三　保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度

四　保証契約の締結及び変更に関する事項

五　保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

六　保証債務の弁済に関する事項

七　求償権の行使方法及び消却に関する事項

八　その他基金の業務の運営に関する重要事項で農林省令で定めるもの

2　基金は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3　基金は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

（業務の委託）

第三十一条　基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。

2　融資機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十二条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十三条　基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る予算、事業計画及び資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第三十六条　基金は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十七条　基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十八条　基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十条　基金は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十一条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十二条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十三条　基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び基金の債権者（基金が保証契約を結んでいる融資機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十四条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十五条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第三十四条第一項又は第三十八条の承認をしようとするとき。

三　第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　第三十条第一項第八号又は第三十九条の農林省令を定めようとするとき。

第八章　罰則

第四十六条　基金の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　犯人の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十七条　前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三　第十条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四　第十条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六　第二十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八　第三十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九　第四十条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十　第四十三条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十条　第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条　農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び林業者等に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び林業者等に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第七条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び林業者等は同条第二項又は第三項の規定により引き受けた出資金の全額を、それぞれ払い込まなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込みがあつた日におい

て、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第四十五条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の資本金）

第七条　基金の成立当初における資本金は、五億円を下るものであつてはならない。

（経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に林業信用基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条　基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

第十条　基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農業信用基金協会」の下に「、林業信用基金」を、「農業信用基金協会法」の下に「、林業信用基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ八中「又ハ開拓融資保証協会」を「、開拓融資保証協会又ハ林業信用基金」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

（農林省設置法の一部改正）

第十五条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第八号中「森林組合」の下に「、林業信用基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業共済基金」の下に「、林業信用基金」を加える。

（法務・大蔵・農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭三八・三・三〇）

◎森林組合合併助成法

（目的）

第一条　この法律は、適正な事業経営を行なうことができる森林組合を広範に育成して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進を図ることを目的とする。

（合併及び事業経営計画の樹立）

第二条　森林組合（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項第一号に掲げる事業を行なうものに限る。以下「組合」という。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の内容等）

第三条　合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項

二　合併後の組合に係る組合員の経営する森林の面積の合計、出資の総額、事業の執行体制その他その事業経営の基礎となるべき事項

三　合併後の組合の事業経営についての基本方針

四　合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

五　合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

六　合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画

2　前条の規定により合併及び事業経営計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3　前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにするものとする。

（合併及び事業経営計画の適否の認定）

第四条　都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

2　都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一　合併後の組合に係る組合員の経営する森林の面積の合計、払込済みの出資の総額並びに常時勤務する役員及び職員の人数の合計が、組合の適正な事業経営の基礎の確立に資することを旨として政令で定める基準に適合することとなること。

二　合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号に規定する森林の面積の合計その他の経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

（助成措置）

第五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一　前条第二項の規定によりその合併及び事業経営計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十三年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、適正な事業経営を行なうことができるように施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するときにおけるその補助に要する経費

二　都道府県が組合に対し合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第五十七号（昭三八・三・三〇）

◎電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法

（資金の設置）

第一条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）又は電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の規定による引受けに係る電信電話債券につき、その需給の調整及び価格の安定に資するため、当分の間、日本電信電話公社（以下「公社」という。）の会計に、需給調整資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金への繰入れ等）

第二条　公社は、予算で定めるところにより、必要とする金額を資金に繰り入れることができる。

2　公社は、予算で定めるところにより、資金に属する現金を公社の支出予算の財源に充てるため繰り戻すことができる。

（資金に充てる財源）

第三条　資金は、前条第一項の規定による繰入金及び第五条第二項の利益金をもつてこれに充てる。

（資金の運用）

第四条　資金は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第一条に規定する電信電話債券（これに準ずる電信電話債券で郵政省令で定めるものを含む。以下「債券」という。）の売買に運用するものとする。

2　前項の基準は、債券の引受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受者に及ぼす影響等を勘案して定めるものとする。

3　郵政大臣は、第一項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（資金の経理等）

第五条　資金の受払いは、収入支出予算外として経理するものとする。

2　資金の運用に伴い利益又は損失を生じたときは、当該利益又は損失は、資金の増又は減として整理するものとする。

（資金の繰替使用）

第六条　公社は、支払上、現金に不足を生じた場合において、資金に属する現金に余裕があるときは、当該現金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（事務の委託）

第七条　公社は、郵政大臣の認可を受けて、第四条第一項に規定する債券の売買の事務及びその売買に係る債券の保管その他その売買に附帯する事務の一部を証券業務を営む者に委託することができる。

2　第四条第三項の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭三八・三・三一）

◎文部省設置法の一部を改正する法律

文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の二中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改める。

第十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　文部省の所掌する防災に関する事務について連絡調整すること。

第十二条第二項中「前項第十一号」を「前項第九号」に改める。

第二十五条の三の見出しを「（国立青年の家）」に改め、同条第一項及び第二項中「国立中央青年の家」を「国立青年の家」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3　国立青年の家の名称、位置及び内部組織は、文部省令で定める。

第三十一条の表中「八二、五七六人」を「八五、八七三人」に、「八〇、四三六人」を「八三、六七五人」に、「五八三人」を「五九二人」に、「八三、一五九人」を「八六、四六五人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭三八・三・三一）

◎厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律

（厚生省設置法の一部改正）

第一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第二十二条第五項中「准看護婦」の下に「並びに心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練の業務に従事する者」を加える。

第二十七条の二に次の一項を加える。

3　国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員の養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三十条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

「第一款　医務出張所」を「第一款　地方医務局」に改める。

第三十一条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第三十二条中「医務出張所」を「地方医務局」に改め、同条の表中「北海道医務出張所」を「北海道地方医務局」に、「東北医務出張所」を「東北地方医務局」に、「関東信越医務出張所」を「関東信越地方医務局」に、「東海北陸医務出張所」を「東海北陸地方医務局」に、「近畿医務出張所」を「近畿地方医務局」に、「中国医務出張所」を「中国地方医務局」に、「四国医務出張所」を「四国地方医務局」に、「九州医務出張所」を「九州地方医務局」に改める。

第三十三条中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

第三十八条の表中「四九、〇六四人」を「四九、五二〇人」に、「四九、六三三人」を「五〇、〇八九人」に改める。

（国立光明寮設置法の一部改正）

第二条　国立光明寮設置法（昭和二十三年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び兵庫県」を「、兵庫県及び北海道」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律中附則第二項の規定は公布の日から、第一条及び附則第三項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。

（厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正）

2　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和三十八年五月十五日」を「昭和三十八年三月三十一日」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

3　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「医務出張所」を「地方医務局」に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

◆

法律第六十号（昭三八・三・三一）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会（第五十七条・第五十七条の二）」を「船員労働委員会（第五十七条）」に改める。

第十九条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　大臣官房に、統計調査部を置く。

第二十二条第六号の二を次のように改める。

六の二　運輸省の所掌事務に関する統計の総合調整並びにこれらの統計の企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集（他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第二十二条第十六号の五の次に次の一号を加える。

十六の六　運輸省の所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に関すること。

第二十二条に次の一項を加える。

2　統計調査部においては、前項第五号から第六号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第二十三条第二項に次の一号を加える。

五　捕獲審検所の検定の再審査に関すること。

第二十七条第一項第十七号を削り、同条第三項中「及び第十七号」を削る。

第二十九条中「運輸技術研究所」を「船舶技術研究所」に改める。

第三十条（見出しを含む。）中「運輸技術研究所」を「船舶技術研究所」に改め、同条第一項中「左に」を「第一号に」に改め、「研究」の下に「並びに第二号から第五号までに掲げる事項に関する試験及び調査」を加え、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　電子航法に関すること。

第三十条第二項中「各号」を「第一号」に改め、「研究」の下に「並びに同項第二号から第五号までに掲げる事項に関する試験及び調査」を加え、同条第三項中「八幡市」を「北九州市」に改め、同条第四項中「三人」を「一人」に改める。

第三十七条第二項の表門司海員学校の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第三十八条第一項の表中

「船員教育審議会	運輸大臣の諮問に応じて船員教育に関する重要事項を調査審議すること。」

を

「海技審議会	運輸大臣の諮問に応じて海技に関する制度及び船員教育に関する重要事項を調査審議すること。」

に、

「自動車損害賠償責任再保険審査会	運輸大臣の諮問に応じて自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五十一条第二項に規定する審査を行うこと。」

を

「臨時鉄道法制調査会	運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議すること。
自動車損害賠償責任再保険審査会	運輸大臣の諮問に応じて自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五十一条第二項に規定する審査を行なうこと。」

に

改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の表に掲げる附属機関のうち、臨時鉄道法制調査会は、昭和四十年三月三十一日まで置かれるものとする。

第四十一条の表九州海運局の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第五十条の二第二項を削り、同条第三項中「、第四十八条第二項、第四十九条及び前条」を「及び第四十八条から前条まで」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十六条中「捕獲審検再審査委員会」を削る。

「第一節　船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」を「第一節　船員労働委員会」に改める。

第五十七条の二を削る。

第八十三条の表中「一四、七七二人」を「一四、八五三人」に改め、捕獲審検再審査委員会の項を削り、「一一、一五五人」を「一一、一八七人」に、「二二三五人」を「二二三七人」に、「五、九三三人」を「五、九六六人」に、「三三二、一五四人」を「三三二、二九七人」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第三十条第三項の改正規定（「八幡市」を「北九州市」に改める部分に限る。）並びに第三十七条第二項及び第四十一条の改正規定は、公布の日から施行し、目次、第二十三条第二項、第五十六条及び第三章第一節の節名の改正規定、第五十七条の二を削る規定並びに附則第三項の規定は、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）（第十七条の規定を除く。）が効力を失う日が昭和三十八年四月二日以後となる場合には、その日から施行する。

2　運輸省気象庁の定員は、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までの間は、五千九百九十九人とする。

3　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一運輸省の項中「捕獲審検再審査委員会」を削る。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭三八・三・三一）

◎戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。

一　死亡した者が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者（戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号）に規定する文官を含む。）であつたことにより支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料

二　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第百五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百号）附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する扶助料

三　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。）第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項の規定により支給される遺族年金

四　遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

五　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

六　遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡したものの遺族に対し、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とするもの

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条　戦没者等の妻には、特別給付金を支給する。

2　特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行なう。

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第四条　特別給付金の額は、二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別給付金を受ける権利の受継）

第五条　特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2　前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の請求は、全員

のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。

3　前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

（時効）

第六条　特別給付金を受ける権利は、三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（時効の中断）

第七条　特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（譲渡又は担保の禁止）

第八条　特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第九条　特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

（非課税）

第十条　租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2　特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十一条　第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第十二条　この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）

第十三条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

（国債の発行の日）

2　第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和三十八年五月一日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の次に次の一号を加える。

四の二　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

（大蔵・厚生・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭三八・三・三一）

◎国民健康保険法等の一部を改正する法律

（国民健康保険法の一部改正）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号を次のように改める。

六　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

第八条第一項中「第七号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第二項中「第七号」を「第六号又は第七号」に改める。

第二十一条中「第六条各号」の下に「（第六号を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　組合が行なう国民健康保険の被保険者は、第六条第六号に該当するに至つた日から、その資格を喪失する。

第四十二条第一項中「世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含むものとし、世帯主が被保険者でない世帯については当該世帯に属する被保険者で厚生省令で定めるものとする。第五十二条第一項において同じ。）が」に改める。

第五十二条第一項中「世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について」を「世帯主が」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条　削除

第五十五条第一項中「被保険者として受けることができる期間、」を「当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について」に改める。

第七十二条第二項中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第八十一条中「保険料の賦課及び徴収その他保険料に関して必要な事項」を「賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項」に改める。

（国民健康保険法施行法の一部改正）

第二条　国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当分の間」を「昭和四十年三月三十一日までの間は」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第三条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第五十五条第一項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際療養ノ給付ヲ受クル者ハ当該疾病（其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム）又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ継続シテ同一保険者ヨリ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十五条第二項中「保険給付」を「療養ノ給付」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条ノ二　被保険者ノ資格ヲ喪失シタル際傷病手当金又ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル者ハ被保険者トシテ受クルコトヲ得ベカリシ期間継続シテ同一保険者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル保険給付ニ之ヲ準用ス

第五十六条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

第五十七条ノ二中「前三条」を「前四条」に改める。

第五十七条ノ三中「療養ノ給付及」を削る。

第五十九条ノ二第七項中「、第五十五条及第五十七条ノ三」を「及第五十五条」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第四条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改める。

被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又は負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付ハ其ノ給付開始後五年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一条第二項中「前項ニ規定スル場合ノ外其ノ支給」を「療養ノ給付又ハ傷病手当金ノ支給」に改める。

第三十一条ノ二第七項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十一条第一項」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第五条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「（療養に関する退職又は死亡後の給付）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることのできる期間、」を「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に改め、「その被扶養者がその期間内に」の下に「当該組合若しくは」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡しなかつたとしたならば前二項」を「その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条第一項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第四十四条第三項中「発生した病気」を「生じた病気（以下「傷病」という。）」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　一年以上組合員であつた者が退職した際、傷病手当金を受けているときは、その者が退職しなかつたとしたならば前二項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第三十六条第一項ただし書の規定を準用する。

6　傷病手当金は、同一の傷病について療養又は療養費の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

第五十五条第一項中「病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気」を「傷病」に、「第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内」を「療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第五十七条第一項及び第二項中「病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気」を「傷病」に改める。

附則第六条第三項及び第四項中「病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気」を「傷病」に改める。

附則第十二条中「病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気」を「傷病」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の見出しを「（療養に関する退職又は死亡後の給付）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、」を「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に、「以下次項」を「以下この条」に、「その期間内に組合員」を「その期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡しなかつたとしたならば第一項」を「その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項」に改め、ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第六十四条第一項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十六条第三項中「同一の傷病」を「同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

5　傷病手当金は、同一の傷病について療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

第六十七条第四項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第八十一条第二項中「第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者」を「療養

の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第五十九条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者」に、「療養費を受けることができる期間内」を「療養費の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第八十七条第一項中「第五十九条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内」を「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第五十九条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改め、同条第二項中「これを受けることができる期間内」を「これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

（地方公務員共済組合法の一部改正）

第七条　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「（療養に関する退職又は死亡後の給付）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、」を「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（他の法律に基づく共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に、「次項」を「以下この条」に改め、「当該組合」の下に「若しくは他の組合」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「その者が死亡しなかつたとしたならば第一項」を「その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項」に改め、ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第六十六条第一項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第二項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十八条第三項中「同一の傷病」を「同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第六十一条第一項ただし書の規定を準用する。

5　傷病手当金は、同一の傷病について療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過したとき以後は、支給しない。

第六十九条第四項中「第二項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第八十六条第二項中「第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている者」を「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている者」に、「療養費を受けることができる期間内」を「療養費の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

第九十二条第一項中「第六十一条第二項の規定により療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内」を「療養の給付又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改め、同条第二項中「これを受けることができる期間内」を「これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間」に改める。

附則第十六条第三項中「第六十一条第三項」を「第六十一条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第四十二条第一項及び第五十二条第一項の改正規定並びに附則第二条第二項から第五項までの規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。

（国民健康保険の療養の給付等に関する経過規定）

第二条　この法律の施行前に行なわれた国民健康保険の療養の給付に関する一部負担金の割合及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る国民健康保険の療養費の額については、なお従前の例による。

2　特別の事情がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合は、昭和四十年三月三十一日までの間は、市町村にあつては都道府県知事の承認を、国民健康保険組合にあつては都道府県知事の認可を受けて、条例又は規約の定めるところにより、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷以外の疾病又は負傷について療養の給付を受ける場合及び世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯におけるこの法律による改正後の国民健康保険法第四十二条第一項の規定に基づく厚生省令で定める者が療養の給付を受ける場合の同法第四十二条第一項及び第五十二条第一項に規定する一部負担金の割合を十分の三をこえ、十分の五以下とすることができる。

3　前項の規定により一部負担金の割合が定められたときは、市町村又は国民健康保険組合（以下「国民健康保険の保険者」という。）が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について同項に規定する療養の給付を受ける被保険者は、この法律による改正後の国民健康保険法第四十二条第一項の規定にかかわらず、その定められた割合による一部負担金を当該療養取扱機関に支払わなければならない。

4　第二項の規定により一部負担金の割合が定められた場合において、国民健康保険の被保険者が前項に規定する療養取扱機関以外の療養取扱機関について同項に規定する療養の給付を受けたときは、国民健康保険の保険者は、当該被保険者がこの法律による改正後の国民健康保険法第四十二条第一項の規定により当該療養取扱機関に支払つた一部負担金と第二項の規定により定められた割合による一部負担金との差額を当該被保険者から徴収するものとする。

5　第二項の規定により一部負担金が定められた場合においては、次の表の上欄に掲げる国民健康保険法の規定のうちで同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第四十二条第二項	次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金	国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第二項の規定により一部負担金の割合が定められたときは、同条第三項に規定する療養取扱機関にあつては、当該定められた割合による一部負担金
第四十三条第四項	前条第一項並びに第一項及び第二項	前条第一項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第三項
第四十三条第五項	前条第一項及びこの条第二項	前条第一項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十

		八年法律第六十二号）附則第二条第三項
第四十四条第一項	前二条	第四十二条第一項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第三項
第四十四条第二項	第四十二条第一項及び前条第二項	第四十二条第一項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第三項
第四十四条第三項	前条第四項	前条第四項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第四項
	一部負担金	一部負担金又は差額
第五十二条第三項	前二項	第一項又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第二項
第五十六条第二項	第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負担金の割合が減ぜられているときは、その減ぜられた割合による一部負担金	国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第二項の規定により一部負担金の割合が定められているときは、その定められた割合による一部負担金
第五十六条第三項	第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じているとき	国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第二項の規定により一部負担金の割合を定めているとき
	第二項	第三項
第五十七条	一部負担金	一部負担金又は国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十二号）附則第二条第四項の規定による差額

6　この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し療養の給付の開始後三年（この法律による改正前の国民健康保険法第五十三条ただし書の規定により三年をこえる期間を定めている市町村にあつては、当該期間）を経過した国民健康保険の被保険者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付については、なお従前の例による。

7　特別の事情がある国民健康保険の保険者は、昭和四十年三月三十一日までの間は、条例又は規約の定めるところにより、療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関して、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年以上の期間を経過したときは行なわないこととすることができる。

8　国民健康保険の保険者が前項の規定により療養の給付を行なうべき期間を制限している場合においては、この法律による改正後の国民健康保険法第五十五条第一項中「当該疾病又は負傷について」とあるのは「被保険者として受けることができる期間、」と読み替えるものとする。

9　昭和三十八年度分のこの法律による改正後の国民健康保険法第七十二条第一項の規定による調整交付金の総額は、同条第二項の規定にかかわらず、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の八・八とする。

（健康保険の療養の給付等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に健康保険法第二十条の規定による被保険者である者は、この法律の施行の日から一箇月以内に保険者に申し出て、この法律による改正前の健康保険法第二十一条第一号に規定する期間を経過した時に被保険者の資格を喪失することができる。

2　健康保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病（以下「傷病」という。）であつて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、健康保険法第五十五条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に同一の傷病に関し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した健康保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（船員保険の療養の給付等に関する経過措置）

第四条　船員保険の被保険者であつた者又は被扶養者であつた者の職務外の事由による傷病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、船員保険法第三十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に職務外の事由による同一の傷病に関し療養の給付又は家族療養費の支給開始後三年を経過した船員保険の被保険者又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した疾病に関する療養の給付又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（公共企業体職員等共済組合の療養等に関する経過措置）

第五条　公共企業体職員等共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、公共企業体職員等共済組合法第三十六条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に同一の傷病に関し療養又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した公共企業体職員等共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病気に関する療養又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置）

第六条　国家公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、国家公務員共済組合法第五十九条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に同一の傷病に関し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した国家公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病気に関する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

（地方公務員共済組合の療養の給付等に関する経過措置）

第七条　地方公務員共済組合の組合員であつた者又は被扶養者であつた者の傷病であつて、療養の給付又

は療養費若しくは家族療養費の支給開始後この法律の施行前に三年を経過したものに関するこれらの給付の支給については、地方公務員共済組合法第六十一条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に同一の傷病に関し療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給開始後三年を経過した地方公務員共済組合の組合員又は被扶養者の当該期間経過後この法律の施行までの期間に係る当該傷病及びこれによつて発した病気に関する療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給については、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に地方公務員共済組合法附則第十六条第二項の規定により支給されている給付のうち、療養の給付又は療養費若しくは家族療養費の支給期間については、同項の規定にかかわらず、この法律による改正後の地方公務員共済組合法第六十一条第一項の規定の例による。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第八条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表の上欄中「第五十九条第二項」を「第五十九条第一項」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第五十九条第一項」を「第六十六条第三項」に改める。

（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十条　地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第六十一条第一項」を「第六十八条第三項」に改める。

（大蔵・文部・厚生・運輸・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十三号（昭三八・三・三一）

◎外貨公債の発行に関する法律

（外貨公債の発行）

第一条　政府は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債（以下「外貨債」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による外貨債の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　第一項に定めるもののほか、政府は、外貨債を失つた者に対し交付するため必要があるときは、外貨債を発行することができる。

（利子等の非課税）

第二条　前条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2　所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

（省令への委任等）

第三条　第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債について、発行地の法令又は慣習による必要がある場合には、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定にかかわらず、大蔵省令の定めるところによる。

2　前二条に定めるもの及び前項の大蔵省令で定めるもののほか、第一条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第一条第一項」の下に「及び外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項」を加え、「又は同法第三条の借入金（以下「外貨借入金」という。）」を削る。

第四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

第七条第二項第四号中「又は外貨借入金の借入」及び「又は借入」を削る。

第十四条中「又は外貨借入金」及び「又は借入」を削る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭三八・三・三一）

◎中小企業近代化促進法

（目的）

第一条　この法律は、中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。

（中小企業近代化基本計画）

第三条　主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの（以下「指定業種」という。）に属する中小企業について、中小企業近代化基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

一　当該業種における事業活動の相当部分が中小企

業者によつて行なわれていること。

二　当該業種に属する中小企業の生産性の向上を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するため特に必要であると認められること。

2　基本計画には、第一号又は第二号の事項及び必要に応じ第三号から第八号までの事項について定めるものとする。

一　製造業にあつては、次に掲げる事項

イ　目標年度における製品の性能又は品質、生産費、適正な生産の規模又は方式その他の近代化の目標

ロ　目標年度における当該指定業種の製品の生産又は輸出の見通し

二　製造業以外の業種にあつては、前号の事項に準ずる事項

三　新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

四　経営管理の合理化又は技術若しくは技能の向上に関する事項

五　事業の共同化、工場等の集団化その他中小企業構造の高度化に関する事項

六　競争の正常化又は取引関係の改善に関する事項

七　需要の開拓に関する事項

八　第三号から前号までに掲げるもののほか、近代化の目標を達成するために必要な事項

3　前項第一号又は第二号の事項は、指定業種ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

4　主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。

（中小企業近代化実施計画）

第四条　主務大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な中小企業近代化実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定により実施計画を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な指導を行なうものとする。

（計画の変更）

第五条　主務大臣は、経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により実施計画を変更した場合に準用する。

（資金の確保）

第六条　政府は、実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（勧告）

第七条　主務大臣は、基本計画に定める中小企業の近代化の目標を達成するため、当該基本計画に定める第三条第二項第五号又は第六号の事項に関し、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうことが特に必要であると認めるときは、当該中小企業者又は当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによつては当該勧告に係る事項の実施が

著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者（以下「関連事業者」という。）又は当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該関連事業者又は当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

3　主務大臣は、前二項の勧告をしようとするときは、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

（合併等の場合の課税の特例）

第八条　主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業（以下「指定事業」という。）を営む中小企業者に対し、その者が指定事業を営む他の法人である中小企業者と合併し、又は指定事業を営む他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を営む他の中小企業者とともに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該指定事業を営む中小企業者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であつて法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3　第一項若しくは前項の承認を受けた中小企業者、第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税又は登録税を軽減する。

（減価償却の特例）

第九条　中小企業者（資本の額又は出資の総額が五千万円をこえる者及び常時使用する従業員の数が三百人をこえる者を除く。）であつて指定事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

（転換の指導等）

第十条　主務大臣は、需給構造その他の経済的事情の変化に即応して事業の転換を行なおうとする中小企業者の申出があつた場合において、当該事業の転換が中小企業の近代化の促進に資するものであると認めるときは、当該中小企業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようにするため必要な指導を行なうものとする。

2　政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の融通のあつせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

（中小企業近代化審議会）

第十一条　通商産業省に、中小企業近代化審議会を置く。

第十二条　中小企業近代化審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応

じ、中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議する。

第十三条　審議会は、委員四十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第十四条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

3　委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十五条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員のうちから互選する。

3　会長は、会務を総理する。

第十六条　第十一条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（報告の徴収）

第十七条　主務大臣は、基本計画若しくは実施計画を定め又は基本計画若しくは実施計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3　主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について審議会の意見をきかなければならない。

（主務大臣）

第十八条　この法律における主務大臣は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、第七条第二項の勧告、第十条第一項の指導又は前条第二項の報告の徴収に関しては、当該勧告、指導又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

（罰則）

第十九条　第十七条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の刑を科する。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

3　中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「政令で定める業種」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項に規定する指定業種以外の業種であつて政令で定めるもの」に、「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による業種の指定は、昭和三十八年六月三十日までに行なうものとする。

第四条第三項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

第五条から第十条までを次のように改める。

第五条から第十条まで　削除

第十一条第三項中「審議会」を「中小企業近代化審議会」に改める。

4　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法」を「中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）及び中小企業業種別振興臨時措置法」に改める。

第五条第一項中「中小企業振興審議会」を「中小企業近代化審議会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　中小企業近代化審議会については、中小企業近代化促進法の定めるところによる。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第六十五号（昭三八・三・三一）

◎租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第三十条・第三十条の二）」を「（第三十条）」に、
「第三款　居住用財産等の買換の場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十五条—第三十八条の二）
第四款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十八条の三—第三十八条の七）」を
「第三款　居住用財産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十五条—第三十八条の二）
第四款　特定の資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十八条の三—第三十八条の十一）」に、「（第三十八条の八）」を「（第三十八条の十二）」に、「（第四十一条の七・第四十一条の八）」を「（第四十一条の七—第四十一条の十）」に、「（第六十四条—第六十五条の二）」を「（第六十四条—第六十五条の三）」に、「第二款　市街地開発等に係る資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の三—第六十五条の七）」を「第二款　特定の資産の買換えの場合等

の課税の特例（第六十五条の四―第六十五条の九）」に改める。

第一条中「及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を「、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）」に改める。

第二条第一項第七号中「第四号」を「第五号」に改める。

第三条第一項から第三項まで中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同条第四項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第九条第一項中「昭和三十四年四月一日」を「昭和三十八年四月一日」に、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第十二条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の機械等の割増償却）

第十三条の二　青色申告書を提出する個人が、各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、その年において同法第三条第一項に規定する指定業種（昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日がその年又はその年の前年以前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合には、その年における当該個人の事業所得の計算上、当該個人の有する機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物及びその附属設備（その年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し第十一条から前条まで又は第十五条から第十七条までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械等」という。）の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額とその三分の一に相当する金額との合計額（以下この条において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその年におけるその合計償却限度額に満たない場合には、その年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入する金額（当該翌年以後二年間の各年のうち機械等につき前項の規定の適用を受ける年については、当該年におけるその合計償却限度額に相当する金額）とその満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第二十一条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第二十八条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第三十条の二を削る。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「この条及び」を「この条、次条第二項及び」に、「消滅を含む」を「消滅及び価値の減少を含む」に、「以下第三十三条」を「以下第三十三条の二」に改め、同項第一号中「土地改良法」の下に「、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を加え、同条第二項中「完了しないため」を「完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他のやむを得ない事情があるため」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十一条に次の一項を加える。

6　前項に規定する確定申告書等を提出する者は、政令で定めるところにより、代替資産の明細に関する大蔵省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第三十二条第二項中「前項の場合」を「個人の有する資産で前項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前条第六項の規定は、前項において準用する同条第五項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「換地処分等により取得した資産又は代替資産」と読み替えるものとする。

第三十三条の二第三項第二号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同条を第三十三条の三とする。

第三十三条第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する土地等又は建築物につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合」を加え、「次条」を「第三十三条の三」に改め、「、第三十八条の八の規定の適用を受ける場合を除き」を削り、「規定を適用して」を「規定に準じて」に改め、同条第二項中「次条」を「第三十三条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例）

第三十三条の二　前条の場合において、当該個人の同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた資産（第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされたものを含む。以下第三十四条第二項において同じ。）であるときにおける当該資産に係る前条の規定の適用については、当該資産についての同条第一項に規定する計算した金額は、当該計算した金額から七百万円（当該計算した金額が七百万円に満たない場合には、当該計算した金額）を控除した金額とする。

2　前項の場合において、当該個人のその年中に同項の規定の適用を受ける資産が二以上あるときは、これらの各資産につき同項の規定により控除する金額は、通じて七百万円の範囲内において、政令で定め

るところにより計算した金額とする。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一 第一項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又はその譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け（以下第三十四条までにおいて「譲渡等」という。）が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出のあつた日から一年（当該資産の譲渡等につき農地法第三条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、政令で定める期間）以内にされなかつた場合　当該資産

二 一の買取り等の申出に係る第一項に規定する資産の譲渡等が二以上あつた場合において、これらの譲渡等がその申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。　当該資産のうち、最初に当該譲渡等があつた年において譲渡等をされた資産以外の資産

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書等又は修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。この場合においては、第三十一条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 第一項に規定する特定公共事業とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第二条各号の一に該当するものに関する事業をいう。

第三十四条第一号及び第二号中「譲渡に」を「譲渡等に」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の場合において、譲渡資産が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、第三十一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第三十二条第一項第一号から第三号までの規定に該当することとなつた資産であるときにおける当該譲渡資産に係る代替資産等の前項の規定による取得価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合に限り、同項の規定により計算した金額に、当該各号に掲げる金額のうち政令で定めるところにより計算した金額をそれぞれ加算した金額とする。

一 前項に規定する者がその年中に譲渡等をした資産（第三十三条の二第三項各号の規定に該当する資産を除く。以下次号において同じ。）で第三十一条から第三十三条までの規定の適用を受けたものの全部又は一部につき第三十三条の二の規定の適用を受けた場合において、これらの資産につき同条第一項の規定により控除した金額の合計額が七百万円（これらの資産につき第三十一条から第三十三条までの規定の適用がないものとして所得税法第九条第一項第七号及び第八号の規定に準じて計算した同項第七号に規定する残額及び同項第八号に規定する譲渡所得の金額の合計額が七百万円に満たない場合には、当該合計額。以下次号において同じ。）に満たないとき。　当該満たない金額

二 前項に規定する者がその年中に譲渡等をした資産で第三十一条から第三十三条までの規定の適用を受けたものの全部につき第三十三条の二の規定の適用を受けなかつた場合　七百万円

3 第三十三条の二第四項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

4 個人が第三十一条又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合には、代替資産等については、第十一条から第十三条まで及び第十四条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二章第四節第三款の款名中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改める。

第三十五条の見出し中「居住用財産等の買換」を「居住用財産の買換え」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地若しくは土地の上に存する権利（以下第三十八条までにおいて「土地等」という。）又は家屋」に、「貸付けを含む。以下この款において」を「貸付けを含むものとし、第三十一条第一項第一号から第五号まで及び第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買収及び買入れによる譲渡（第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により第三十一条第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除くものとする。以下第三十七条までにおいて」に改め、「、耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得（贈与及び交換による取得その他政令で定める取得を除く。以下第三十七条までにおいて同じ。）をし」に、「これらの用」を「居住の用」に改め、同項第一号中「財産」を「土地等又は家屋」に改め、同項第二号中「財産の譲渡」を「土地等又は家屋の譲渡」に、「財産の取得価額」を「土地等若しくは家屋の取得価額」に改め、同条第二項中「同項に規定する財産」を「土地等又は家屋」に改め、「、耕作又は採塩」を削り、「当該財産」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得をし」に、「これらの用」を「居住の用」に改め、同条第三項中「第一項に規定する財産を」を「土地等又は家屋の」に、「当該財産」を「土地等又は家屋」に、「取得し」を「取得をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十五条第四項を次のように改める。

4 第三十一条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その取得をした居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十六条の見出し中「居住用財産等を取得した」を「居住用財産の取得をした」に改め、同条第一項中「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産」を「土地等又は家屋」に改め、「、耕作又は採塩」を削り、「これらの財産」を「土地等又は家屋」に、「あるものを取得し」を「あるものの取得をし」に、「これらの用」を「居住の用」に、「当該財産」を「当該土地等又は家屋」に改め、同条第二項中「同項に規定する財産を取得した」を「土地等又は家屋の取得をした」に、「当該財産」を「当該土地等又は家屋」に改め、「、耕作若しくは採

塩」を削り、「これらの用」を「居住の用」に改め、同条第三項中「当該財産を取得した日から」を「当該土地等又は家屋の取得をした日から」に、「当該財産を取得した日又は」を「当該土地等若しくは家屋の取得をした日又は」に改め、同項第一号中「前条第一項に規定する財産を取得した」を「土地等又は家屋の取得をした」に、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項第二号中「前条第一項に規定する財産を同項」を「土地等又は家屋を前条第一項」に改め、「、耕作若しくは採塩」を削り、「これらの用」を「居住の用」に改め、同条第五項中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改める。

第三十七条の見出し中「買換に係る居住用財産等」を「買換えに係る居住用財産」に改め、同条中「その者の取得した財産」を「その者が取得をした土地等又は家屋」に改め、「所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は」を削り、「若しくは贈与」を「又は贈与」に、「譲渡をした財産」を「譲渡をした土地等又は家屋」に改める。

第三十八条の見出し中「居住用財産等」を「居住用財産」に改め、同条第一項中「第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産を同種の他のこれらの財産」を「土地等又は家屋を当該個人の居住の用に供する土地等又は家屋」に、「当該居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産以外の財産」を「土地等又は家屋以外の資産」に、「同項」を「第三十五条第一項」に、「居住用財産、耕作用財産又は採塩用財産の譲渡」を「土地等又は家屋の譲渡」に改め、同条第二項中「居住用財産、耕作用財産若しくは採塩用財産について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は」を「当該個人の居住の用に供する土地等又は家屋について」に、「これらの財産」を「当該土地等又は家屋」に、「若しくは贈与」を「又は贈与」に、「財産の取得」を「土地等又は家屋の取得」に改め、同条に次の二項を加える。

3　第一項の規定は、その適用を受けようとする者の同項に規定する土地等又は家屋の譲渡をした日の属する年分の確定申告書等に同項の規定の適用を受けようとする旨、交換により譲渡した土地等又は家屋及び取得した土地等又は家屋の明細その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。この場合においては、第三十五条第三項ただし書の規定を準用する。

4　第三十一条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「その交換により取得した居住の用に供する土地等又は家屋」と読み替えるものとする。

第三十八条の二第一項中「第三十八条の八」を「第三十八条の十二」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三十五条第三項ただし書の規定を準用する。

第二章第四節第四款の款名中「市街地開発等に係る資産」を「特定の資産」に改める。

第三十八条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

個人の有する資産（所得税法第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下次項において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該個人が当該各号に規定する買取りのあつた日の属する年の十二月三十一日までに、当該買取りに係る対価の額の全部又は一部に相当する金額をもつてそれぞれ当該各号に掲げる資産（以下第三十八条の五までにおいて「買換資産」という。）の取得（製

作を含む。以下第三十八条の五までにおいて同じ。）をしたときは、当該買取りに係る収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては、当該買取りに係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額をこえる場合にあつては、当該買取りに係る資産のうちそのこえる金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、所得税法第九条第一項の規定を適用する。

第三十八条の三第一項第一号中「第三十八条の七」を「第三十八条の五」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、個人の有する資産で同項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該個人が同項に規定する買取りに係る対価の額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する買取りのあつた日の属する年の翌年で同日から一年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「買取りに係る対価の額」とあるのは「買取りに係る対価の額（買取りのあつた日の属する年において当該買取りに係る対価の額の一部に相当する金額をもつて買換資産の取得をした場合には、当該資産の取得価額を控除した金額）」と、「取得価額」とあるのは「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

第三十八条の三第三項中「資産を」を「資産の」に、「譲渡した」を「譲渡をした」に、「取得し」を「取得をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条の三第四項を次のように定める。

4　第三十一条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

第三十八条の四の見出し中「買換資産を取得した」を「市街地開発等に係る資産の買換えの」に改め、同条第一項を削り、同条第二項第二号中「、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同条第一項第二号の場合にあつては特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供せず、若しくはこれらの用に供さなくなつた場合」を「買換資産の取得をしなかつた場合」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合」を「前項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合又は同項第二号の規定に該当する場合」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に、「第一項又は第二項において」を「第一項において」に改め、「第二項又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十八条の八第一項中「譲渡した場合には」の下に「、第三十三条の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合で政令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条の八第六項中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に、「第三十八条の八」を「第三十八条の十

二」に改め、第二章第四節第五款中同条を第三十八条の十二とする。

第三十八条の七第五項中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に、「第三十八条の七」を「第三十八条の十一」に改め、同条第六項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五条の七第一項」に改め、第二章第四節第四款中同条を第三十八条の十一とする。

第三十八条の六第三項に後段として次のように加え、同条を第三十八条の十とする。

この場合においては、第三十八条の三第三項ただし書の規定を準用する。

第三十八条の五中「若しくは第二項」及び「第二項若しくは」を削り、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　個人が第三十八条の三第一項第一号（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十一条から第十三条まで及び第十四条から第十七条までの規定は、適用しない。

第三十八条の五の次に次の四条を加える。

（事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条の六　個人が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、その有する資産（所得税法第十条の二第一項に規定するたな卸資産をなすべき資産を除く。以下この条及び第三十八条の九において同じ。）で次に掲げるもののうち事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び第三十八条の九において同じ。）の用に供しているもの（以下第三十八条の八までにおいて「譲渡資産」という。）の譲渡（第三十一条第一項第一号から第五号まで及び第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買収及び買入れによる譲渡（第三十一条第三項又は第三十二条第五項の規定により第三十一条第一項に規定する収用等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日までに、第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第三十八条の九において同じ。）の取得（製作を含むものとし、贈与及び交換による取得その他政令で定める取得を除くものとする。以下第三十八条の八までにおいて同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下第三十八条の八までにおいて「買換資産」という。）を所得税法の施行地にある当該個人の事業（以下この条及び次条において「法施行地内の事業」という。）の用に供したとき（当該期間内に当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、これらの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の合計額。以下この条及び第三十八条の八において同じ。）が、当該買換資産の取得価額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の買換資産の取得が行なわれた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額。以下この条において同じ。）以下である場合にあつては、当該譲渡に係る資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額をこえる場合にあつては、当該譲渡に係る資産のうちそのこえる金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、所得税法第九条第一項の規定を適用する。

一　土地又は土地の上に存する権利（以下第三十八条の十一までにおいて「土地等」という。）

二　建物及びその附属設備

三　構築物

四　機械及び装置（土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもので当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は当該建物の譲渡に伴い当該譲渡の日の属する年において譲渡されるものに限る。）

五　船舶

六　鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）又は漁業権（入漁権を含む。）その他政令で定める無形固定資産

2　前項に規定する場合において、当該個人が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年中（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内）に土地等（昭和三十八年一月一日前に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）は、当該個人は、当該土地等を同項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

3　第一項の規定は、個人が昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に譲渡資産の譲渡をした場合であつて、当該個人が、当該譲渡の日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによりそのやむを得ない事情があることにつき税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間内。以下次条第二項第二号において同じ。）に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と、「当該譲渡の日の属する年中に二以上の買換資産の取得が行なわれた」とあるのは「当該翌年中に二以上の買換資産の取得が行なわれる見込みである」と読み替えるものとする。

4　前三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡をした当該譲渡資産の譲渡価額、取得をし、又は取得をしようとする買換資産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。この場合においては、第三十八条の三第三項ただし書の規定を準用する。

5　第三十一条第六項の規定は、前項に規定する確定申告書等を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「買換資産又はその取得をした土地等」と読み替えるものとする。

（事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等）

第三十八条の七　第三十六条第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内

の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合について準用する。

2　第三十六条第三項の規定は、前条第三項の規定の適用を受けた者が次の各号の一に該当することとなつた場合について準用する。

一　買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第三項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二　前条第三項に規定する譲渡の日の属する年の翌年中に、買換資産の取得をせず、又は買換資産を同項に規定する事業の用に供せず、若しくは供さなくなつた場合

3　第三十六条第四項の規定は、第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときについて準用する。

4　第三十三条の三第三項の規定は、前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた者が第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項の規定により提出する修正申告書及びその者に対する前項において準用する同条第四項の更正について準用する。この場合において、第三十三条の三第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第二項において準用する第三十六条第二項又は第三項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の三第一項」とあるのは「第三十八条の七第一項又は第二項において準用する同法第三十六条第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

（買換えに係る事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

第三十八条の八　第三十八条の六第一項から第三項までの規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者（前条第一項若しくは第二項において準用する第三十六条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は前条第三項において準用する第三十六条第四項の規定による更正を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第十条第二項の規定による減価償却費の額を計算する場合又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、政令で定めるところにより、当該特例を認められたこれらの規定に規定するその者が譲渡をした譲渡資産の取得の時期をその譲渡、遺贈又は贈与があつた買換資産の取得の時期とし、その取得価額は、次の各号に規定する場合に応じ、当該各号に掲げる金額（譲渡資産の譲渡に関する経費があるときは、政令で定めるところにより計算した当該経費の金額を加算した金額）とする。

一　譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額（当該譲渡資産に係る二以上の買換資産の取得が行なわれた場合には、これらの買換資産の取得価額の合計額。以下次号及び第三号において同じ。）をこえる場合には、譲渡資産の取得価額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、これらの譲渡資産の取得価額の合計額。以下この項において「旧取得価額」という。）のうちそのこえる額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額（当該譲渡の日の属する年中に二以上の譲渡資産の譲渡が行なわれた場合には、当該金額のうち当該譲渡資産に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）

二　譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合には、旧取得価額に相当する金額

三　譲渡資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合には、旧取得価額にその満たない額を加算した金額に相当する金額

2　第三十八条の五第二項の規定は、個人が第三十八条の六第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合について準用する。

（事業用資産を交換した場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十八条の九　個人が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、その有する資産で第三十八条の六第一項各号に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十二条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該交換譲渡資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十八条の六第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二　当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十八条の六第一項に規定する取得をしたものとみなす。

第三十九条に次の一項を加える。

3　個人が第一項の規定の適用を受けた場合には、当該個人が同項に規定する交換により取得した資産については、第十一条から第十三条まで及び第十四条から第十七条までの規定は、適用しない。

第二章第六節中第四十一条の八の次に次の二条を加える。

（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例）

第四十一条の九　個人が、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、当該個人の有する農地法第二条第一項に規定する農地（当該農地の上に存する果樹その他これに類するものとして政令で定めるものを含む。）若しくは採草放牧地又はこれらの土地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権（以下この条及び次条において「農地等」という。）を同法第二条第七項に規定する農業生産法人（以下この条及び次条において「農業生産法人」という。）に出資した場合には、当該個人の当該出資の日の属する年分の所得税で確定申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下第三項において同じ。）の提出により所得税法第三十条第一項に規定する納期において納付すべきものの額のうち、当該出資した農地等に係る譲渡所得に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、当該年分の確定申告書の提出期限までに当該所得税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同項の規定にかかわらず、当該個人が当該農業生産法人の構成員でなくなつた日から二月を経過する日（当該個人が、死亡により当該構成員でなくなつた場合又は当該構成員でなくなつた日後二月以内に死亡した場合には、当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。）が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を

経過する日）まで、その納期限を延長する。ただし、当該構成員でなくなつた日以前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日（その該当することとなつた後同日以前に当該個人が死亡した場合には、当該個人の相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日）まで、当該期限を延長する。

一　当該個人が当該農地等の出資に係る持分の譲渡若しくは贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合又は当該農業生産法人の資本（出資を含む。以下この号において同じ。）の減少があつた場合において、当該譲渡若しくは贈与をした当該持分に係る出資の金額又は当該資本の減少により減少した当該個人の当該持分に係る出資の金額（当該譲渡若しくは贈与又は資本の減少の時前に当該個人が当該持分の譲渡若しくは贈与をし、又は当該農業生産法人の資本の減少があつた場合（以下この号において「前の譲渡等があつた場合」という。）には、当該譲渡若しくは贈与をした当該持分に係る出資の金額又は当該資本の減少により減少した当該個人の当該持分に係る出資の金額（以下この号において「前の譲渡等に係る出資の金額」という。）を加算した金額）が、その時の直前における当該個人の当該持分に係る出資の金額（前の譲渡等があつた場合には、前の譲渡等に係る出資の金額を加算した金額）の百分の二十に相当する金額をこえるとき。　その事実が生じた日から二月を経過する日

二　当該農業生産法人が個人からの出資に係る農地等の譲渡、贈与若しくは転用（農地法第二条第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、若しくは当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該出資に係るこれらの権利の消滅があつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅（以下この号及び次項において「譲渡等」という。）があつた当該農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合におけるその譲渡等に係る土地の面積を含む。）が、当該農業生産法人のその時の直前における当該農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地の面積の百分の二十をこえるとき。　その事実が生じた日から二月を経過する日

三　当該農業生産法人が解散した場合　その解散の日から二月を経過する日

2　前項第二号の場合において、同号に規定する譲渡等があつた日から一年以内に、当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地等を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときにおける同号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の全部又は一部が農地等の取得に充てられていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三　当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の全部又は一部が農地等の取得に充てられた場合には、当該取得に係る農地等は、同日において個人から当該農業生産法人に対し出資された農地等とみなす。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項に規定する出資をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該出資に係る資産の種類及び同項に規定する所得税の額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を添附しない場合には、適用しない。

4　第一項の規定の適用を受ける個人は、同項の規定による納期限がまだ確定していない間、同項の確定申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する所得税については、同項の規定にかかわらず、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

6　第一項の場合において、個人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

7　第一項の規定による納期限の延長があつた場合における同項に規定する所得税に係る国税徴収法第二条第十号に規定する法定納期限については、同号の規定にかかわらず、当該所得税につき第一項の規定を適用しないものとした場合における所得税法第三十条第一項の規定による納付の期限をもつて当該納期限とする。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、個人の有する農業生産法人の持分のうちに農地等に係る出資の持分とその他の財産に係る出資の持分とがある場合における第一項第一号に規定する譲渡又は贈与の有無の判定、農業生産法人が同項第二号に規定する譲渡等をした場合における税務署長及び農地等を出資した個人に対する通知その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農業生産法人に現物出資した個人が死亡した場合の延納）

第四十一条の十　税務署長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる所得税の額の全部又は一部につき、納税義務者の申請により、担保を提供させ、三年以内の延納を許可することができる。

一　農業生産法人に農地等を出資した個人が当該出資をした日の属する年分の確定申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡し、又は同日の属する年の中途において死亡した場合において、当該個人の相続人が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二十六条第六項又は第二十九条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき。　当該個人に係る当該年分の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項に規定する所得税の額のうち当該出資した農地等に係る譲渡所得に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二　前条第一項の規定の適用を受けていた個人が死亡した場合　当該個人に係る同項に規定する所得税の額

2　前項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、政令で定めるところにより、同項第一号の場合にあつてはその申請に係る所得税の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項の規定による納付の期限までに、前項第二号の場合にあつては同号に

規定する所得税の前条第一項の規定による納期限までに、それぞれ、延納を求めようとする税額及び期間その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添附し、これを当該所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その提出をした者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において、その提出をした者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請の却下をすることができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る延納の許可をし、又は当該申請の却下をしたときは、当該許可に係る延納税額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知する。

5　税務署長は、第一項の規定による延納の許可をした場合において、当該許可を受けた者が同項に規定する担保についての国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、当該許可を取り消すことができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

6　第一項の規定による延納の許可を受けた者は、同項の規定による延納の期間（当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項第一号の場合にあつてはその延納に係る所得税の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項の規定による納付の期限の翌日から、第一項第二号の場合にあつてはその延納に係る所得税の前条第一項の規定による納期限の翌日から、それぞれ、その完納の日までの期間）に応じ、当該所得税額百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を当該所得税にあわせて納付しなければならない。

7　第一項の規定による延納に係る期限は、国税通則法第二条第八号及び国税徴収法第二条第十号に規定する国税を納付すべき期限には、含まれないものとする。

第四十四条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第四十七条を削り、第四十六条を第四十七条とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の機械等の割増償却）

第四十六条　青色申告書を提出する法人が、各事業年度終了の日において中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者に該当し、かつ、当該事業年度において同法第三条第一項に規定する指定業種（昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に同項に規定する政令で定められ、かつ、その定められた日が当該事業年度中又は当該事業年度開始の日前五年の期間内に含まれるものに限る。）に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。）並びに工場用の建物及びその附属設備（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで、第四十八条、第四十九条又は第五十一条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の法人税法及び同法に基づく命令の規定により計算される償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）とその三分の一に相当する金額との合計額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2　第四十三条第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十一条第四項中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

第五十五条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第五十六条第三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一項中「第四十三条から第四十六条まで又は第四十八条から第五十一条まで」を「第四十三条から第五十一条まで」に改める。

第六十四条第一項中「次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二」を「この条、次条、第六十五条第三項、第六十五条の二及び第六十五条の三」に、「次条及び第六十五条の二」を「次条、第六十五条第三項、第六十五条の二及び第六十五条の三」に、「消滅を含む。以下第六十五条の二」を「消滅及び価値の減少を含む。以下第六十五条の三」に改め、同項第三号中「第六十五条の七」を「第六十五条の三」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第六十四条の二第一項中「完了しないため」を「完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他のやむを得ない事情があるため」に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第一項中」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条第三項中「第一項の場合」を「法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合」に、「法人が、同項各号」を「当該法人が、当該各号」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第六十四条第五項の規定は、第三項の規定の適用を受けた資産及び前項の規定により収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた権利に係る同項に規定する建築施設の部分について準用する。

第六十五条の三を削り、第六十五条の二第一項中「みなされた場合」の下に「及び前条第五項の規定により同項に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされた場合」を、「次項」の下に「及び次条第一項」を加え、「以下この条において「収用換地等」という。」を「以下この条及び次条において「収用換地等」という。」に改め、同条第三項中「第六十四条の二第六項」を「第六十四条の二第七項」に改め、第三章第六節第一款中同条の次に次の一条を加える。

（特定公共事業の用地の買収等の場合の課税の特例）

第六十五条の三　法人の有する資産で第六十四条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号又は第六十五条第一項第一号から第三号までに規定するものが、昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に、特定公共事業の用に供するため、これらの規定に該当することとなつた場合において、当該法人が収用換地等により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲渡した資産の価額をこえる場合において、その差額に相当する

金額を当該収用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額をこえるときは、そのこえる部分の金額と七百万円（当該譲渡の日の属する年における収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金に算入した、又は損金に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか少ない金額は、当該譲渡の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に掲げる資産については、適用しない。

一　前項に規定する資産の譲渡、取りこわし若しくは除去又は使用に係る行為（以下この条において「譲渡等」という。）が同項に規定する特定公共事業の施行者からの当該資産の買取り、消滅、交換、取りこわし、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出のあつた日から一年（当該資産の譲渡等につき農地法第三条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合には、政令で定める期間）以内にされなかつた場合　当該資産

二　一の買取り等の申出に係る前項に規定する資産の譲渡等が二以上あつた場合において、これらの譲渡等がその申出のあつた日の属する年以後の二以上の年にわたつてされたとき。　当該資産のうち、最初に当該譲渡等があつた年において譲渡等をされた資産以外の資産

3　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書及び同項の規定の適用を受けようとする資産につき同項に規定する特定公共事業の施行者から交付を受けた前項第一号に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類その他の大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4　第一項に規定する特定公共事業の施行者は、前項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　第一項に規定する特定公共事業とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業のうち、公共用地の取得に関する特別措置法第二条各号の一に該当するものに関する事業をいう。

6　第六十四条の二第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき第一項の規定の適用を受けた場合における第六十四条から前条までの規定の適用については、同項の規定の適用を受けた補償金等の額又は交換取得資産の価額、当該収用換地等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び当該譲渡した資産の譲渡に要した経費の額は、それぞれ、政令で定めるところにより計算した金額とする。

8　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章第六節第二款の款名中「市街地開発等に係る資産」を「特定の資産」に改める。

第六十五条の四を次のように改める。

（特定の資産を譲渡した場合の課税の特例）

第六十五条の四　法人（清算中の法人を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。）が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する資産（法人税法第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産を除く。以下第六十五条の六までにおいて同じ。）で次に掲げるものの譲渡（第六十四条第一項第一号から第五号まで及び第六十五条第一項第一号から第三号までに規定する収用、買取り、換地処分、買収及び買入れによる譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第五項の規定によりこれらの規定に規定する収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）並びに贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。以下この条及び次条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第六十五条の六において同じ。）の取得（製作を含むものとし、贈与、交換及び出資による取得その他政令で定める取得を除くものとする。以下この条及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（昭和三十八年四月一日前に取得したものを除く。以下この条及び次条において「買換資産」という。）を法人税法の施行地にある当該法人の事業（以下この条及び次条において「法施行地内の事業」という。）の用に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。以下次条第二項において同じ。）、又は供する見込みであるときは、当該買換資産につき、その取得価額（その額が当該譲渡に係る対価の額（当該譲渡の日を含む事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額とし、当該事業年度において当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得をした他の買換資産でこの項の規定の適用を受けるものがある場合には、当該他の買換資産の取得価額を控除した金額とする。以下次条第一項において同じ。）をこえる場合には、そのこえる金額を控除した金額）に当該譲渡に係る対価の額（当該事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡により取得した対価の額の合計額）に対する当該譲渡をした資産の譲渡直前の帳簿価額（当該事業年度中に当該譲渡をした資産が二以上ある場合には、これらの資産の譲渡直前の帳簿価額の合計額とし、当該資産の譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を含むものとする。）の割合（以下この条及び次条において「記帳割合」という。）を乗じて計算した金額（当該金額がない場合には、一円とし、当該買換資産の取得価額が当該対価の額のうち当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合には、当該計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した場合に限り、その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　土地又は土地の上に存する権利（以下第六十五条の九までにおいて「土地等」という。）

二　建物及びその附属設備

三　構築物

四　機械及び装置（土地の上に存するもの又は建物内に施設されているもので当該土地若しくは当該土地の上に存する権利又は当該建物の譲渡に伴い

当該譲渡の日を含む事業年度において譲渡されるものに限る。）

五　船舶

六　鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）又は漁業権（入漁権を含む。）その他政令で定める無形固定資産

2　前項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項各号に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に土地等（昭和三十八年四月一日前に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該土地等を法施行地内の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときは、当該法人は、当該土地等を同項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

3　第一項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過した日又はその供さなくなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

5　第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第三章第六節第二款中第六十五条の七を第六十五条の九とし、第六十五条の六を第六十五条の八とし、第六十五条の五第一項中「第六十五条の七」を「第六十五条の九」に改め、同条を第六十五条の七とし、第六十五条の四の次に次の二条を加える。

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の五　法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で前条第一項各号に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後一年を経過する日までの期間（前条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところによりそのやむを得ない事情があることにつき税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日以後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この条において「指定期間」という。）内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該買換資産を法施行地内の事業の用に供する見込みであるときは、当該譲渡に係る対価の額のうち当該買換資産の取得に充てようとする額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において特別勘定として経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2　前条第一項の規定は、前項の規定の適用を受けた法人が、指定期間内に買換資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「当該事業年度の所得の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上」と読み替えるものとする。

3　前項の場合において、第一項の特別勘定として経理した金額のうち、買換資産の取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額は、買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4　第一項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

一　指定期間内に第一項の特別勘定として経理した金額（既に益金に算入された、又は益金に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下第四号までにおいて「特別勘定の金額」という。）を前項の規定に該当する場合以外の場合に取りくずした場合　当該取りくずした金額

二　指定期間を経過した日において、特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　指定期間内に解散した場合において、特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかつたものがあるとき。　当該金額

5　前条第三項の規定は、第二項の規定の適用を受けた法人が、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を法施行地内の事業の用に供しない場合又は供さなくなつた場合について準用する。

6　前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

7　前条第五項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

8　第一項の特別勘定を設けている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別勘定の金額で合併法人に引き継がれたものは、第二項から前項までの規定の適用については、これを当該合併法人に係る第一項の特別勘定の金額とみなす。

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の六　法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その有する資産で第六十五条の四第一項各号に掲げるもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる資産又は機械及び装置（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号に規定する換地処分及び交換その他政令で定める交換を除く。）をした場合（当該交換に伴い交換取得資産の価額と交換譲渡資産の価額との差額を補うために金銭を取得し、又は支払つた場合を含む。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該交換譲渡資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する譲渡をしたものとみなす。

二　当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の四第一項に規定する取得をしたものとみなす。

第六十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用を受けた資産については、第四十三条から第四十五条まで及び第四十七条から第五十一条までの規定は、適用しない。

第六十六条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　森林組合で森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第四条第二項の認定を受けたもの

第六十六条の二第一項第一号中「機械工業振興臨時措置法」の下に「（昭和三十一年法律第百五十四号）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二　中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもので当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けたもの（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十六条の三第一項中「被合併法人」の下に「で同項第一号、第三号、第五号又は第六号の規定に該当するもの」を加える。

第六十六条の五中「第二号又は第三号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第六十六条の六の見出しを「（現物出資した場合の課税の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる法人で青色申告書を提出するものが、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる固定資産（次項に規定する特定出資資産を除く。）の出資（政令で定める要件をみたすものに限る。）により取得した株式（出資を含む。以下この条において同じ。）につき、当該出資の日を含む事業年度において、当該資産の当該出資直前の帳簿価額（当該資産の出資に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額。以下次項及び第三項において「出資前帳簿価額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一　機械工業振興臨時措置法第二条第一項に規定する特定機械工業を営む法人で同法第十二条の二第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの
　同項の規定による承認に係る固定資産

二　中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人のうち、同法第二条に規定する中小企業者に該当するもので当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項及び第二項の規定による承認を受けたもの（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）　同項の規定による承認に係る固定資産

第六十六条の六第二項中「第十二条の二第二項」の下に「若しくは中小企業近代化促進法第八条第二項」を加える。

第六十九条第一項中「この項及び次条第一項」を「第七十条の三まで」に改める。

第七十条の次に次の二条を加える。

（国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税）

第七十条の二　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で科学若しくは教育の振興に寄与するところが著しいと認められるものとして政令で定めるものに贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合には当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価額の計算の基礎に算入しない。

2　前項に規定する政令で定める法人で同項の贈与を受けたものが、当該贈与があつた日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める法人に該当しないこととなつた場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、同項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続に係る相続税法第二十七条の規定による申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の贈与をした財産の明細書その他大蔵省令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

（贈与財産が公益事業の用に供されなかつた場合の修正申告等）

第七十条の三　前条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者（その者の相続人及び包括受遺者を含む。）は、同項の規定の適用を受けた財産について同条第二項に規定する事由が生じた場合には、同項に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2　前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた財産について同条第二項に規定する事由が生じたことに伴い当該財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなつたことにより、相続税法第二十七条の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、同項に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

3　前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行なう。

4　第七十条第四項の規定は、第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）について、同条第五項の規定は、第二項の規定による期限後申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号及び第五項第二号中「第七十条」とあるのは、「第七十条の三」と読み替えるものとする。

第七十二条に次の一項を加える。

3　昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に防災建築街区造成法第三条第一項に規定する土地の上に新築した住宅の用に供する家屋

で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二条第一項第四号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。

（現物出資による農地等の所有権取得の登記の税率の軽減）

第七十七条の三　農地法第二条第七項に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に、その出資者から当該出資者の耕作又は養畜の用に供していた土地又は当該土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の出資を受け、かつ、当該土地を当該農業生産法人の耕作又は養畜の用に供する場合には、その土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号及び第六号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。ただし、当該地上権、永小作権又は賃借権の取得の登記の登録税にあつては、同号の規定により算出した金額が本文の規定により算出した金額に満たない場合には、この限りでない。

第八十一条中「第十二条の二第一項」の下に「若しくは海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十八年法律第百十八号）第五条第一項若しくは第六条第一項」を、「規定による承認」の下に「若しくは中小企業近代化促進法第八条第一項の規定による承認（同法第三条第一項に規定する基本計画で昭和三十八年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内にされたものに限る。）」を加え、同条第三号中「事業の設備の譲受」を「事業に必要な資産の譲受け」に改め、「千分の四」の下に「（海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）」を加え、同条第四号中「千分の二」の下に「（海運業の再建整備に関する臨時措置法第五条第一項又は第六条第一項の規定による承認に係るものについては、千分の一）」を加える。

第八十一条の二の見出し中「不動産」を「不動産等」に改め、同条中「農業協同組合が」を「農業協同組合若しくは森林組合が」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは森林組合合併助成法第四条第二項」を加え、「農業協同組合若しくは漁業協同組合」を「農業協同組合、森林組合若しくは漁業協同組合」に、「不動産の権利又は漁船」を「不動産又は漁船の権利」に、「昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間」を「当該認定又は勧告があつた日から一年以内」に改める。

第九十条第一項及び第九十条の二第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　昭和三十八年三月三十一日以前に支払を受けるべきであつた利子所得及び配当所得については、なお従前の例による。

4　新法第三十一条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条の五まで及び第三十九条の規定は、昭和三十八年一月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る所得税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

5　昭和三十八年一月一日以後において、新法第三十三条の二第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第三項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項に規定する資産又は新法第三十四条第二項各号に規定する資産で同年四月一日前にされた新法第三十三条の二第三項第一号に規定する買取り等の申出に係るものに対する新法第三十三条の二又は第三十四条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日に当該買取り等の申出があつたものとみなす。

一　当該譲渡等が昭和三十八年一月一日から同年三月三十一日までの間にされた場合　同年一月一日

二　当該譲渡等が昭和三十八年四月一日以後にされた場合　同日

6　前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の施行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定める書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7　個人が昭和三十八年中に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十五条第一項に規定する耕作用財産又は採塩用財産の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡の日前一年以内にこれらの資産で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地にあるもの（昭和三十八年一月一日以後に取得したものを除く。）を取得し、当該取得の日から一年以内に耕作又は採塩の用に供したとき（当該期間内にその者のこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）におけるこれらの資産の譲渡に係る所得税については、同条及び旧法第三十七条の規定は、なおその効力を有する。

8　個人が昭和三十八年一月一日から昭和四十年十二月三十一日までの間に旧法第三十八条の三第一項第二号に規定する作業場の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該譲渡をした資産がこれらの号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、その者が当該譲渡の日前一年（同項第二号に規定する特定規模の作業場又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める期間。以下この項において同じ。）以内に同項に規定する買換資産（昭和三十八年一月一日以後に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときにおけ

るこれらの資産の譲渡に係る所得税については、旧法第三十八条の三から第三十八条の五までの規定は、なおその効力を有する。

9　新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10　新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十六条の規定は、昭和三十八年四月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

11　新法第六十五条の三の規定は、法人の昭和三十八年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

12　昭和三十八年一月一日以後において、新法第六十五条の三第一項に規定する特定公共事業の用に供するため、同条第二項第一号に規定する譲渡等をされた同条第一項に規定する資産で同年四月一日前にされた同条第二項第一号に規定する買取り等の申出に係るものに対する新法第六十五条の三の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日に当該買取り等の申出があつたものとみなす。

一　当該譲渡等が昭和三十八年一月一日から同年三月三十一日までの間にされた場合　同年一月一日

二　当該譲渡等が昭和三十八年四月一日以後にされた場合　同日

13　前項の場合において、同項に規定する特定公共事業の施行者は、同項に規定する買取り等の申出があつたことを証する大蔵省令で定める書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、当該事業の施行に係る営業所、事務所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14　昭和三十八年一月一日から同年三月三十一日までの間に終了する事業年度分の法人税につき新法第六十五条の三第一項の規定に該当する法人（同年五月三十一日前に、当該事業年度分の法人税に係る新法第二条第二項第六号に規定する確定申告書等で新法第六十五条の三第三項に規定する申告の記載及び同項に規定する書類の添附がないものを提出した法人に限る。）が当該事業年度分の法人税につき同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、同項の規定により損金に算入される金額その他政令で定める事項を記載した申告書に同条第三項に規定する書類を添附し、同年四月一日から二月以内に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

15　昭和三十八年四月一日前に行なわれた旧法第六十五条の三第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

16　法人が昭和三十八年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間に旧法第六十五条の三第一項第二号に規定する作業場の敷地の用に供されている土地等又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地の譲渡をし、かつ、当該譲渡をした資産がこれらの号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該譲渡の日前一年（同項第二号に規定する特定規模の作業場又は同項第三号若しくは第四号に規定する工場用地に係る工場等の建設に要する期間が一年をこえることその他の同項に規定する政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同項に規定する政令で定める期間。以下この項において同じ。）以内に同項に規定する買換資産（昭和三十八年四月一日以後に取得したものを除く。）の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を、同項第二号の場合にあつては同号に規定する特定規模の作業場の敷地の用に、同項第三号の場合にあつては同号の承認を受けた工場等集団化計画の内容に従つて同号に規定する事業の用に、同項第四号の場合にあつては同号の承認を受けたところに従つて同号に規定する事業の用にそれぞれ供したとき（当該期間内にこれらの用に供さなくなつた場合を除く。）、又は供する見込みであるときにおけるこれらの資産の譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

17　新法第六十六条の六の規定は、法人が昭和三十八年四月一日以後にした同条第一項の出資に係る法人税について適用し、同日前にした当該出資に係る法人税については、なお従前の例による。

18　新法第七十条の二及び第七十条の三の規定は、昭和三十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産に係る相続税について適用する。

19　新法第八十一条の二の規定中農業協同組合及び漁業協同組合に係る部分の規定は、昭和三十八年四月一日以後に農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）第四条第二項の認定又は漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）第十四条第一項の規定による勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用し、同日前に当該認定又は勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合のする登記に係る登録税については、なお従前の例による。

20　中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削る。

21　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項中「場合において、当該出資が第一項の承認を受けたところに従つてされたことにつき主務大臣の証明を受けたときは」を「場合には」に改める。

第十二条の三を削る。

22　附則第四項の規定により従前の例によることとされる所得税（旧法第三十八条の三から第三十八条の五までの規定に係るものに限る。）又は附則第十五項若しくは附則第十七項の規定により従前の例によることとされる法人税については、附則第二十項の規定による改正前の中小企業振興資金等助成法第十四条第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二条の三第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明又は同法第十二条の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後にお

いても、なおその効力を有するものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭三八・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（少額預金等の利子所得の非課税）

第六条の二　個人が、命令の定めるところにより、左に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券を、金融機関その他の預金の受入れをなす者又は証券業者で命令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下本条において金融機関の営業所等という。）において預入し、信託し、又は購入する場合において、当該預入、信託又は購入の際、当該預金、合同運用信託又は有価証券につき本項の規定の適用を助けようとする旨を記載した書類で命令で定めるものを提出したときは、当該預金又は合同運用信託で当該書類に係るものにあつてはそれぞれその元本の合計額がその利子又は利益の計算期間を通じて五十万円をこえない場合、当該有価証券で当該書類に係るものにあつてはその利子又は収益の分配の計算期間を通じて（当該期間の中途において購入したものについては、その購入の日から当該期間の終了の日までの間を通じて。以下本項において同じ。）命令の定めるところにより保管の委託又は登録をしており、かつ、その額面金額又はこれに準ずる金額として命令で定めるもの（以下本条において額面金額等という。）の合計額が当該期間を通じて五十万円をこえない場合に限り、これらの計算期間に係る当該預金の利子、当該合同運用信託の利益又は当該有価証券の利子及び収益の分配については、所得税を課さない。

一　預金（前条第四号に規定するものを除く。）

二　合同運用信託

三　公債及び社債並びに公社債投資信託の受益証券のうち、命令で定めるもの

前項に規定する書類は、同項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうち第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載されたものにつき、かつ、当該申告書に記載された金融機関の営業所等に対してのみ、これを提出することができる。

第一項の規定は、個人が、命令の定めるところにより、その者の住所及び氏名並びに同項の規定の適用を受けたい旨、同項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券のうちその適用を受けようとするもの並びにその適用を受けようとするものの預入、信託又は購入に係る金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載した申告書（以下本条において非課税貯蓄申告書という。）を、当該金融機関の営業所等を経由し、最初に当該預入、信託又は購入をする日までに、政府に提出した場合に限り、これを適用する。

前項の場合において、非課税貯蓄申告書が政府に提出されたときは、当該金融機関の営業所等においてこれを受理した日にその提出がされたものとみなす。

非課税貯蓄申告書には、第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるもの及びその預入、信託又は購入に係る金融機関の営業所等のうちいずれか一のものに限りこれを記載することができるものとし、一の非課税貯蓄申告書を提出した場合においては、命令で定める場合を除き、他の非課税貯蓄申告書は、これを提出することができないものとする。

第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、第一項に規定する書類及び非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した住所又は氏名を変更した場合における申告に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十一条の二第二項第一号中「十二万円」を「十二万五千円」に、「九万円」を「九万五千円」に改め、同条第三項第一号中「七万円」を「七万五千円」に改める。

第十一条の八中「十万円」を「十万五千円」に改める。

第十一条の九第一項中「三万円」を「三万五千円」に改める。

第十二条中「十万円」を「十一万円」に改める。

第十五条の九第二項中「前項の規定による控除」を「外国税控除額の控除」に改め、同条第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得につき」を削り、「当該所得の生じた日又は期間の属する年分の」を「当該」に改め、「命令の定めるところにより計算した金額」の下に「（以下外国税控除限度額という。）」を加え、「課せられた税額」を「課せられた所得税に相当する税（以下外国の所得税という。）の額」に改め、同項の次に次の二項を加える。

居住者がその年において課せられた外国の所得税の額がその年の外国税控除限度額をこえる場合（命令で定める場合を除く。）において、その年の前年以前五年内の各年につき本条の規定により控除することができた金額のうちに当該各年の外国税控除限度額に満たないものがあるときは、その年における前項の規定による控除の限度は、同項の規定にかかわらず、その年の外国税控除限度額に、当該各年の外国税控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額（命令で定める金額に限る。）に相当する金額を加算した金額とする。

居住者がその年において課せられた外国の所得税の額がその年の外国税控除限度額に満たない場合において、その年の前年以前五年内の各年において課せられた外国の所得税の額のうちに当該各年における前二項の規定による控除の限度をこえる部分の金額（命令で定める金額に限る。）があるときは、当該こえる部分の金額に相当する額の外国の所得税は、その年において課せられたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第三十八条第二項中「二千円」を「千五百円」に、「七十円」を「五十円」に改め、同条第五項中「三千円」を「三千五百円」に、「百円」を「百二十円」に改める。

別表第三及び第四を次のように改める。